名 古 屋 市 建 築 物
衛 生 管 理 の 手 引 き

令和５年１月

名　古　屋　市

目　　次

１．名古屋市建築物衛生管理の手引き…… 1

第１　空気環境の管理…… 4

第２　飲料水の管理……13

第３　雑用水の管理……23

第４　排水の管理……25

第５　清掃等……26

第６　ねずみ等の防除……27

第７　管理用図書、帳簿書類等の整備（帳簿書類等様式例）……28

第８　報告等……44

２．参考資料……45

資料１　測定・検査等法定遵守事項（政令・省令事項）……46

資料２　特定建築物とは……48

資料３　厚生労働省からの通知について

・特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈等について ……51

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について ……59

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令に関する疑義照会について ……66

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について ……69

・建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集（Q&A）について ……72

資料４　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の運用に関する要綱……89

資料５　建築物衛生指導要綱 ……99

資料６　空気環境の測定方法 ……113

資料７　空気清浄装置設置基準（JACA No3. B-1978）の現場試験法 ……129

資料８　保健センター一覧表 ……130

名古屋市建築物衛生管理の手引き

は　じ　め　に

この手引きは、特定建築物の自主管理を推進していくために、特定建築物の適切な維持管理及び帳簿書類の整備について、建築物衛生関係法令に定められた建築物環境衛生管理基準や国の建築物環境衛生維持管理要領などをまとめたものです。

実際の管理にあたっては、この手引きの内容を参考に、建築物の用途や規模、管理基準の達成状況等を考慮し、特定建築物ごとに詳細な維持管理項目を定め、計画的に維持管理を行っていくことが重要です。

（注）本手引き中の「※」は政令及び省令で定められた法定遵守事項、「＃」は本市建築物衛生指導要綱で定められた指導事項です。

建築物の環境衛生維持管理に関する法体系

〔法律〕 法第四条

建築物環境衛生管理基準

（特定建築物）･･･遵守義務
（特定建築物以外で多数の者が使用し
又は利用する建築物）･･･遵守努力義務

〔政令〕 令第二条

空気環境の調整

1. 空気環境の基準値
2. 空気環境測定の方法（省令で定める）
3. 病原体による空気汚染の防止（省令で定める）

給水及び排水の管理

1. 水質基準に適合する飲料水の供給（省令で定める）
2. 雑用水の供給による健康被害の防止（省令で定める）
3. 排水設備の補修及び掃除

〔省令〕

規則第三条･･･空気調和設備、機械換気設備の維持管理
1. 別に定める基準による維持管理（告示）

規則第三条の二･･･空気環境の測定方法
1. 測定機器
2. 測定回数
3. 測定時期

規則第三条の十八･･･空気調和設備に関する
衛生上必要な措置
1. 冷却水、加湿水の水質基準
2. 冷却塔、冷却水の水管、加湿装置の点検、
清掃等

規則第四条･･･飲料水
1. 遊離残留塩素の基準値
2. 汚染防止措置
3. 水質検査
4. 検査及び貯水槽の掃除回数
5. 危険時の措置
6. 別に定める基準による
維持管理（告示）

〔厚生労働省告示〕
（技術上の基準）

空気調和設備等

1. 空気清浄装置
2. 冷却加熱装置
3. 加湿減湿装置
4. ダクト
5. 送風機及び排風機
6. 冷却塔
7. 自動制御装置

飲料水に関する設備

1. 貯水槽
   イ 清掃
   ロ 点検、補修等
2. 飲料水系統配管
   イ 点検、補修等
   ロ 管洗浄
   ハ 防錆剤

雑用水に関する設備

1. 雑用水槽
   イ 清掃
   ロ 点検、補修等
2. 雑用水系配管等
   イ 点検、補修等
   ロ 管洗浄

〔厚生労働省健康局長通知〕 建築物環境衛生維持管理要領

清掃及びねずみ等の防除

1. 掃除を行い、廃棄物を処理すること（省令で定める）
2. ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除をすること（省令で定める）

規則第四条の二･･･雑用水
1. 遊離残留塩素の基準値
2. 汚染防止措置
3. 水質検査
4. 検査の回数
5. 危険時の措置
6. 別に定める基準による維持管理（告示）

規則第四条の三･･･排水
1. 排水設備の掃除の回数
2. 別に定める基準による維持管理（告示）

規則第四条の四･･･防除を行う動物
規則第四条の五･･･清掃等、ねずみ等の防除
1. 定期清掃の回数
2. ねずみ等発生、生息、侵入、被害状況の調査及び発生防止措置
3. ねずみ等防除のための薬剤
4. 別に定める基準による維持管理（告示）

排水に関する設備

1. 清掃
   イ 排水槽
   ロ 流入管等
   ハ 排水管等
   ニ 廃棄物処理
2. 点検、補修等
   イ トラップ
   ロ 排水管等
   ハ 排水槽等
   ニ フロートスイッチ等

清掃、廃棄物処理設備

1. 清掃
   イ 床面
   ロ カーペット類
   ハ 廃棄物処理
   ニ その他
2. 清掃用機械器具等点検、補修等
3. 廃棄物等設備点検、補修等

ねずみ等防除

1. 防除作業
2. 生息状況調査
3. 防そ防虫構造
4. 殺そ殺虫剤

第１　空気環境の管理

１　空気調和設備等の運転操作

運転操作	空気調和設備等（空気調和設備又は機械換気設備をいう）の運転操作については、気象条件、各居室の使用状況、過去における空気環境の測定結果等を勘案し、空気環境の管理基準を満たすようにすること。

空気環境の管理基準値

条件	適用施設	項　　目	基　　準　　値	判　　定
汚染条件	空気調和設備及び機械換気設備	浮遊粉じんの量	※0.15mg/㎥以下	※ １日の使用時間中の平均値（始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な２回の平均値）が基準値に適合すること。
		一酸化炭素含有率	※6ppm以下	
		二酸化炭素含有率	※1000ppm以下（0.1%以下）	
		ホルムアルデヒドの量	※0.1mg/㎥以下(0.08ppm以下)	測定機器の仕様に応じた方法及び時間で測定し、基準値に適合すること。
温熱条件	空気調和設備	気　　流	※0.5m/秒以下	※ １日の使用時間中の測定値が常に基準値に適合すること。
		温　　度	※18℃以上、28℃以下 (居室における温度を外気の温度により低くする場合は、その差を著しくしないこと。)	
		相　対　湿　度	※40％以上、70％以下	

（留意点）

① 建築物環境衛生管理基準に規定する温度(１８℃以上２８℃以下)の範囲内で適切な温度を設定し、過冷房、過暖房が生じないよう十分配慮すること。

② 建築物環境衛生管理基準に規定する相対湿度(４０％以上７０％以下)の範囲内で適切な相対湿度を設定するとともに、冬期における低湿度が生じないよう加湿装置を適切に運転管理すること。

③ 居室内の空気が建築物環境衛生管理基準に規定する二酸化炭素の含有率（１００万分の１０００以下）に保たれるよう、換気に十分配慮すること。個別方式の空気調和設備にあっては、換気装置等（全熱交換器を含む。）の停止による外気量不足を生じないよう、利用者へ正しい使用方法を周知すること。

④ 空気環境が常に基準値を満たさない場所については、改善計画をたてること。

2　空気環境の測定

(1) 測定項目及び測定間隔等

適用施設	測　定　項　目	測定間隔等
空気調和設備	※浮遊粉じんの量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、温度、相対湿度、気流	※ 測定は２月以内ごとに１回定期的に実施すること。
機械換気設備	※浮遊粉じんの量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流	
空気調和設備及び機械換気設備	※ホルムアルデヒドの量	※ 新築、大規模の修繕、大規模の模様替を行い、その使用を開始した日以後の最初に到来する６月１日から９月３０日までの間に１回実施すること。

（留意点）

①　「２月以内ごとに１回」の測定は、必要最小限のものであり、建築物の使用状況、過去における空気環境の測定結果等によって、測定を適宜実施すること。

②　＃空気環境測定の実施結果が不適である場所について、原因の究明を行い必要に応じて改善の計画を策定し、対策実施に努めること。

③　ホルムアルデヒドの量の測定の結果が基準値を超過した場合は、空気調和設備等を調整し、外気導入量を増加させるなど、室内空気中の低減策に努めるとともに、翌年の測定期間中に１回、再度、当該測定を実施すること。

④　新設の特定建築物の場合、使用開始後１年間は、毎月空気環境の測定を行い、空調設備の運転操作の資料、早期の問題点発見の資とすることが望ましい。

(2) 測定地点の選定

測定地点	各階ごと１地点以上とするが、施設の規模・構造・利用状況・空調系統・間仕切りなどを考慮に入れ適宜追加すること。

（留意点）

①　各空調系統で、１地点以上選定することが望ましい。

②　必ず外気取り入れ口に近い位置で、外気の測定（気流を除く）を行うための測定点を選定すること。

③　施設の規模に応じ、次表を参考にして測定点を選定すること。ただし、個別空調の場合はさらに適宜測定地点数を増やすこと。

建築物延面積	測定を必要とする延床面積 （空調比60％の場合）	１測定点あたりの 空調居室床面積	１建築物あたりの 測定地点数
3,000㎡	1,800㎡	300㎡	6点
5,000	3,000	400	8
10,000	6,000	500	12
20,000	12,000	800	15
30,000	18,000	1000	18
100,000	60,000	2000	30

(3) 測定方法等

測　定　時　刻	通常の使用時間中に行うこと。
測　定　回　数	１日の測定回数は、始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な２回とすること。ただし、ホルムアルデヒドの量は通常の使用時間中１回とすること。
測 定 の 高 さ	床上75cm以上、150cm以下の位置で測定すること。
測　定　場　所	居室中央部で測定すること。

（留意点）

① 測定時には、在室人員、喫煙状況、空気調和設備等の運転状況等も合わせて調査し、帳簿書類等様式例４を参考に記録すること。

② 測定結果は解析や評価がしやすいようにグラフ化や図表化し、設備や使用条件等測定結果に影響を与える要素を考慮して解析評価を行うこと。（次図例参考）

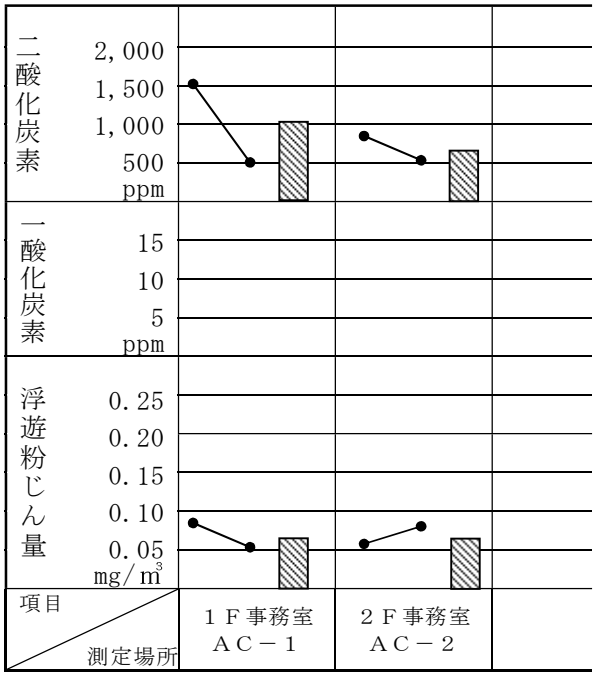

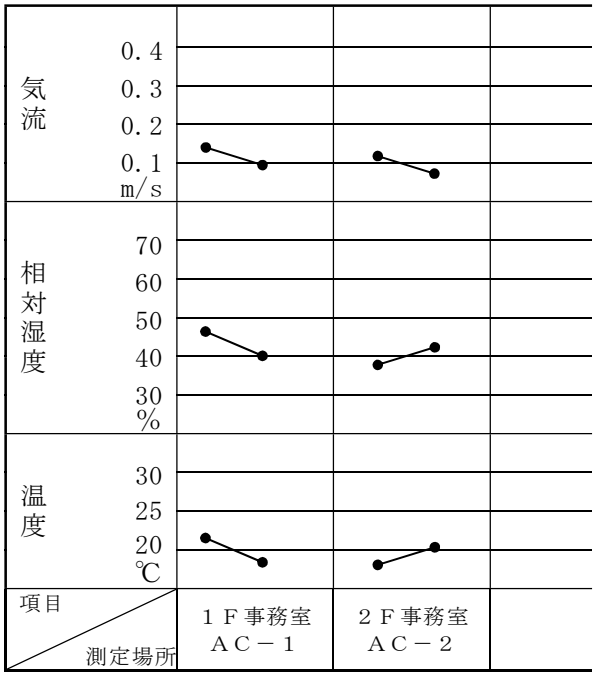

③ 測定は、測定台・ワゴン等を活用し、効率的に行うこと。

(4) 測定器

測定項目	規則第３条の２に基づく測定器	同程度以上の性能を有する測定器例
浮遊粉じんの量	(1)グラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器 (2)厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	光散乱法による測定器 反射率法による測定器 透過率法による測定器 圧電方式による測定器
一酸化炭素含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器	五酸化ヨウ素法による測定器 電気化学法による測定器 ホップカライト法による測定器 赤外線分析法による測定器

二酸化炭素含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器	水酸化バリウム法による測定器 ガス干渉計法による測定器 赤外線分析法による測定器
温　　度	0.5度目盛の温度計	サーミスター温度計 熱電温度計
相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計	アスマン通風乾湿球湿度計 アウグスト乾湿計
気　　流	0.2m/秒以上の気流を測定できる風速計	カタ温度計 熱線風速計 熱体風速計
ホルムアルデヒドの量	(1)2･4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器 (2)4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1･2･4-トリアゾール法により測定する機器 (3)厚生労働大臣が別に指定する測定器	

別に指定する測定器

指定番号	型式	製造者等の名称
1501	FP-30	理研計器(株)
1502	710	光明理化学工業(株)
1503	XP-308B	新コスモス電機(株)
1504	91P	(株)ガステック
1505	91PL	(株)ガステック
1506	TFBA-A	(株)住化分析センター
1601	IS4160-SP(HCHO)	(株)ジェイエムエス
1602	ホルムアルデメータhtV	(株)ジェイエムエス
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	(株)バイオメディア
1604	FANAT-10	(有)エフテクノ
1901	CNET-A	(株)住化分析センター
1902	MDS-100	(株)ガステック
2301	FMM-MD	神栄テクノロジー(株)
2701	FP-31	理研計器(株)
2702	713	光明理化学工業(株)
2703	261S	(株)ガステック

(留意点)

① 測定器の使用にあたっては、機器取扱説明書を参考に、各々の測定器ごとに定められた使用方法に誤りがないよう使用すること。また、ホルムアルデヒドの指定測定器については、測定器ごとに特性が異なるため、使用方法に注意して適切に使用すること。

(5) 測定器の較正及び点検整備

測定器の種類	実施回数	内　　容
全ての測定器	定　期	点検・整備
浮遊粉じん量の測定に使用する機器	＃１回/１年以内	※厚生労働大臣の登録を受けた者の較正

(留意点)

① 点検整備を実施して、常に良好な状態の測定器を使用し、測定を行うこと。

② 外気の二酸化炭素濃度の測定値が300ppm未満の場合は、二酸化炭素測定器の較正・点検整備を行うこと。

③ 浮遊粉じん計の較正済票の写しなどを帳簿書類に保管しておくこと。

3　空気調和設備等の維持管理

(1) 冷却塔・冷却水

供給する水は、※水道法第４条に適合する水（原則として水道水）とすること。ただし、井水や雨水等を冷却水に使用している場合、飲料水の供給に係る水質検査項目（第２飲料水の管理１水質管理(2)）のいわゆるビル管１６項目を使用期間中、１年に１回程度実施すること。

種類	項　　目		実施回数	必要に応じ実施する措置
冷却塔	点検	※汚れの状況 集水槽、散水装置、充填材、エリミネーターの汚れ、損傷 目詰まりの状況	※使用開始時及び使用期間中１回／月以内	整備・補修・清掃等
		ボールタップ、送風機、電動機の作動状態	４回／１年以内	整備・補修
	清掃	※冷却塔の清掃	※１回／１年以内	
冷却水	点検	※汚れの状況	※使用開始時及び使用期間中１回／月以内	冷却水の交換、清掃、 消毒等
	清掃	※冷却水の水管の清掃	※１回／１年以内	使用期間前に実施 必要に応じ使用期間後に実施
	水質検査	＃レジオネラ属菌	＃使用期間中 １回／１年以内	

（留意点）

① ＃冷却水の水管の清掃は、過酸化水素、塩素剤、有機系殺菌剤等を用いた化学的洗浄を実施し清掃後は全ブローすること。＃期間運用の冷却塔にあっては運転開始前に化学的洗浄を実施すること。なお、腐食性の強い薬剤を使用する場合は、系内の金属素材の腐食防止に十分配慮すること。

② 洗浄殺菌効果を維持し、微生物や藻類の繁殖を抑制するために、＃殺菌剤・水処理剤等を継続的に投入すること。

③ 冷却塔と外気取入口や窓等との位置関係を調査し、冷却水の飛散による細菌感染等の健康被害が生じることのないよう留意すること。

④ ＃レジオネラ属菌の検査において、100cfu/100mL以上検出された場合は、菌数を減少させるため清掃・消毒等の必要な対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下(10cfu/100mL未満)であることを確認すること。

(2) 加湿装置

供給する水は、※水道法第４条に適合する水（原則として水道水）とすること。

種類	項　　目		実施回数	必要に応じ実施する措置
加湿装置	点検	※汚れの状況 スプレーノズルの閉塞状況 エリミネーターの汚れ、損傷状況 噴霧状態 水系路又は蒸気路の蒸発残留物の堆積状況 ※排水受けの汚れ、閉塞の状況	※使用開始時及び使用期間中１回／１月以内	洗浄・整備・補修 清掃・部品の取替え ポンプ類の調節等
	清掃	※加湿装置の清掃	※１回／１年以内	
		＃加湿装置の水抜き及び清掃	＃使用開始時及び使用終了時	
		＃加湿水の補給水槽の清掃	＃１回／１年以内	
	水質検査	加湿に用いる水 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度	使用期間中１回程度／１年以内	（基準） 水道法の水質基準に関する省令に定める基準に適合すること
家庭用加湿器	清掃	＃タンク内の水の全換水 ＃タンク内の清掃	＃毎日	

（留意点）

① 加湿装置、排水受けについて、レジオネラ属菌等を含むスライム、カビ等の汚れを検知するセンサーがついている場合には、このことをもって、月１回の点検を実施しているとみなすこととできる。

② 単一の建築物内で同一の設置環境下にある空気調和設備について、運転条件や型式別にグループ化した上で、各階毎にその代表設備を目視により点検等（内視鏡による点検を含む。）することとし、代表設備以外の設備については、給気にカビ臭等の異臭がないか等の確認をもって、加湿装置、排水受けの状況を判断することで差し支えない。

③ 気化式加湿器については、加湿材の汚れ及び加湿能力を点検し、必要に応じて洗浄又は交換を行うこと。

④ 超音波式加湿器については、振動子を清掃し、貯留水を清潔に保つこと。

⑤ 家庭用加湿器とは、主に家庭で使用される卓上用又は床置き式の加湿器をいう。

(3) 排水受け

種類	点検項目	実施回数	必要に応じ実施する措置
空気調和設備内に設けられた排水受け	※排水受けの汚れ、閉塞の状況	※使用開始時及び使用期間中１回／１月以内	整備・補修・清掃等

（留意点）

① 排水受けについて、レジオネラ属菌等を含むスライム、カビ等の汚れを検知するセンサーがついている場合には、このことをもって、月１回の点検を実施しているとみなすこととできる。

② 単一の建築物内で同一の設置環境下にある空気調和設備について、運転条件や型式別にグループ化した上で、各階毎にその代表設備を目視により点検等（内視鏡による点検を含む。）することとし、代表設備以外の設備については、給気にカビ臭等の異臭がないか等の確認をもって、排水受けの状況を判断することで差し支えない。

(4) 空気清浄装置

装置の種類	点検項目	実施回数	必要に応じ実施する措置
エアフィルター 静電式空気清浄装置（分煙用を含む。）等の空気清浄装置	ろ材の汚染状況 フィルターチャンバ内部の汚染状況 イオン化部及び集じんユニット部の汚染状況 ろ材の変形、空気漏れ ろ材の前後の気圧差等	４回／１年以内	整備・補修 ろ材の取替え ろ材又は集じん部の性能検査等

（留意点）

① 空気清浄装置の維持管理を行っているにもかかわらず、居室における浮遊粉じんの量が、基準に適合しない場合には、ろ材又は集じん部の性能、必要な外気量、喫煙状況等について調査を行い、必要な措置を講じること。

(5) 冷却加熱装置

装置の種類	点検項目	実施回数	必要に応じ実施する措置
冷却加熱装置	コイル表面の汚れの状況等	随　時	コイルの洗浄、取替え

(6) ダクト

装置の種類	点検項目等	実施回数	必要に応じ実施する措置
ダクト	漏気の原因となるダクトの亀裂、ボルトの緩み、パッキン、リベットの状態等、ダクト内汚れ	２回／１年以内	部品の取替え 補修、清掃等
ダンパー	作動状態		整備・補修等
吹出口・吸込口	吹出口・吸込口周辺を定期に清掃 吹出口・吸込口の汚れ、調整	４回／１年以内	清掃、補修等
厨房ダクト･フード、グリスフィルター	油脂、汚れの状態	随　時	清掃

(7) 送風機・排風機

装置の種類	点検項目	実施回数	必要に応じ実施する措置
送風機、排風機	送風量・排風量 作動状況	4回／ 1年以内	整備・補修

(留意点)

① 送風量、排風量の確認は、風量測定口における測定等、当該送風機、排風機に応じた方法で行うこと。

(8) 自動制御装置

装置の種類	点検項目	実施回数	必要に応じ実施する措置
自動制御装置	隔測温湿度計の検出部の障害の有無	6回／ 1年以内	整備・補修

(留意点)

① 自動制御装置については、経年変化に対する調整及び設定温（湿）度と室内温（湿）度との差の点検も行うこと。また、適切な外気導入量を確保するため、定期に風量の点検を行うこと。なお、実測値との差が認められた場合には、センサー等の調整を実施すること。

(9) 全熱交換器

装置の種類	点検項目	実施回数	必要に応じ実施する措置
全熱交換器	フィルターやエレメントの汚れ	4回／ 1年以内	清掃・交換

(留意点)

① 個別に各居室等に全熱交換器が設置されている場合は、全熱交換器の停止による#外気量不足を生じないよう、利用者へ正しい使用方法を周知すること。

(10) 吹付けアスベストの管理

吹き付けアスベストの管理にあたっては、厚生省生活衛生局企画課長通知（衛企第９号、S63.2.1）に基づき適切な措置を講ずるとともに、その記録を整理保管すること。

建築物内アスベスト対策フローチャート

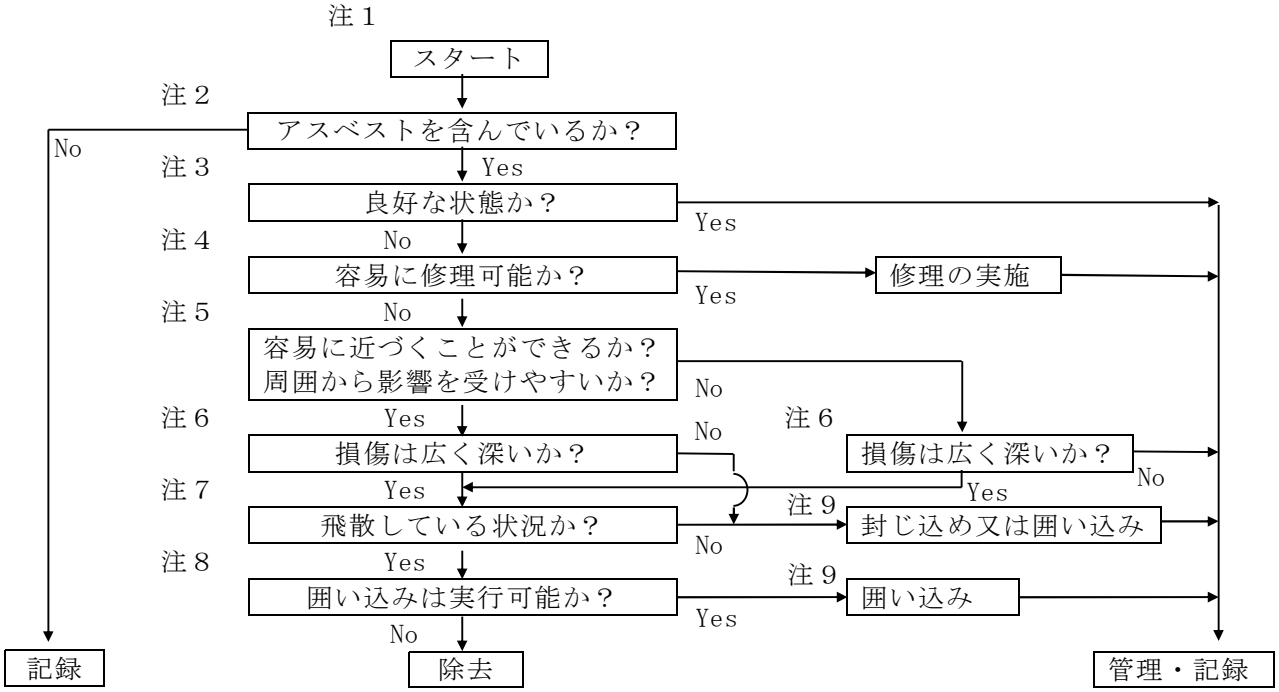

注１：全ての作業は関連法令やマニュアルの定めるところに従って行う。各項目における判断に疑義や迷いを生ずる場合には、下向き矢印を採択する。

注２：アスベストを含んでいるか否かについては、設計図面により判定する。なお、X線回折法又は電子顕微鏡法により判定することもできる。

注３：良好な状態とは、損傷を受けておらず、剥離の兆候もなく、周囲に建材が飛散したことを示す破片等がないことである。建材が良好な状態にあっても、非常に損傷を受けやすい状態にあるか、そうなる可能性がある場合には、良好な状態でないとして扱う。

注４：容易に修理可能な損傷とは、小さなひっかききずや刺しきず程度の軽微なものをいう。修理作業とは、小さな損傷部位に対して塗装する、封じ込め剤を使う、詰め込む等により良好な状態に戻す作業をいう。修理作業に際しては、粉じんが飛散しないよう適切な措置を講ずる。

注５：周囲から影響を受けやすいとは、車や人、物による破損や衝撃、またある場合には、保守作業等の場合に生じる損傷を受けやすいことをいう。

注６：損傷が広く深いとは、物理的な衝撃や劣化等により破断、切断等が生じており、損傷面から発じんが懸念されるものをいう。広く深い損傷を受けていないが、容易に近づくことができるか、又は、周囲から影響を受けやすい場合には、損傷がこれ以上大きくならないような保護措置、封じ込め又は囲い込みが必要となる。

注７：砕けやすい破片や剥離した状態であれば、アスベストは飛散していると考えられる。

注８：損傷領域が広範囲であったり、建材へ容易に接近できない場合、囲い込みは困難である。

注９：現場の状況、使用実態等により、除去を選択することも可能である。

第２　飲料水の管理

飲料水とは、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用（旅館業法の許可を受けた者が経営する施設における浴用を除く）に供するものをいう。

１　水質管理

飲料水の水質管理について、貯水槽などの給水に関する設備を設ける場合は、＃系統ごとに行うこと。中央式給湯設備を設けている場合は、当該給湯水についても同様に、＃系統ごとに行うこと。

(1) 眼視等の検査及び残留塩素の測定

<table>
<tr><th>検査の項目</th><th>実施回数</th><th>基　　準　　等</th></tr>
<tr><td>眼視等の検査
(色、濁り、臭い、味)</td><td>＃
1回/7日以内</td><td>(基準)
異常がないこと</td></tr>
<tr><td>残留塩素の測定
(残留塩素の含有率)</td><td>※
1回/7日以内</td><td>(基準)
<table>
<tr><th></th><th>遊離残留塩素</th><th>結合残留塩素</th></tr>
<tr><td>平常時</td><td>0.1mg/L以上</td><td>0.4mg/L以上</td></tr>
<tr><td>緊急時</td><td>0.2mg/L以上</td><td>1.5mg/L以上</td></tr>
</table>
中央式給湯設備において、維持管理が適正に行われており、かつ、末端の給水栓における当該水の水温が５５度以上に保持されている場合は省略できる。
緊急時とは、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある状況等をいう。</td></tr>
</table>

(留意点)

① 検査方法は次による。
- 採水は、末端給水栓で行うこと。
- 眼視等の検査は、無色透明のコップ等に採水し、水の色、濁り、臭い、味、その他の状態を眼視等により検査すること。
- 残留塩素の測定は、ＤＰＤ法又はこれと同等以上に精度を有する方法によること。

② 残留塩素の含有率基準を保持できない場合は、塩素剤の点滴注入設備等を設置し消毒を行うこと。

③ 色・濁り・臭い・味の検査及び残留塩素の測定により異常を認めた場合にあっては、原因を調査するとともに、「１(3)その他衛生上必要な措置」の表を参考に水質検査を行うこと。

④ 貯水槽の清掃、塗装、工事などに伴う断水後に給水を再開する際の残留塩素の測定については、遊離残留塩素0.2mg/L以上、結合残留塩素1.5mg/L以上の基準を満たすこと。（「２給水設備の維持管理 (1) 貯水槽（貯湯槽を含む）の清掃」の⑨貯水槽の水張り終了後における項目を参照。）

(2) 飲料水の供給に係る水質検査

検査の種類	実施回数	項　　目	基　　準
市水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合	※1回/6月以内	＜ビル管１６項目＞ 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度 （ただし、下線のある項目については、水質検査の結果が水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。）	※水道法の水質基準に関する省令に定める基準に適合すること
	※1回/1年以内 (6月1日から9月30日の間に検査すること。)	＜消毒副生成物１２項目＞ シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	
地下水等の水を水源に全部又は一部として飲料水を供給する場合	※1回 （給水開始前）	水道法の水質基準に関する省令の全項目	
	※1回/6月以内	＜ビル管１６項目＞ 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度 （ただし、下線のある項目については、水質検査の結果が水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。）	
	※1回/1年以内 (6月1日から9月30日の間に検査すること。)	＜消毒副生成物１２項目＞ シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	
	※1回/3年以内	四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類	
	※水質基準に適合しないおそれのあるとき	必要と思われる項目	
異常時等の水質検査	「１(3)その他衛生上必要な措置」の項参照		

（留意点）

① 検査方法は次による。

・採水は、末端給水栓で行うこと。

・飲料水の供給に係る水質検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）又はこれと同等以上の精度を有する方法によること。水質基準の詳細は次の表のとおり。

	項目	水質基準
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下

36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール (別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	3mg/L以下
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

(3) その他衛生上必要な措置

① 水質に異常を認めた場合、必要な項目の水質検査を行うこと。
② 供給する水が人の健康を害する恐れがある場合、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを周知すること。
③ 飲料水を２日間（48 時間）以上使用中止したときは、一定時間放水し、末端給水栓で所定量の残留塩素を確認してから飲料に使用すること。
④ 受水タンクが消火用水槽を兼ねる場合は、消火用ポンプの呼水を月１回以上新鮮な飲料水と入れ替えること。
⑤ 地震（震度４以上）、台風、浸水その他異常現象により断水、濁水等異常を認めたときは、速やかに眼視等の検査及び残留塩素の測定を行いあわせて給水設備の点検を行うこと。

（留意点）

① 眼視等の検査及び残留塩素の測定により異常を認めた場合、原因を調査するとともに次の表を参考に水質検査を行うこと。

異常項目	特　定　項　目	共　通　項　目
色	鉄及びその化合物、亜鉛及びその化合物、マンガン及びその化合物、銅及びその化合物等	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度
濁　り	鉄及びその化合物、亜鉛及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、鉛及びその化合物等	
臭　い	フェノール類等	
味	鉄及びその化合物、亜鉛及びその化合物、マンガン及びその化合物等	
残留塩素	鉄及びその化合物等	

2　給水設備の維持管理

(1) 貯水槽（貯湯槽を含む）の清掃

貯水槽の清掃	※　１回／１年以内

清掃を行うにあたっての留意点	貯水槽内の消毒の要領
①　受水槽の清掃を行った後、高置水槽又は圧力水槽の清掃を行うこと。 　ただし、原則として同じ日に行うこと。 ②　＃作業者の健康状態に留意し、おおむね６ヶ月ごとに、検便（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌対象）を行い、健康状態不良の者は作業に従事しないこと。 ③　作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものとする。また、作業にあたっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。 ④　貯水槽内の照明・換気に注意して事故防止を図ること。 ⑤　貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を貯水槽の材質に応じ、適切に除去し、洗浄に用いた水を完全に除去するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 ⑥　水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。 ⑦　貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて２回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒排水を完全に除去するとともに、消毒終了後は、貯水槽内に立ち入らないこと。 　貯水槽内の消毒については右欄要領を参照のこと。 ⑧　清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和34年法律第79号）等（以下関連法令という。）の規定に基づき、適切に処理すること。 ⑨　貯水槽の水張り終了後、下記基準に基づき、給水栓及び貯水槽内における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。 　ただし、基準に定める検査法による検査を、貯水槽の再使用までに行えない場合は、とりあえず、“眼視等の検査”と残留塩素の測定を行い、事後基準に基づく検査法により確認すること。	①　消毒薬は有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。 ②　消毒は貯水槽内の天井の下面、壁面及び床面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。 ③　上記の方法により２回以上消毒を行い、消毒後は30分以上時間をおくこと。 ④　消毒作業が終了した後、洗浄し、洗浄水を排水した後、貯水槽内への水張りを行うこと。

（基準）

項　　目	基　　準	検査又は測定方法
色　　度 濁　　度 臭　　気 味	５度以下 ２度以下 異常でないこと （ただし、消毒によるものを除く） 異常でないこと （ただし、消毒によるものを除く）	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
残留塩素の含有率	遊離残留塩素　0.2mg/L 以上 結合残留塩素　1.5mg/L 以上	ＤＰＤ法又はこれと同等以上の精度を有する方法

(2) 貯水槽（貯湯槽を含む）の保守点検

※貯水槽の点検等により、飲料水が汚染されないよう必要な措置を講じること

点検項目	実施回数	点検内容	留意点
貯水槽の内面	1回／ 1月以内	内面の損傷、劣化等の状況	必要に応じ、次の基準に従い、被覆その他の補修を行うこと。 ① 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこと。 ② 貯水槽の水張り終了後、貯水槽清掃後の水質検査と同様の検査を行うこと。
貯水槽の外壁、水漏れ等	1回／ 7日以内	貯水槽の水漏れ、外壁の損傷、さび、腐食の有無、マンホールの密閉状態	この点検は、地震等水質に影響を与える恐れのある事態が発生した場合も速やかに行うこと。 マンホールについては、防水パッキン及び施錠の状態等を点検する。必要に応じ補修等を行うこと。
オーバーフロー管、水抜管、通気管等		水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間（管径の2倍以上、最小150㎜） 管の防虫網の詰まり、損傷の有無	必要に応じ補修等を行うこと。
ボールタップ、フロートスイッチ・電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁		作動状況等 汚れの状況及び取付け状態	必要に応じ補修等を行うこと。
塩素滅菌器		逆流止めの玉弁及びサイホンブレーカの作動状況、薬液の有無	
給水ポンプ		揚水量及び作動状況 潤滑油は切れていないか、水漏れはないか	必要に応じ補修等を行うこと。
貯水槽の周辺		周囲の清潔状況、有害物の有無	必要に応じ清掃、消毒等を行うこと。

（留意点）

① 貯水槽内への外部からの汚水の浸入については、槽内に水が満水のときは確認しがたいので、定期の清掃時に亀裂の有無をチェックし、必要に応じて補修を行うこと。

(3) 給湯設備の維持管理

① 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
② 循環式の中央式給湯設備は、湯槽内の湯温が 60 度以上、#末端の給湯栓でも 55 度以上となるように維持管理すること。
③ 循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するように排水弁、循環ポンプや流量弁を適切に調整すること。

(4) 飲料水系統配管の保守点検

点検項目	実施回数	点検内容	留意点
給水管の漏水・腐食等の状況	1回／1月以内	管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無	管の損傷、さび、腐食及び水漏れについては、目視のほか、残留塩素量及び給水量の推移等を参考として点検し、必要に応じ管の補修等を行うこと。
クロスコネクション、逆サイホン作用等		他系統配管との連結がないこと 衛生器具の吐水口空間の保持状況 バキュームブレーカーの作動状況	給水栓において残留塩素が検出されない場合、若しくは残留塩素量の変動が著しい場合はクロスコネクション等の疑いがあるので、速やかに原因を解明し、適切な措置を講じること。また、その措置が講じられるまでの間毎日残留塩素の測定を行うこと。 なお、人の健康を害する恐れのある場合は、直ちに給水を停止すること。

管洗浄にあたっての留意点	
① 作業計画の立案	作業を行う前に赤水の状況、管の老朽度、建築物の用途等を考慮して作業計画を立てること。
② 周囲の生活環境への配慮	作業にあたっては、著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないようにすること。
③ 仮設配管による汚染への留意	作業期間中に仮設配管による給水を行う場合には、飲料水の汚染が起こらないように注意すること。
④ 管洗浄に用いた水、砂等の処理	管洗浄に用いた水、砂、薬品等については、2回以上通水洗浄を行い、完全に排除し、かつ、これらを関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。
⑤ 管洗浄後の水質検査	管洗浄後、給水を開始しようとするときは、給水栓における水について、「(1) 貯水槽（貯湯槽を含む）の清掃」の⑨貯水槽の水張り終了後の水質検査と同様の検査を行うこと。

(5) 防錆剤の使用

防錆剤使用にあたっての基準	
① 使用するにあたっての原則	防錆剤の使用は、赤水等の対策として飲料水系統配管の布設替え等が行われるまでの応急対策とすること。
② 注入方法	液状の防錆剤をポンプにより給水量に応じて注入する方式又は給水管途中にバイパスを設け、固体状の防錆剤を自然溶解させて給水量に応じて注入する方法によること。
③ 含有率	赤水等を防止し得る最低濃度とし、定常時においては、リン酸塩を主成分とするものにあっては五酸化リンとして５ｍｇ／Ｌ、ケイ酸塩を主成分とするものにあっては二酸化ケイ素として５ｍｇ／Ｌ、両者の混合物を主成分とするものにあっては五酸化リン及び二酸化ケイ素の合計として５ｍｇ／Ｌを超えてはならないこと。 また、注入初期においては、いずれの場合も１５ｍｇ／Ｌを超えてはならないこと。
④ 防錆剤の品質規格	下表のとおり
⑤ 水質検査	水質検査は社団法人日本水道協会の「上水試験法」又はこれと同等以上の精度を有する方法によること。 検査は、定常時においては２月ごとに１回防錆剤の濃度検査を行うこと。 また注入初期については７日ごとに１回防錆剤の濃度検査を行うこと。
⑥ 防錆剤管理責任者	飲料水用の防錆剤の使用について十分な知識及び技能を有する防錆剤管理に係る責任者を選任すること。責任者は防錆剤の注入及び管理に関する一切の業務を行うこと。
⑦ 防錆剤使用開始届等	＃防錆剤の使用を開始した場合は、その日から１月以内に「防錆剤使用開始届」を保健所長に提出すること。また、＃防錆剤管理責任者の氏名・住所を変更する場合、防錆剤の種類・注入方法を変更した場合は、その日から１月以内に「防錆剤使用変更届」を保健所長に提出すること。
⑧ 帳簿書類	防錆剤の濃度の検査に関しては、採水の日時及び場所、検査日時、検査結果、検査の実施者及び方法等を、注入装置に関しては、点検、整備、補修等を実施した年月日、実施者名、作業内容等をそれぞれ記載する帳簿書類を作成すること。

（留意点）

① 防錆剤の注入装置は、濃度を安定して維持できる性能を有するもので、かつ、水質の汚染をきたさない材質のものを使用すること。また、運転状況及び性能を定期的に点検し、必要に応じ、整備、補修等を行うこと。

防錆剤の品質規格

種類 / 項目		1種		2種		3種	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
主成分	リン酸塩〔五酸化リン（P_2O_5）として〕	51％以上かつ表示値±1％以内	11％以上かつ表示値±0.5％以内			両成分を合計して51％以上かつ表示値±1％以内	両成分を合計して11％以上かつ表示値±0.5％以内
	ケイ酸塩〔二酸化ケイ素（SiO_2）として〕			62％以上かつ表示値±1％以内	13％以上かつ表示値±0.5％以内		
外観及び性状		無色、白色又はわずかに着色した固体状のもの	無色透明の液体	無色又はわずかに着色した固体状のもの	1種2号に同じ	1種1号に同じ	1種2号に同じ
主成分以外の金属等	ヒ素	2 mg/kg以下	固形換算して1種1号に同じ	1種1号に同じ	固形換算して1種1号に同じ	1種1号に同じ	固形換算して1種1号に同じ
	カドミウム	2 mg/kg以下					
	鉛	15 mg/kg以下					
	水銀	0.2mg/kg以下					
	不溶分	0.05 %以下					

(6) ウォータークーラーの管理

点検項目	内　　容
水　受　皿	1日1回以上ノズル及び水受皿などの水飲み口周囲を清掃し清潔にすること。
冷却タンク	＃1日1回使用開始前に5分間程度の通水を行うこと。＃1月1回以上冷却タンクの水抜き洗浄を行うこと。
点検整備	年1回以上点検整備を行うこと。

（留意点）

① 自動洗浄装置が付いている機種にあっては、使用開始前に洗浄するようタイマー設定を行うこと。

② 長時間使用しない場合には、冷却タンクの水抜きを行うこと。

水質検査項目	内　　容
色・濁り・味・臭い	＃1日1回使用開始前に色・濁り・味・臭いに異常がないことを確認すること。
残留塩素の含有率	＃7日以内に1回ごと定期的に測定し、残留塩素の含有率が 0.1mg/Ｌ以上あることを確認すること。

（留意点）

① 色・濁り・味・臭いの検査及び残留塩素の測定により異常を認めた場合にあっては、原因を調査するとともに、「1(3)その他衛生上必要な措置」の表を参考に水質検査を行うこと。

第３　雑用水の管理

雑用水とは、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用（旅館業法の許可を受けた者が経営する施設における浴用を除く）に供する以外のものをいう。ただし、市水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合の管理はこの限りでない。

１　水質管理

(1) 水質検査

<table>
<tr><th>項目</th><th>実施回数</th><th>基　　準　　等</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>残留塩素の含有率</td><td rowspan="3">※1回/7日以内</td><td>（基準）
<table><tr><td></td><td>遊離残留塩素</td><td>結合残留塩素</td></tr><tr><td>平常時</td><td>0.1mg/L 以上</td><td>0.4mg/L 以上</td></tr><tr><td>緊急時</td><td>0.2mg/L 以上</td><td>1.5mg/L 以上</td></tr></table>緊急時とは、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある状況等をいう。</td><td rowspan="3">水洗便所の用に供する水にあっては、残留塩素、ｐＨ値、臭気、外観、大腸菌が適合すること</td></tr>
<tr><td>ｐＨ値
臭気
外観</td><td>5.8～8.6
異常でないこと
ほとんど無色透明であること</td></tr>
<tr><td>大腸菌
濁度</td><td>※1回/2月以内</td><td>検出されないこと
2 度以下であること</td></tr>
</table>

（留意点）

①　検査方法は次による。

・採水は、原則として末端給水栓で行うこと。

・残留塩素の測定は、ＤＰＤ法又はこれと同等以上に精度を有する方法によること。

・pH 値、臭気、大腸菌及び濁度については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法によること。

(2) その他衛生上必要な措置

①　散水、修景又は清掃の用に供する水にあっては、し尿を含む水を原水として用いないこと。

②　供給する水が人の健康を害する恐れがある場合、給水を停止しかつその水を使用することが危険であることを周知すること。

２　雑用水設備の維持管理

(1) 雑用水槽の清掃

雑用水槽の清掃	雑用水槽の容量・材質、雑用水の水源の種別等に応じ定期に行うこと

（留意点）

①　壁面等に付着した物質の除去は、雑用水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。

②　洗浄に用いた水は、槽内から完全に除去するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。

③　清掃終了後、原則として末端給水栓で残留塩素の検査を行い、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

(2) 雑用水槽・雑用水系統配管等の維持管理

※雑用水の水槽の点検等により、雑用水が汚染されないよう必要な措置を講じること

点検項目	実施回数	点検内容	留意点
雑用水槽の内面	1回／1月以内	内面の破損、劣化等の状況	必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
雑用水槽の外壁・水漏れ等	1回／7日以内	雑用水槽の水漏れ、外壁の損傷、さび、腐食の有無、マンホールの密閉状態	必要に応じ、補修等を行うこと。
オーバーフロー管、水抜管、通気管等	1回／1月以内	水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間の確保 管の防虫網の詰まり、損傷の有無 オーバーフロー管、水抜管の損傷、さび、腐食、詰まり、漏水の有無	間接排水として、排水口空間の確保又は排水口への開放を確認すること。 機能が阻害されていないことを確認すること。 必要に応じ補修等を行うこと。
ボールタップ、フロートスイッチ・電極式制御装置、満減水警報装置 フート弁		作動状況等 電極棒の汚れの状況及び取付け状態	必要に応じ補修等を行うこと。
塩素滅菌器		逆流止めの玉弁及びサイホンブレーカの作動状況、薬液の有無	
給水ポンプ		揚水量及び作動状況 潤滑油は切れていないか、水漏れはないか	必要に応じ補修等を行うこと。
雑用水槽の周辺		周囲の清潔状況、有害物の有無	必要に応じ清掃等を行うこと。
雑用水管の漏水・腐食等の状況	1回／1月以内	管の損傷、さび、腐食、スライム・スケールの付着、水漏れの有無	さび、スケールがある場合は、管内洗浄を行うこと。また、スライムがある場合は、雑用水の残留塩素濃度を高めて洗浄すること。 必要に応じ、補修等を行うこと。
クロスコネクション、逆サイホン作用等		他系統配管との連結がないこと 衛生器具の吐水口空間の保持状況	水道水の補給は間接給水とし、十分な吐水口空間が確保されていることを確認すること。 必要に応じ、補修等を行うこと。

（留意点）

① ＃誤飲、誤使用防止のため、使用箇所にステッカーやラベルなどで雑用水であることを表示し、定期的に表示の確認を行うこと。

② 設備の変更・増設工事などが行われた場合は、雑用水に着色して通水試験を行い、飲料水の器具に着色水が出ないことを確認する方法等により、誤接合・誤配管が無いことを確認すること。

③ 管洗浄後、給水を開始するときに、給水栓において所定の残留塩素濃度が確保されていることを確認すること。

第４　排水の管理

１　排水設備の清掃

設備の種類	実施回数	清掃の内容	廃棄物の処理
排水槽	※１回／６月以内	槽内の汚水及び残留物質の排除	清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。
流入管 排水ポンプ等		付着した物質の除去	
排水管 通気管		内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。	
阻集器		内部の油脂分、汚泥等異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。また、清掃後は内部の仕切板等を正しく装着し、機能の維持を図る。	

（留意点）

① 排水の状況は建築物の用途等によって異なるので、排水の質と量及び排水槽の容量等に応じて清掃の頻度を増すこと。

② 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意すること。

③ 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、排水に関する設備の清潔を保持すること。

④ 排水槽の清掃に当たっては、次の点に留意すること。

ア 清掃に用いる照明器具は防爆型で、作業に十分な照度が確保できるものであること。

イ 排水槽には、爆発性のあるメタンガスや有毒な硫化水素等が充満していることがあるので、火気に注意するとともに、換気を十分行い、安全を確認してから槽内に立ち入ること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。

ウ 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水がないか確認すること。

２　排水設備の保守点検

点検項目	実施回数	点検内容	留意点
排水槽	１回／１月以内	浮遊物、沈殿物の状況 壁面等の損傷・亀裂・さびの発生の状況 マンホールの密閉状況 漏水の有無	＃ 必要に応じ補修、清掃等を行うこと。
満減水警報装置	１回／７日以内	作動状況 電極棒の汚れの状況及び取付状況	
フロートスイッチ又は電極式制御装置			
排水ポンプ		運転状況 揚水量	臭気の発生原因となる貯留水の腐敗等を防止するため、適正に運転すること。
フート弁		作動状況	＃ 必要に応じ補修、清掃等を行うこと。
阻集器		沈殿物量・浮遊物量及び詰まりの状況 壁面等の損傷・亀裂・さびの発生の状況 漏水の有無	
排水管 通気管	１回／１月以内	損傷・さび、腐食、詰まり、漏れの有無 防虫網の損傷・さび、腐食・詰まりの有無	
トラップ		封水深が適切に保たれているか否か トラップ内の沈殿物等による悪臭の発生、スケールの有無	

第５　清掃等

項　　目	実施回数	内　　容	
年間作業 計画の立案	１回／１年以内	建築物の用途、使用状況並びに劣化状況、建築資材等を考慮した年間作業計画を作成すること。また、実施状況について定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講じること。	
日　常　清　掃	毎　　日	①建築物内の清潔保持に努めること。 ②清掃によって生じた廃棄物は、関係法令の規定に従い、適切に処理すること。 ③床面の清掃を行うに当たっては、床仕上材のはく離又は損傷及び床維持剤の塗装の状況を点検し、必要に応じ、補修再塗装等を行うこと。 ④カーペット類の清掃を行うに当たっては、汚れ、しみ等の状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行い洗剤が残留しないようにすること。 ⑤清掃に用いる洗剤、床維持剤の使用にあっては、利用者や清掃従事者等の健康及び環境に配慮したもの並びに床仕上剤等の建築資材の特性に適合したものを用い、その使用及び管理を適切に行うこと。 ⑥清掃機械及び清掃器具の使用に当たっては、清潔なものを用い、汚染度を考慮して区域毎に使い分ける等、その使用及び管理を適切に行うこと。	
定　期　清　掃 （ 大 掃 除 ）	※ １回／６月以内	天井等日常の清掃の及びにくい箇所及び照明器具、給排気口、ブラインド、カーテン等の汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄を行うこと。	
清掃用機械 清掃用器具 清掃用資材(洗剤・床維持剤等)の保管庫	１回／６月以内	①機械器具の機能が著しく劣化していないこと。 ②洗剤タンク、汚水タンクの漏れがないこと。 ③保管庫内が整とんされ、清潔で、ねずみ等が生息あるいは出入していないこと。	必要に応じ整備、取替え等を行うこと。
廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の廃棄物処理設備の点検		①安全で衛生的に管理されているか。 ②処理能力は確保されているか。 ③著しい臭気、ほこり及び排煙等の発生がないこと。 ④ねずみ等が生息あるいは出入りしていないこと。	必要に応じ補修、消毒等を行うこと。

（留意点）

① 建物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、安全で衛生的かつ効率的な方法により、速やかに処理すること。所有者等は、分別ができるような環境を整備し、利用者へ分別を促すこと。また、収集・運搬用具は安全で衛生的に管理すること。

② ＃ねずみ等の侵入を防止するため、密閉区画された保管場所に整理、整頓し、清潔に保管すること。また、＃厨芥類については密閉保管すること。

第６　ねずみ等の防除

<table>
<tr><th colspan="3">項　　目</th><th>実施回数</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="3">定期調査及び防除</td><td>※１回／６月以内</td><td>以下の工程を参考に、＃建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、有害生物を制御し、その水準を維持する有害生物の管理対策である総合的有害生物管理の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工程</td><td colspan="2">生息調査</td><td colspan="2">的確に発生の実態を把握するため、適切な生息密度調査法に基づき生息実態調査を実施すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標設定</td><td colspan="2">生息調査の結果に基づき、目標水準を設定し、対策の目標とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">防　　除</td><td colspan="2">調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、下記事項に留意し、有効かつ安全に防除作業を行うこと。
（留意事項）
①　人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮する。特に、薬剤を用いる場合にあっては、薬剤の種類、薬量、処理法、処理区域について十分な検討を行い、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させること。
②　まずは、発生源対策、侵入防止対策等を行う。発生源対策のうち、環境整備等については、発生を防止する観点から、建築物維持管理権原者の責任のもとで日常的に実施すること。
③　有効かつ適切な防除法を組み合わせて実施する。当該区域の状況に応じて薬剤やトラップの利用、侵入場所の閉鎖などの防虫・防鼠工事を組み合わせて実施すること。
④　食毒剤（毒餌剤）の使用に当たっては、誤食防止を図るとともに、防除作業終了後、直ちに回収すること。
⑤　薬剤散布後、一定時間入室を禁じて、換気を行う等利用者の安全を確保すること。
⑥　防除のための薬剤は、医薬品又は医薬部外品を用い、使用及び管理を適切に行うこと。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　　価</td><td colspan="2">①対策の評価を目標水準に照らして行い、有害生物の密度と防除効果等の観点から実施すること。
②判定の結果、水準を達成していない場合、原因を調査したうえ再度処置を行うこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">リスク区域の防除</td><td>１回／２月以内</td><td>食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講じること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">定期点検</td><td rowspan="2">１回／２月以内</td><td>①定期的に点検を行い、必要に応じ適切な措置を行うこと。
②防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">薬剤・器具の保管</td><td>整とん、在庫、管理記録</td></tr>
</table>

（留意点）

①　薬剤を使用する場合は、事前に当該区域の管理者や利用者の了解を得て実施し、処理前後少なくとも３日間はその旨の掲示を行う。

第７　管理用図書、帳簿書類等の整備※

区分	種類	内容	保存期間
管理用図書	建築物の配置図	敷地内の建物の位置・方向	永久
	〃の平面図	各階平面図（基準階平面図）	〃
	〃の断面図	正面・側面図	〃
	空調設備の断面系統図	空調ダクト・配管系統図	〃
	〃の平面系統図	〃	〃
	給排水設備の断面系統図	給排水系統図	〃
	〃の平面系統図	〃	〃
	主要空調機器の一覧表	機器の設置場所・能力・系統等	〃
	空調管理データ表	空調装置の性能等　様式例１	〃
	主要給水設備の一覧表	受水槽・ポンプ等の設置場所・能力等	〃
	主要排水設備の一覧表	汚水槽・ポンプ等　〃	〃
帳簿書類等	＃年間維持管理計画	年間の点検・整備計画　様式例２	５年間
	空調設備の月間管理計画	月間の　〃　〃例３	〃
	空気環境の測定記録	室内空気の測定記録　〃例４～６	〃
	空調設備の点検整備記録	点検・整備の記録　〃例７	〃
	給排水設備の月間管理計画	月間の点検・整備記録　〃例８	〃
	給排水設備の点検整備記録	点検・整備の記録　〃例９～11	〃
	貯水槽の清掃記録	清掃の記録　〃例12	〃
	雑用水槽の清掃記録	清掃の記録　〃例13	〃
	眼視等の検査、残留塩素測定の記録	検査及び測定記録　〃例14	〃
	雑用水の残留塩素等測定の記録	検査及び測定記録　〃例15	〃
	清掃（廃棄物処理を含む）実施計画表	日常及び定期の清掃計画 並びに廃棄物処理計画　〃例16	〃
	清掃（廃棄物処理を含む）の記録	上記の実施記録　〃例17	〃
	ねずみ等の防除記録	目標水準、防除記録 駆除効果判定　〃例18～20	〃
	その他維持管理に関し必要な書類		〃
	建築物環境衛生管理技術者の選任に関する書類	管理技術者に選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるとき（既に管理技術者に選任している者が、新たに他の特定建築物の管理技術者に選任される場合も含む。）に、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認した書面（特定建築物維持管理権原者への意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）	当該管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねている間

（留意点）

①　帳簿書類については、特定建築物所有者等が責任をもって管理すること。

②　空調設備の断面系統図には、各階の空調機械室、空調系統、幹線ダクト、機器の能力、外気取入口の位置、排気ファンの位置、配置等を示すこと。

③　空調設備の平面系統図には、各階の室内ユニット設備（吹出口、吸込口、ファンコイルユニッ

ト等）、ダクト、配管、測定口の位置等を示し、また、適当な位置に、各々の設計風量、空調系統及び空調居室ごとの設計定員、温湿度、風量、面積気積管理に必要な事項が記入されていること。

④　維持管理計画の書類については、維持管理業務の進行管理に利用すること。

⑤　その他維持管理に必要な書類

ア．加湿に用いる水の検査、飲料水の供給に係る水質検査、水質に異常を認めた場合の水質検査、防錆剤使用に伴う水質検査等維持管理上実施した水質検査結果

イ．定期的な空気環境測定以外に行った空気環境の測定結果

ウ　照明、騒音その他建築物の環境衛生上の維持管理に関する事項であって管理基準に規定のないものの維持管理の状況を明らかにする帳簿書類

空 調 管 理 デ ー タ 表

〈様式例１〉

１　空気調和設備

空気調和設備		送風量 CMH		送風場所等						空気清浄装置		加湿方式	外気導入量 CMH		外気取入口
名称	設置場所	通常送風量	最大送風量	送風量 CMH	送風場所	面積 ㎡	気積 ㎥	居住人員	設計定員	種類	粉じん捕集率%		冷房期	暖房期	

２　給気設備

名称	送風量 CMH	送風場所	空気清浄装置	外気取入口	備考

３　排気設備

名称	排気量 CMH	排気場所	排気口	備考

４　全熱交換器

名称	外気取入口	排気口	熱交換方式	排気用室内空気	熱交換外気の使用場所	空気清浄装置

外気取り入れ口・排気口図面（建物内の位置）

５　補助空調設備

名称		台数	送風（冷暖房）場所	備考

建築物環境衛生年間管理計画（　　年度）

〈様式例２〉

（　　年　月　日　作成）

			作業内容	基準回数	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
給水設備	飲料水	検査	眼視等の検査、残留塩素の測定															
			飲料水の供給に係る水質検査															
		清掃	貯水槽の清掃（清掃後の水質検査含む）															
		点検及び補修	貯水槽の内面、外壁、水漏れ等															
			オーバーフロー管、水抜管、通気管															
			自動制御機器（ボールタップ、満減水警報装置、フロートスイッチ）															
			給水ポンプ															
			フート弁															
			塩素滅菌器															
			給水管の漏水、腐食状況															
			クロスコネクション等															
		特殊管理	管洗浄															
			防錆剤添加装置（水質検査含む）															
		その他	ウォータークーラー															
	雑用水	検査	残留塩素の測定															
			雑用水の供給に係る水質検査															
		清掃	雑用水槽の清掃（清掃後の水質検査含む）															
		点検及び補修	雑用水槽の内面、外壁、水漏れ等															
			オーバーフロー管、水抜管、通気管															
			自動制御機器（ボールタップ、満減水警報装置、フロートスイッチ）															
			給水ポンプ															
			フート弁															
			塩素滅菌器															
			給水管の漏水、腐食状況															
			クロスコネクション等															
		その他	管洗浄															
排水設備		清掃	排水槽の清掃（雑排水槽、汚水槽）															
			排水ポンプ、流入管の清掃															
			排水管、通気管の清掃															
			阻集器等の清掃															
		点検及び補修	排水槽（雑排水槽、汚水槽）															
			自動制御装置（満減水警報装置、フロートスイッチ等）															
			排水ポンプ															
			フート弁															
			阻集器															
			排水管、通気管															
			トラップ															
空調設備			空気環境の測定															
			浮遊粉じん量の測定器の較正															
			空気調和機内外の点検整備															
			空気清浄装置の点検整備															
			冷却加熱装置の点検整備															
			加湿減湿装置の点検整備															
			加湿に用いる水の検査															
			排水受けの点検整備															
			ダクトの点検整備															
			送風機排風機の点検整備															
			室内空調設備の点検整備															
			冷却塔の点検整備															
			自動制御装置の点検整備															
			全熱交換器の点検整備															
清掃			定期清掃（照明機器、換気孔、天井壁面、シャッター等）															
			清掃用具の点検（保管庫も含む）															
			取集、運搬、その他廃棄物処理施設の点検、整備															
昆虫のねずみの防除・			ネズミの防除															
			ゴキブリの防除															
			蚊・ハエの防除															

空気調和設備月間管理計画（　　年　月）

〈様式例３〉

（　　年　月　日　作成）

日 / 曜日 / 作業内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備　考
空気環境の測定																																
測定器の較正・点検・整備																																
空気調和機内外の点検・整備																																
空気清浄装置の点検・整備																																
冷却加熱装置の点検・整備																																
加湿・減湿装置の点検・整備																																
加湿に用いる水の検査																																
排水受けの点検・整備																																
ダクトの点検・整備																																
送風機・排風機の点検・整備																																
室内空調装置の点検・整備																																
冷却塔の点検・整備																																
自動制御装置の点検・整備																																
全熱交換器の点検・整備																																

空　気　環　境　測　定　記　録

〈様式例４〉

建築物名称								
測定日		天候		測定者				

測定項目 / 基準		温度	相対湿度		気流	二酸化炭素		一酸化炭素		浮遊粉じん量		ホルムアルデヒド	居室人員	喫煙者数	窓開放ストーブ等使用の有無	備考
		17～28℃	40～70%		0.5m/sec以下	1,000ppm(0.1%)以下		10ppm以下		0.15mg/m³以下		0.10mg/m³以下				室内ユニットの運転状況等を記入する
測定場所	測定時刻	乾球	湿球	湿度	測定値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	人	人		
（外気）																
（AC－　）																
（AC－　）																
（AC－　）																
（AC－　）																
（AC－　）																
（AC－　）																
（AC－　）																
測定機器名及び検知管の名称										(較正年月日　)						

空調機系統																							
空調機運転時間 時～時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	AC	時～　時	
加減湿器ON OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	－	ON　OFF	
設定温湿度		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%		℃　%	

温熱条件測定結果

〈様式例５〉

記号	測定日
1回目　2回目	・・

温度	(℃) 28 26 24 22 20 18 17 16										28℃ 基準値 17℃	(℃) 30 25 20 15 10 5 0	
測定器 ( )													
床上1.2mを基準として0.1mとの上下温度差	(℃) 0 -1 -2												
相対湿度	(%) 80 70 60 50 40 30 20										70% 基準値 40%	(%) 80 70 60 50 40 30 20	
測定器 ( )													
気流	0.5 0.3 0.2 0.1										基準値 0.5 m/秒以下		
測定器 ( )													
測定場所	E・P-1	E・P-2	E・P-3	E・P-4	E・P-5	E・P-6	E・P-7	E・P-8	E・P-9	E・P-10		外気	外気

空気清浄度測定結果

〈様式例６〉

記号		測定日
瞬間値	平均値	・・
1回目　2回目		

二酸化炭素 (CO_2)	(PPM) 1,500 1,000 500 300										(平均値) 基準値 1000 PPM 以下	(PPM) 1,500 1,000 500 300	
測定器 ( )													
一酸化炭素 (CO)	(PPM) 15 10 5 0										(平均値) 基準値 10 PPM 以下	(PPM) 15 10 5 0	
測定器 ( )													
浮遊粉じん	(mg/m³) 0.30 0.25 0.20 0.15 0.10 0.05 0										(平均値) 基準値 0.15 mg/m³ 以下	(mg/m3) 0.30 0.25 0.20 0.15 0.10 0.05 0	
測定器 ( )													
測定場所	E・P-1	E・P-2	E・P-3	E・P-4	E・P-5	E・P-6	E・P-7	E・P-8	E・P-9	E・P-10		外気	外気

空気調和設備管理記録（　　年度）

〈様式例７〉

作業内容 / 実施月日 / 作業場所 AC系統 / 機器番号		空調機内外	空気清浄装置	冷却加熱装置	加減湿装置 排水受け	ダクト	送風機・排風機	室内ユニット設備	冷　却　塔	自動制御装置	特記事項 作業担当者 （　　印）
月　日		・ケーシング ・汚れ	・ろ材の汚染、変形、空気漏れ ・フィルタチャンバ ・圧力損失	・コイル表面の汚れ	・スプレーノズル ・エリミネータ ・噴霧状態 ・水蒸気路 ・排水受けの汚れ、閉塞の状況	・き裂 ・リベット、ボルトパッキン ・ダンパー ・厨房ダクト、 ・フード、グリスフィルタ ・汚染状況	・送風量 ・排風量 ・電動機 ・ベルトの張り	・吹出口 ・吸込口 ・風量 ・ファンコイルユニット ・インダクションユニット	・ろ材の汚れ、損傷、目づまり ・ボールタップ ・送風機 ・電動機 ・冷却水交換 ・清掃、消毒	・隔測温度計の検出部 ・経年変化に対する調整 ・設定、温湿度との差の点検	
月　日											
月　日											
月　日											
月　日											
月　日											
月　日											

給排水設備月間管理計画（　　年度）

〈様式例８〉

（　　年　月　日　作成）

作業内容 ＼ 日 曜日			1	2	3 4	5	6	7 8 9	10	11	12 13	14	15	16 17	18	19	20 21	22	23	24 25 26	27	28	29 30	31	備考
給水設備	飲料水	検査	眼視等の検査、残留塩素の測定																					
			飲料水の供給に係る水質検査																					
		清掃	貯水槽の清掃（清掃後の水質検査含む）																					
		点検及び補修	貯水槽の内面、外壁、水漏れ等																					
			オーバーフロー管、水抜管、通気管																					
			自動制御機器等																					
			給水ポンプ フート弁																					
			塩素滅菌器																					
			給水管の漏水、腐食状況																					
			クロスコネクション等																					
		特殊管理	管洗浄																					
			防錆剤添加装置（水質検査含む）																					
		その他検査	ウォータークーラー																					
			残留塩素の測定 雑用水の供給に係る水質検査																					
	雑用水	清掃	雑用水槽の清掃（清掃後の水質検査含む）																					
		点検及び補修	雑用水槽の内面、外壁、水漏れ等 オーバーフロー管、水抜管、通気管 自動制御機器等																					
			給水ポンプ																					
			フート弁 塩素滅菌器 給水管の漏水、腐食状況																					
			クロスコネクション等																					
		その他清掃	管洗浄																					
			排水槽の清掃（雑排水槽、汚水槽）																					
排水設備		点検及び補修	排水ポンプ、流入管の清掃																					
			排水管、通気管の清掃																					
			阻集器等の清掃 排水槽（雑排水槽、汚水槽）																					
			自動制御装置等																					
			排水ポンプ																					
			フート弁 阻集器																					
			排水管、通気管																					
			トラップ																					

給排水設備管理記録（１．飲料水）（　　年度）

〈様式例９〉

作業内容 実施月日　場所	貯水槽 ・内面、外壁、水漏れ ・オーバーフロー管 ・水抜管	自動制御機器等 ・ボールタップ ・満減水警報装置 ・フロートスイッチ ・フート弁	給水ポンプ ・揚水量 ・作動状況 ・潤滑油	給水管 ・漏水、腐食状況 ・クロスコネクション				特記事項 作業担当者 （　　印）
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								

給排水設備管理記録（２．雑用水）（　　年度）

〈様式例１０〉

作業内容 実施月日　場所	雑用水槽 ・内面、外壁、水漏れ ・オーバーフロー管 ・水抜管	自動制御機器等 ・ボールタップ ・満減水警報装置 ・フロートスイッチ ・フート弁	給水ポンプ ・揚水量 ・作動状況 ・潤滑油	給水管 ・漏水、腐食状況 ・クロスコネクション				特記事項 作業担当者 （　　印）
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								
月　日								

給排水設備管理記録（３．排水）（　　年度）

〈様式例１１〉

作業内容 / 実施月日　場所		排水槽	自動制御機器等	排水ポンプ	排水管・通気管	阻集器 ・トラップ			特記事項
		・浮遊物、沈殿物 ・内壁、マンホール ・漏水	・満減水警報装置 ・フロートスイッチ ・電極式制御装置	・揚水量	・損傷、腐食 ・漏水 ・防虫網	・沈殿物、浮遊物 ・漏水 ・封水深			作業担当者 （　　印）
月	日								
月	日								
月	日								
月	日								
月	日								
月	日								
月	日								

貯 水 槽 の 清 掃 記 録

〈様式例１２〉

（　　年　　月　　日作成）

ビル名 所在地					
作業実施日					
作業者	貯水槽清掃会社及び作業監督者				
	従事者名（健康診断年月日）				
断水時間					
	容量(㎥)	材質	場所	備考	
受水槽					
副受水槽					
高置水槽					

貯水槽点検・補修状況	結果／項目	貯水槽 受水槽	副受水槽	高置水槽		特記事項
	槽内面の破損、老化、劣化等					
	水漏れ					
	外壁の損傷、さび、腐食の有無					
	マンホールの密閉状況					
	槽の補修					

付属機器点検・補修等状況	結果／項目	貯水槽 受水槽	副受水槽	高置水槽		特記事項
	ボールタップ	良否				
	満減水警報装置					
	フロートスイッチ又は電極式制御装置					
	給水ポンプ					
	フート弁					
	排水口空間					
	防虫網					
	配管(水抜管・通気管オーバーフロー管)					
	弁類・電気配線					

補修状況	場所	補修等内容	場所	補修等内容

揚水ポンプ	揚程　　揚水量　　㎥/min　　台				
給水管材質					
金属封鎖剤	使用（薬品名　　系）　未使用				
清掃順序及び時刻	受水槽 → 副受水槽 → 高置水槽				
	時　分	時　分	時　分		

槽内消毒		貯水槽 受水槽	副受水槽	高置水槽	
薬剤名					
濃度					
放置時間	第１回目				
	第２回目				
塗装実施の有無		有　無	有　無	有　無	
	塗装剤				

貯水槽清掃後の水質検査	検査年月日／検査項目	色	濁り	臭い	味	残留塩素
	検査カ所					
	受水槽内					
	副受水槽内					
	高置水槽内					
	給水栓末端					

特記事項	

	所見
清掃前	写真等
清掃後	写真等

雑用水槽の清掃記録

〈様式例１３〉

（　　年　　月　　日作成）

ビル名 所在地				
作業実施日				
作業者	雑用水槽清掃会社及び作業監督者			
	従事者名（健康診断年月日）			
断水時間				
	容量(㎥)	材質	場所	備考
受水槽				
高置水槽				

雑用水槽点検・補修状況	結果／項目	雑用水槽 受水槽	高置水槽			特記事項
	槽内面の破損、老化、劣化等					
	水漏れ					
	外壁の損傷、さび、腐食の有無					
	マンホールの密閉状況					
	槽の補修					

付属機器点検・補修等状況	結果／項目	雑用水槽 受水槽	高置水槽			特記事項
	ボールタップ					
	満減水警報装置					
	フロートスイッチ又は電極式制御装置					
	給水ポンプ					
	フート弁					
	排水口空間					
	防虫網					
	配管(水抜管・通気管オーバーフロー管)					
	弁類・電気配線					

補修状況	場所	補修等内容		場所	補修等内容

揚水ポンプ	揚程　　揚水量　　㎥/min　　台				
給水管材質					
金属封鎖剤	使用（薬品名　　系）　未使用				
清掃順序及び時刻	受水槽 → 高置水槽				
	時　分	時　分	時　分		

槽内消毒						
	薬剤名					
	濃度					
		雑用水槽 受水槽	高置水槽			
	放置時間 第１回目					
	放置時間 第２回目					
	塗装実施の有無	有　無	有　無			
	塗装剤					

雑用水槽清掃後の水質検査	検査年月日／検査項目	色	濁り	臭い	味	残留塩素
	検査カ所					
	受水槽内					
	高置水槽内					
	給水栓末端					
特記事項						

所見	
清掃前	写真等
清掃後	写真等

年　　月～　　月給水栓水の眼視等による検査の記録

〈様式例１４〉

項目＼日（曜日）		1 ( )	2 ( )	3 ( )	4 ( )	5 ( )	6 ( )	7 ( )	8 ( )	9 ( )	10 ( )	11 ( )	12 ( )	13 ( )	14 ( )	15 ( )	16 ( )	17 ( )	18 ( )	19 ( )	20 ( )	21 ( )	22 ( )	23 ( )	24 ( )	25 ( )	26 ( )	27 ( )	28 ( )	29 ( )	30 ( )	31 ( )	特記事項
検査者（印）																																
場所	時刻																															
	色・濁り																															
	臭い																															
	味																															
	遊離残留塩素																															
使用水量																																
項目＼日（曜日）		1 ( )	2 ( )	3 ( )	4 ( )	5 ( )	6 ( )	7 ( )	8 ( )	9 ( )	10 ( )	11 ( )	12 ( )	13 ( )	14 ( )	15 ( )	16 ( )	17 ( )	18 ( )	19 ( )	20 ( )	21 ( )	22 ( )	23 ( )	24 ( )	25 ( )	26 ( )	27 ( )	28 ( )	29 ( )	30 ( )	31 ( )	
検査者（印）																																
場所	時刻																															
	色・濁り																															
	臭い																															
	味																															
	遊離残留塩素																															
使用水量																																
項目＼日（曜日）		1 ( )	2 ( )	3 ( )	4 ( )	5 ( )	6 ( )	7 ( )	8 ( )	9 ( )	10 ( )	11 ( )	12 ( )	13 ( )	14 ( )	15 ( )	16 ( )	17 ( )	18 ( )	19 ( )	20 ( )	21 ( )	22 ( )	23 ( )	24 ( )	25 ( )	26 ( )	27 ( )	28 ( )	29 ( )	30 ( )	31 ( )	
検査者（印）																																
場所	時刻																															
	色・濁り																															
	臭い																															
	味																															
	遊離残留塩素																															
使用水量																																

年　　月～　　月雑用水の残留塩素等測定の記録

〈様式例１５〉

項目＼日（曜日）		1 ( )	2 ( )	3 ( )	4 ( )	5 ( )	6 ( )	7 ( )	8 ( )	9 ( )	10 ( )	11 ( )	12 ( )	13 ( )	14 ( )	15 ( )	16 ( )	17 ( )	18 ( )	19 ( )	20 ( )	21 ( )	22 ( )	23 ( )	24 ( )	25 ( )	26 ( )	27 ( )	28 ( )	29 ( )	30 ( )	31 ( )	特記事項
検査者（印）																																
場所	時刻																															
	ｐＨ																															
	臭気																															
	外観																															
	遊離残留塩素																															
	大腸菌																															
	濁度																															
項目＼日（曜日）		1 ( )	2 ( )	3 ( )	4 ( )	5 ( )	6 ( )	7 ( )	8 ( )	9 ( )	10 ( )	11 ( )	12 ( )	13 ( )	14 ( )	15 ( )	16 ( )	17 ( )	18 ( )	19 ( )	20 ( )	21 ( )	22 ( )	23 ( )	24 ( )	25 ( )	26 ( )	27 ( )	28 ( )	29 ( )	30 ( )	31 ( )	
検査者（印）																																
場所	時刻																															
	ｐＨ																															
	臭気																															
	外観																															
	遊離残留塩素																															
	大腸菌																															
	濁度																															
項目＼日（曜日）		1 ( )	2 ( )	3 ( )	4 ( )	5 ( )	6 ( )	7 ( )	8 ( )	9 ( )	10 ( )	11 ( )	12 ( )	13 ( )	14 ( )	15 ( )	16 ( )	17 ( )	18 ( )	19 ( )	20 ( )	21 ( )	22 ( )	23 ( )	24 ( )	25 ( )	26 ( )	27 ( )	28 ( )	29 ( )	30 ( )	31 ( )	
検査者（印）																																
場所	時刻																															
	ｐＨ																															
	臭気																															
	外観																															
	遊離残留塩素																															
	大腸菌																															
	濁度																															

年度　清掃実施及び廃棄物処理計画表

〈様式例１６〉

年　月　日作成

清掃実施計画

区域 / 作業箇所 / 清掃作業	共用区域									専用区域										管理区域					
	玄関・ホール	廊下	階段	給湯室	便所・洗面所	屋上・屋外				事務室	役員室	会議室・応接室	事務機械室	食堂	書庫					外壁	窓ガラス				
日常清掃																									
床の掃き拭き																									
じゅうたん清掃																									
壁面（低所）ほこり払い																									
机上清掃																									
窓枠、窓台ほこり払い																									
吸いがら処理																									
紙くず、ごみ処理																									
茶がら、厨芥処理																									
階段手すり拭き																									
流し場清掃																									
衛生陶器清掃																									
汚物入れの清掃																									
鏡まわり清掃																									
衛生消耗品補給																									
マット清掃																									
定期清掃																									
床面ワックス塗装																									
金属磨き																									
高所ほこり払い																									
壁、大理石磨き																									
扉・間仕切り清掃																									
マット洗浄																									
排水溝清掃																									
金属外装磨き																									

廃棄物処理計画

		一般ごみ	ダンボール	厨芥	
発生場所		Ｂ２～９Ｆ	Ｂ２～９Ｆ	社員食堂	
容器	種類	ポリ容器		ポリ容器	
	清掃方法	水洗		水洗	
	処理者	処理者			
集積場所	種類	１Ｆ 北口集積場	Ｂ３ 焼却炉室	７Ｆ 厨房西側	
	清掃方法	水洗		水洗	
	処理者				
処理量					
処理先		市環境局	○○紙業㈱	△△養豚㈱	
処理日		月水金 （週３回）	月木 （週２回）	毎日 （日曜日除く）	

（備　考）

清掃実施及び廃棄物処理記録

〈様式例１７〉

清掃日誌　　年　月　日（　）　天候

区域 / 作業箇所 / 清掃作業	共用区域								専用区域								管理区域			
	玄関・ホール	廊下	階段	給湯室	便所・洗面所	屋上・屋外	エレベータ		事務室	役員室	会議室・応接室	事務機械室	食堂	書庫			外壁	窓ガラス		
日常清掃																				
床の掃き拭き																				
じゅうたん清掃																				
壁面（低所）ほこり払い																				
机上清掃																				
窓枠、窓台ほこり払い																				
吸いがら処理																				
紙くず、ごみ処理																				
茶がら、厨芥処理																				
階段手すり拭き																				
流し場清掃																				
衛生陶器清掃																				
汚物入れの清掃																				
鏡まわり清掃																				
衛生消耗品補給																				
マット清掃																				
定期清掃																				
床面ワックス塗装																				
金属磨き																				
高所ほこり払い																				
壁、大理石磨き																				
扉・間仕切り清掃																				
マット洗浄																				
排水溝清掃																				
金属外装磨き																				
ガラス金属類の清掃																				

容器・集積場の清掃点検					
容器			集積場		

（特記事項）

ねずみ、昆虫等防除記録（ネズミ）

〈様式例１８〉

目標水準　　平成　　年　　月　　日 作成

場所	調査結果				調査から得られた水準	防除対策の必要性	防除対策の内容		
	目視調査	聞き取り	無毒調査	黒紙調査			環境対策	殺そ剤の使用	忌避剤の使用
事務室（　　部）	生息 有・無	生息 有・無	喫食 有・無	足跡 有・無	許容・警戒・措置	有 無			
事務室（　　部）	生息 有・無	生息 有・無	喫食 有・無	足跡 有・無	許容・警戒・措置	有 無			
食堂	生息 有・無	生息 有・無	喫食 有・無	足跡 有・無	許容・警戒・措置	有 無			
機械室	生息 有・無	生息 有・無	喫食 有・無	足跡 有・無	許容・警戒・措置	有 無			
ゴミ集積所	生息 有・無	生息 有・無	喫食 有・無	足跡 有・無	許容・警戒・措置	有 無			
その他（　　）	生息 有・無	生息 有・無	喫食 有・無	足跡 有・無	許容・警戒・措置	有 無			
目標水準（屋内）	許容水準：以下の全てに該当すること。 ① 生きた個体が確認されないこと。 ② 配置した無毒餌が喫食されないこと。 ③ 天井の出入り口に配置した黒紙に足跡や齧り跡が付かないないこと。				警戒水準：以下の全てに該当すること。 ① 生きた個体が確認されないこと。 ② 無毒餌の喫食、配置した黒紙に足跡や齧り跡のどちらか一方が確認される。		措置水準：以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ① 生きた個体が確認される。 ② 食品や家具・什器等に咬害が見られる。 ③ 無毒餌の喫食・配置した黒紙に足跡や齧り跡の両方が確認される。		

防除記録（施工場所ごとに実施した内容、日時を具体的に記載）

施工場所（水準）	環境対策	殺そ剤の使用	忌避剤の使用	トラップの使用
	食物管理 清掃管理 防そ対策	薬剤名 使用量・濃度 配置場所 配置期間 喫食量	薬剤名 使用量・濃度 散布場所 散布年月日	トラップの種類 設置枚数 設置場所 設置期間 捕獲数
（　　水準）				
（　　水準）				

駆除効果判定

場所	効果判定						駆除後の水準	再処理の必要性	再処理の内容		
	目視等調査			無毒・黒紙調査							
	年月日	目視調査	聞き取り	年月日	無毒調査	黒紙調査			環境対策	殺そ剤の使用	忌避剤の使用
事務室（　　部）		生息 有・無	生息 有・無		喫食 有・無	足跡 有・無	許容 警戒・措置	有 無			
事務室（　　部）		生息 有・無	生息 有・無		喫食 有・無	足跡 有・無	許容 警戒・措置	有 無			
食堂		生息 有・無	生息 有・無		喫食 有・無	足跡 有・無	許容 警戒・措置	有 無			
機械室		生息 有・無	生息 有・無		喫食 有・無	足跡 有・無	許容 警戒・措置	有 無			
ゴミ集積所		生息 有・無	生息 有・無		喫食 有・無	足跡 有・無	許容 警戒・措置	有 無			
その他（　　）		生息 有・無	生息 有・無		喫食 有・無	足跡 有・無	許容 警戒・措置	有 無			
目標水準（屋内）	許容水準：以下の全てに該当すること。 ① 生きた個体が確認されないこと。 ② 配置した無毒餌が喫食されないこと。 ③ 天井の出入り口に配置した黒紙に足跡や齧り跡が付かないないこと。				警戒水準：以下の全てに該当すること。 ① 生きた個体が確認されないこと。 ② 無毒餌の喫食、配置した黒紙に足跡や齧り跡のどちらか一方が確認される。				措置水準：以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ① 生きた個体が確認される。 ② 食品や家具・什器等に咬害が見られる。 ③ 無毒餌の喫食・配置した黒紙に足跡や齧り跡の両方が確認される。		

ねずみ、昆虫等防除記録(ゴキブリ)

〈様式例１９〉

目標水準　　平成　　年　　月　　日 作成

場所	調査結果				調査から得られた水準	防除対策の必要性	防除対策の内容		
	目視調査	聞き取り	捕獲数(匹/ﾄﾗｯﾌﾟ)	捕獲指数			環境対策	毒餌の使用	殺虫剤の使用
事務室(　　部)	生息 有・無	生息 有・無	a　b		許容・警戒・措置	有 無			
事務室(　　部)	生息 有・無	生息 有・無	a　b		許容・警戒・措置	有 無			
食堂	生息 有・無	生息 有・無	a　b　c　d　e		許容・警戒・措置	有 無			
機械室	生息 有・無	生息 有・無	a　b		許容・警戒・措置	有 無			
ゴミ集積所	生息 有・無	生息 有・無	a　b		許容・警戒・措置	有 無			
その他(　　)	生息 有・無	生息 有・無	a　b		許容・警戒・措置	有 無			
目標水準(屋内)	許容水準:以下の全てに該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が0.5未満。 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満。 ③生きたゴキブリが目撃されない。		警戒水準:以下の全てに該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が0.5以上1未満。 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満。 ③生きたゴキブリが時に目撃される。 ※許容・措置水準に該当しない場合は警戒水準とする。			措置水準:以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が1以上。 ②1個のトラップに捕獲される数が2匹以上。 ③生きたゴキブリがかなり目撃される。			

防除記録（施工場所ごとに実施した内容、日時を具体的に記載）

施工場所(水準)	環境対策	毒餌の使用	殺虫剤の使用	殺虫剤等使用の周知
	食物管理 清掃管理 生息場所対策(隙間等の対策)	薬剤名 使用量・濃度 配置場所 配置期間 喫食量	薬剤名 使用量・濃度 散布場所 散布年月日	周知期間 (薬剤名、実施場所、においの程度、化学物質などに対する過敏者への注意等記載)
(　　水準)				
(　　水準)				

駆除効果判定

場所	効果判定						駆除後の水準	再処理の必要性	再処理の内容		
	目視等調査			捕獲調査							
	年月日	目視調査	聞き取り	年月日	捕獲数(匹/ﾄﾗｯﾌﾟ)	捕獲指数			環境対策	毒餌の使用	殺虫剤の使用
事務室(　　部)		生息 有・無	生息 有・無		a　b		許容 警戒・措置	有 無			
事務室(　　部)		生息 有・無	生息 有・無		a　b		許容 警戒・措置	有 無			
食堂		生息 有・無	生息 有・無		a　b　c　d　e		許容 警戒・措置	有 無			
機械室		生息 有・無	生息 有・無		a　b		許容 警戒・措置	有 無			
ゴミ集積所		生息 有・無	生息 有・無		a　b		許容 警戒・措置	有 無			
その他(　　)		生息 有・無	生息 有・無		a　b		許容 警戒・措置	有 無			
目標水準(屋内)	許容水準:以下の全てに該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が0.5未満。 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満。 ③生きたゴキブリが目撃されない。			警戒水準:以下の全てに該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が0.5以上1未満。 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満。 ③生きたゴキブリが時に目撃される。 ※許容・措置水準に該当しない場合は警戒水準とする。				措置水準:以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ①トラップによる捕獲指数が1以上。 ②1個のトラップに捕獲される数が2匹以上。 ③生きたゴキブリがかなり目撃される。			

ねずみ、昆虫等防除記録(蚊・ハエ)

〈様式例２０〉

目標水準　　平成　　年　　月　　日 作成

場所	調査結果				調査から得られた水準	防除対策の必要性	防除対策の内容		
	目視調査	聞き取り	捕獲数	捕獲指数			環境対策	幼虫対策	成虫対策
事務室(　　部)	生息 有・無	生息 有・無	粘着シートによる捕獲調査は実施しない		許容・警戒・措置	有			
事務室(　　部)	生息 有・無	生息 有・無				無			
食堂	生息 有・無	生息 有・無	匹/ﾄﾗｯﾌﾟ		許容・警戒・措置	有 無			
機械室	生息 有・無	生息 有・無	匹/ﾄﾗｯﾌﾟ		許容・警戒・措置	有 無			
その他(　　)	生息 有・無	生息 有・無	匹/ﾄﾗｯﾌﾟ		許容・警戒・措置	有 無			
汚水槽	生息 有・無		匹/ﾄﾗｯﾌﾟ			有 無			
雑排水槽	生息 有・無		匹/ﾄﾗｯﾌﾟ			有 無			
雨水槽	生息 有・無		匹/ﾄﾗｯﾌﾟ			有 無			
目標水準(屋内)	許容水準:以下の全てに該当すること。 ① トラップによる捕獲指数が1未満。 ② 1個のトラップに捕獲される数は1匹以下。 ③ 屋内に生きたチカイエカ・ハエが目撃されない。				警戒水準:以下の全てに該当すること。 ① トラップによる捕獲指数が1以上3未満。 ② 1個のトラップに捕獲される数は2匹以下。 ③ トラップには捕獲されないが、屋内に生きたチカイエカ・ハエが僅かに目撃される。 ※ 許容・措置水準に該当しない場合は警戒水準とする。		措置水準:以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ① トラップによる捕獲指数が3以上。 ② 1個のトラップに捕獲される数が3匹以上。 ③ トラップには捕獲されないが、屋内で吸血される。ハエが多数目撃される。		
	上記① でハエは1未満、コバエは3未満とする。 上記② でハエは3匹未満、コバエは4匹未満とする。				上記① でハエは1以上5未満、コバエは3以上5未満とする。 上記② でハエは3匹以上5匹未満、コバエは4匹以上10匹未満とする。		上記① でハエは5以上、コバエは5以上とする。 上記② でハエは5匹以上、コバエは10匹以上とする。		
	上記の目標水準は汚水槽、雑排水槽、雨水槽の場合は適用しないが、シートに捕獲される成虫が多い場合、必要な対策を行う。								

防除記録（施工場所ごとに実施した内容、日時を具体的に記載）

施工場所(水準)	環境対策	殺虫剤の使用(幼虫)	殺虫剤の使用(成虫)	殺虫剤等使用の周知
	清掃管理 防虫対策	薬剤名 使用量・濃度 散布場所 散布年月日	薬剤名 使用量・濃度 散布場所 散布年月日	周知期間 (薬剤名、実施場所、においの程度、化学物質などに対する過敏者への注意等記載)
(　　水準)				
(　　水準)				
汚水槽	清掃年月日			
雑排水槽	清掃年月日			
雨水槽				

駆除効果判定

場所	効果判定						駆除後の水準	再処理の必要性	再処理の内容		
	目視等調査			捕獲調査							
	年月日	目視調査	聞き取り	年月日	捕獲数	捕獲指数			環境対策	毒餌の使用	殺虫剤の使用
事務室(　　部)		生息 有・無	生息 有・無		粘着シートによる捕獲調査は実施しない		許容 警戒・措置	有			
事務室(　　部)		生息 有・無	生息 有・無					無			
食堂		生息 有・無	生息 有・無		匹/ﾄﾗｯﾌﾟ		許容 警戒・措置	有 無			
機械室		生息 有・無	生息 有・無		匹/ﾄﾗｯﾌﾟ		許容 警戒・措置	有 無			
その他(　　)		生息 有・無	生息 有・無		匹/ﾄﾗｯﾌﾟ		許容 警戒・措置	有 無			
汚水槽		生息 有・無			匹/ﾄﾗｯﾌﾟ			有 無			
雑排水槽		生息 有・無			匹/ﾄﾗｯﾌﾟ			有 無			
雨水槽		生息 有・無			匹/ﾄﾗｯﾌﾟ			有 無			
目標水準(屋内)	許容水準:以下の全てに該当すること。 ① トラップによる捕獲指数が1未満。 ② 1個のトラップに捕獲される数が1匹以下。 ③ 屋内に生きたチカイエカ・ハエが目撃されない。				警戒水準:以下の全てに該当すること。 ① トラップによる捕獲指数が1以上3未満。 ② 1個のトラップに捕獲される数は2匹以下。 ③ トラップには捕獲されないが、屋内に生きたチカイエカ・ハエが僅かに目撃される。 ※ 許容・措置水準に該当しない場合は警戒水準とする。				措置水準:以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ① トラップによる捕獲指数が3以上。 ② 1個のトラップに捕獲される数は3匹以上。 ③ トラップには捕獲されないが、屋内で吸血される。ハエが多数目撃される。		
	上記① でハエは1未満、コバエは3未満とする。 上記② でハエは3匹未満、コバエは4匹未満とする。				上記① でハエは1以上5未満、コバエは3以上5未満とする。 上記② でハエは3匹以上5匹未満、コバエは4匹以上10匹未満とする。				上記① でハエは5以上、コバエは5以上とする。 上記② でハエは5匹以上、コバエは10匹以上とする。		
	上記の目標水準は汚水槽、雑排水槽、雨水槽の場合は適用しないが、シートに捕獲される成虫が多い場合、必要な対策を行う。										

第８　報　告　等

(1) ＃特定建築物所有者等は、毎年４月中に、次に掲げる書類を保健所長あて提出すること。
（提出先は所管の保健センター環境薬務室）
①　特定建築物維持管理報告書
②　その他保健所長が必要と認める帳簿・書類等

(2) ＃特定建築物内において、人の健康を損ない、又は損なうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が生じた場合、特定建築物所有者等は、速やかに当該事態を保健所長へ報告するとともに、特定建築物維持管理権原者は必要な改善措置をとるものとする。

(3) 特定建築物維持管理権原者は、保健所からの報告要求、立入検査に協力するとともに、その指示に従うこと。

参　考　資　料

資料１　測定・検査等法定遵守事項（政令・省令事項）

	環境衛生管理基準		法定実施回数
空気環境の管理	(1)空気環境基準		
	温度	18℃～28℃ （冷房時は外気との温度差を著しくしない）	２月以内ごとに１回定期に検査を実施
	相対湿度	40%～70%	
	気　　流	0.5m／秒以下	
	二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（平均値）	
	一酸化炭素の含有率	100万分の6以下（平均値）	
	浮遊粉じんの量	0.15mg／m^3以下（平均値）	
	ホルムアルデヒドの量	0.10mg／m^3以下	建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行い、その使用を開始した日以後の最初に到来する６月１日から９月３０日までの間に１回実施すること。
	(2)冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検		使用開始時及び使用開始後１月以内ごとに１回点検し、必要に応じ清掃等を実施１年以内ごとに１回
	(3)冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃		１年以内ごとに１回定期に実施
飲料水管理	(1) 水質管理	水道法第４条規定の飲料水を供給する義務	
	①水質検査	いわゆる16項目	６月以内ごとに１回定期に実施
		消毒副生成物12項目	１年以内ごとに１回定期に実施
		地下水等を飲用の場合の有機化学物質	３年以内ごとに１回定期に実施
	②残留塩素	平常時〔（　）内は緊急時〕の基準 ・遊離残留塩素 100万分の0.1(0.2)以上 ・結合残留塩素 100万分の0.4(1.5)以上	７日以内ごとに１回定期に実施
	(2) 貯水槽の点検	汚染防止措置をとること。	
	(3) 貯水槽の清掃	槽内の清掃	１年以内ごとに１回定期に実施

<table>
<tr><td rowspan="4">雑用水管理</td><td colspan="2">水道水・専用水道以外を供給する場合に適用
(1) 水質管理</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">①水質検査</td><td>ｐＨ：5.8～8.6
臭気：異常でないこと
外観：ほとんど無色透明であること</td><td>７日以内ごとに
１回定期に実施</td></tr>
<tr><td>大腸菌：検出されないこと
濁度：2度以下であること
（水洗便所の用に供する水にあっては、ｐＨ、臭気、外観、大腸菌が適合すること）</td><td>２月以内ごとに
１回定期に実施</td></tr>
<tr><td>②残留塩素</td><td>平常時〔（　）内は緊急時〕の基準
・遊離残留塩素
100万分の0.1(0.2)以上
・結合残留塩素
100万分の0.4(1.5)以上</td><td>７日以内ごとに
１回定期に実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 雑用水槽の点検</td><td>汚染防止措置をとること。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">排水管理</td><td rowspan="2">排水設備</td><td>・正常な機能の保持し、汚水の漏出等が生じないように補修等行うこと。</td><td></td></tr>
<tr><td>・設備の清掃</td><td>６月以内ごとに１回定期に実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">清掃</td><td colspan="2">・適切な方法により掃除を行い、廃棄物を処理すること。
・日常清掃</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">・大掃除</td><td>６月以内ごとに
１回定期に統一的に実施</td></tr>
<tr><td>ねずみ等防除</td><td colspan="2">・統一的に調査を実施し、調査の結果に基づき、発生を防止するため必要な措置を講ずること</td><td>６月以内ごとに
１回定期に統一的に実施</td></tr>
</table>

資料２　特定建築物とは

１　特定建築物の定義

「特定建築物」とは、次の(ｲ)～(ﾎ)の要件に該当する建築物のことを言うが、特に(ｲ)～(ﾊ)の３つの要件が判定要素となる。

(ｲ) 建築基準法にいう「建築物」であること。

(ﾛ) 「特定用途」に供される建築物であること。

(ﾊ) 「延べ面積」の要件を満たすこと。

(ﾆ) 「多数の者」が使用又は利用するものであること。

(ﾎ) 維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものであること。

イ　「建築物」（建築基準法第２条第１号）

（１）土地に定着する工作物のうち次の①～⑤のものが「建築物」として建築基準法による規制を受ける。

①　屋根がありかつ柱があるもの。

②　①に付属する門や塀（建物のない新地を囲ったものは含まない。）

③　観覧のための工作物（屋根のない競技場・野球場などのスタンドを含む。）

④　地下や高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫などの施設（地下街や高架鉄道内の店舗等をいう。）

⑤　①～④に設ける建築設備（給排水、電気、ガス、エレベーター等をいう。）

（２）「建築物」から除外されるもの。

①　鉄道、軌道の線路敷地内の運転保安施設（信号所、転てつ所、踏切番小屋などを指し駅の事務所、待合室などは含まない。）

②　路線橋、プラットホームの上家

③　貯蔵槽（サイロなど）

ロ　「特定用途」

「特定用途」とは、施行令第1条に例示する興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途をいう。

この法律は、建築物の環境衛生に関する一般的な性格をもっているので、工場や病院など特殊な環境にある建築物については他のそれぞれの法律の規制に委ねられる。

（1）特定用途の建築物

特定用途	内　　容	備　　考
1．興行場	興行場法(昭和23年法律第137号)第１条第１項に定義する興行場をいい、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設	
2．百貨店	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第２条第２項に定義する大規模小売店舗（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）	７．の店舗のうち特に大規模なもの、スーパーマーケット、擬似百貨店を含む
3．集会場	会場、社交などの目的で公衆の集合する施設をいい、公民館、市民ホール、各種会館、結婚式場など	
4．図書館	図書、記録、その他必要な資料を収集・整理・保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設	図書館法に規定するものに限らない
5．博物館 美術館	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学、美術などに関する資料を収集・保管・展示して、公衆の観覧に供することを目的とする施設	博物館法に規定するものに限らない
6．遊技場	設備を設けて、公衆にマージャン、パチンコ、卓球、ボーリング、ダンス、その他遊技をさせる施設	体育館、その他スポーツ施設は含まれない
7．店　舗	公衆に対して物品を販売しまたはサービスを提供することを目的とする施設をいい、卸売店、小売店のほか飲食店、喫茶店、バー、理容所、美容所、その他サービス業にかかる店舗を広く含む	
8．事務所	事務を執ることを目的とする施設をいい、自然科学系の研究所など、そこにおいて行われる行為が事実上事務と同視される施設については、名称のいかんを問わず事務所に該当する。なお、銀行などは店舗と事務所の両方の用途に供されるものとして一体的に把握される。	
9．学　校	a　学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 b　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 c　学校教育法第124条に規定する専修学校 d　学校教育法第134条に規定する各種学校 e　各種学校類似の教育を行う施設 f　国・地方公共団体（都道府県・市町村）、会社などがその職員の研修を行うための施設（研修所）	
10．旅　館	旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に定義する旅館業を営むための施設をいい、旅館、ホテルなど	寄宿舎は含まれない

（2）「特定用途」について注意すべき点

①　共同住宅は法第２条の例示にあるが、個人住宅の集合で個人の責任において維持管理が行われる性格のものであるから、施行令第１条では規制対象から除外している。

② 「特定用途」に該当しないものには、共同住宅のほか工場、作業場、病院、寄宿舎、駅舎、寺院および教会などがある。

③ 「百貨店」の取扱いは、昭和48年に百貨店法が廃止され、昭和49年3月1日施行の「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に吸収され、さらに「大規模小売店舗立地法」が施行されたため、この新しい法律の「大規模小売店舗」を指す。

ハ 「延べ面積」

（1）延べ面積の計算は次の方法による。

<table>
<tr><td colspan="2">特定用途の種別</td><td>1．興行場・百貨店・集会場・図書館・博物館・美術館・遊技場
2．店舗・事務所
3．右欄の学校以外の学校(研修所を含む)
4．旅館</td><td>1．学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校）
2．就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定用途の計算式</td><td>A≧3000〔㎡〕</td><td>A≧8000〔㎡〕</td></tr>
<tr><td rowspan="6">算定式の記号の説明</td><td>記号</td><td>内　　容</td><td>例　　示</td></tr>
<tr><td>A</td><td>特定建築物に供される延べ面積
〔㎡〕A＝a＋b＋c</td><td></td></tr>
<tr><td>a</td><td>もっぱら特定用途に供される部分の延べ面積〔㎡〕</td><td>事務所や店舗などの占有部分</td></tr>
<tr><td>b</td><td>特定用途に供される部分に付随する部分（いわゆる共用部分）の延べ面積〔㎡〕</td><td>廊下、階段、機械室など建築上の共用部分</td></tr>
<tr><td>c</td><td>特定用途に供される部分に付属する部分の延べ面積〔㎡〕</td><td>百貨店内の倉庫、銀行の貸金庫、事務所の書庫、事務所付属の駐車場、新聞社の印刷所など</td></tr>
<tr><td>B</td><td>もっぱら特定用途以外の用途に供される部分の延べ面積〔㎡〕</td><td>ビル内の診療所、共同住宅などの専有部分</td></tr>
<tr><td colspan="4">〔注〕1．「延べ面積」とは床面積の合計をいう。
2．「床面積」は、「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」（建築基準法）によって算定する。</td></tr>
</table>

（2）建築物の個数

1個あるいは1棟の建築物ごとに特定建築物となる。

具体的な判断は、建築基準法第6条の規定による建築確認の際の個数決定による。

資料３　厚生労働省からの通知について

健発１２１８第２号
平成２１年１２月１８日

各（都道府県知事／政令市市長／特別区区長）殿

厚生労働省健康局長

特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈等について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「法」という。）第４条第１項等に規定する特定建築物の維持管理について権原を有する者等については、近年の建築物の所有及び管理の形態の変化等に伴い、その解釈について疑義が生じている向きがある。ついては、今般、下記のとおりその解釈を整理したので、貴職におかれては、御留意の上、関係者に対し適切な指導を行うとともに、法の円滑な施行につき御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

記

第１　特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈

１　法第４条第１項等に規定する維持管理の権原に関する考え方

（１）基本的な考え方

所有者、占有者その他の者で特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）については、法第４条第１項において、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従い、当該特定建築物を維持管理することが義務付けられているが、当該義務を負う者としては、所有者、占有者、法令の規定により当該特定建築物を管理する権利（又は権限。以下同じ。）を有する者等が考えられる。

同項の規定は、所有者、占有者、法令に基づき管理をする権利を有す

る者等が、所有権、占有権、法令の規定により与えられた権利等に基づき、特定建築物を適切に維持管理することが可能であることから、所有者及び占有者をはじめとしてこれらの者の中から実態として当該特定建築物の維持管理の権利等を有する者に、当該権利等を権原として、特定建築物を維持管理することを義務付けているものである。

ただし、これらの者以外の者で私法上の契約等により特定建築物を維持管理する権限を付与されたものについても、当該権限が維持管理についての権原となる場合においては、同項の義務を負うことがある。すなわち、所有権等の権利等を有することのみをもって同項の義務を負うものではなく、実態として適切に特定建築物を維持管理することが可能であることをもって同項の義務を負うこととなる。したがって、一般的に、特定建築物の所有者は、当該特定建築物の管理行為の権利を有するため、当該特定建築物を維持管理することが可能であるが、私法上の契約等により占有者等相手方に維持管理の権限を全て与えている場合等については、当該権限及び占有者等が有する占有権等の権利を権原として占有者等が特定建築物維持管理権原者となることがある。

貴職におかれては、個々の特定建築物において、最も適切に特定建築物を維持管理することが可能な特定建築物維持管理権原者を把握し、当該者が法に基づき適切に維持管理するよう指導されたい。

なお、法第４条第１項の義務を負う特定建築物維持管理権原者は、通常、特定建築物ごとに一に定まるが、所有及び管理の形態等によって、一の特定建築物に複数存在することがある。

（２）所有者、占有者以外の者で特定建築物の維持管理について権原を有するものの考え方

所有者、占有者以外の者で特定建築物の維持管理について権原を有する可能性のあるものとして、前述のとおり、法令に基づき当該特定建築物の管理をする権利を有する者のほか、所有者、占有者又は法令に基づき当該特定建築物の管理をする権利を有する者（以下この号において「所有者等」という。）との私法上の契約等により維持管理の権限を与えられた者が、その権限の範囲により、特定建築物維持管理権原者となることがある。しかしながら、契約等の形態は多様であり、所有者等が相手方に与える権限の範囲も当事者間の契約等の内容によって異なるため、これを一律に判断することは困難である。一方、維持管理の権限を与えられた者が特定建築物維持管理権原者となるには、特定建築物維持管理権原者が、法第４条第１項の規定に基づき建築物環境衛生管理基準に従

い維持管理すること、法第６条第２項の規定に基づき建築物環境衛生管理技術者からの意見の申出を尊重し維持管理すること、法第１２条の規定に基づき都道府県知事等が発出する維持管理の方法の改善命令等に従うこと等の義務を負うことにかんがみ、所有者等からこれらの義務を履行するために必要な一切の権限を与えられ、自らの判断と責任に基づき特定建築物を維持管理することが必須の要件となる。

したがって、例えば、所有者等から特定建築物の清掃の業務を受託した清掃業者は、所有者等の指示又は当事者間の契約の規定の範囲において清掃の業務を行うことは可能であるが、一般的に、特定建築物の維持管理について法の規定に基づく義務の履行に必要な権限を有しないため、特定建築物維持管理権原者に該当しない。

一方、例えば、所有者等から特定建築物を維持管理する権限を与えられた者が、維持管理業者等と契約し、維持管理業務の状況を報告させ、その妥当性を判断し、占有者及び維持管理業者等関係者に対し維持管理について必要な指示をすることとされているなど、自らの判断と責任に基づき維持管理を行うために必要な一切の事項を決定する権限を有する場合は、一般的に、当該者を特定建築物維持管理権原者と判断することが適当である。

２　所有者以外の占有者が特定建築物維持管理権原者となる場合について

（１）基本的な考え方

特定建築物の所有者以外に占有者が存在する場合であっても、民法（明治２９年法律第８９号）第２０６条において、所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有することとされており、法令に基づく制限又は私法上の契約による相手方への権限の付与等がなければ、当該特定建築物の全部の管理について権原を有することから、当該所有者を特定建築物維持管理権原者と判断することが適当である。また、賃貸借契約等により、特定建築物を所有者が維持管理すること又は当該所有者の指示に従って占有者が維持管理することが明示されている場合についても、一般的に、当該所有者が特定建築物維持管理権原者となる。

（２）所有者以外の占有者が特定建築物維持管理権原者となる場合

所有者以外の占有者が共用部分を含め特定建築物全てを占有しており、かつ、私法上の契約により所有者から維持管理について一切の権限を与えられている場合は、原則として当該占有者が特定建築物維持管理

権原者となる。一方、同様の条件下で、一の特定建築物に区域を異にして占有者が複数存在し、かつ、共用部分を含めた特定建築物全体の維持管理の権限が当該占有者間で明確化されている場合は、当該占有者各々が特定建築物維持管理権原者となることがある。

（３）所有者及び占有者が異なる区域の維持管理について権原を有する場合

所有者及び所有者以外の占有者が、区域を異にして維持管理の権原を有している場合において、当該占有者を特定建築物維持管理権原者として維持管理させなければ支障が生じる場合については、当該所有者及び当該占有者を共に特定建築物維持管理権原者と判断することが適当である。一方、所有者が占有者等に維持管理の権限の一部を与えたものの、引き続き当該所有者が維持管理の権利を有し、その指示等をする場合においては、一般的に、当該所有者が特定建築物維持管理権原者となる。

３　所有者、占有者以外の者が特定建築物維持管理権原者となる場合について

所有者、占有者以外の者が特定建築物維持管理権原者と考えられる場合においては、１（２）の考え方を基本として、別記を参考としつつ、個々の特定建築物の実情にかんがみ、貴職において適切に把握されたい。

第２　特定建築物の全部の管理について権原を有する者の解釈

法第５条第１項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は全部の管理について権原を有する者（以下「特定建築物所有者等」という。）は、都道府県知事等に特定建築物の所在場所等について届け出なければならないこととされており、従来より主として所有者がこの義務を負ってきたところであるが、特定建築物の全部の管理とは、当該特定建築物の滅失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することの全てを指すものであり、権利等に基づきこれら全てをなし得る者が特定建築物の全部の管理について権原を有する者となる。

したがって、例えば、占有者が特定建築物全体を賃借し、かつ、当該特定建築物の全部の管理の権限を所有者から与えられている場合は、当該占有者が、また、信託法（平成１８年法律第１０８号）の規定に基づき特定建築物が信託された場合に、信託行為により当該信託の受託者の有する権限が制限され、かつ、当該信託の受益者が当該特定建築物の全部の管理の権限を有する場合は、当該受益者が、それぞれ特定建築物所有者等となることがある。

また、破産法（平成１６年法律第７５号）第７４条の規定により破産管財人に選任された者等法令に基づき特定建築物を管理する権利を有する者が存在する場合は、原則として、当該権利を有する者を特定建築物所有者等と判断することが適当である。

ただし、特定建築物の所有者が全部の管理について権原を有している場合又は特定建築物の全部の管理について権原を有する者が存在しない場合は、当然当該所有者が届け出ることとなる。

また、特定建築物の全部の管理について権原を有する者は、法第４条第１項の規定に基づき特定建築物を建築物環境衛生管理基準に従って適切に維持管理することが可能であり、維持管理についての権原も有するため、特定建築物維持管理権原者となるが、全部の管理について権原を有する者が存在しない場合においては、第１で述べたとおり、所有者と特定建築物維持管理権原者が一致しないことがある。

なお、特定建築物所有者等は、法第５条第１項の規定に基づく届出以外に、法第６条第１項の規定に基づく建築物環境衛生管理技術者の選任、法第１０条の規定に基づく帳簿書類の保存、法第１１条の規定に基づく立入検査への対応の義務を負うが、全部の管理について権原を有する者は、当然これらの義務を履行することが可能な者であるため、当該者が当該規定に基づく義務を履行する者である。

第３　その他

第１の解釈は、法第４条第３項の特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものの解釈について準用することとする。

別記

１．破産法の規定に基づく破産管財人や会社更生法の規定に基づく保全管理人が存在する場合

破産法（平成１６年法律第７５号）第７４条の規定により破産管財人に選任された者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第３０条第２項の規定により保全管理人に選任された者及び同法第６７条の規定により管財人に選任された者（以下「破産管財人等」という。）は、特定建築物の管理及び処分をする権利を有していることから、当該特定建築物の維持管理についての権原も有することとなる。したがって、所有者が特定建築物を管理せず、かつ、破産管財人等が実際に当該特定建築物を維持管理する場合は、破産管財人等を当該特定建築物の維持管理について権原を有する者と判断することが適当である。

また、破産法及び会社更生法以外の法令の規定に基づき、管理及び処分の権利を有することとされている者が特定建築物の管理を行う場合においても、原則として上記の考え方に基づき判断する。

２．特定建築物が信託法に基づき信託されている場合

信託法（平成１８年法律第１０８号）の規定に基づく信託の受託者は、同法第２６条の規定により、信託財産の管理及び処分の権限を有するため、原則として当該受託者が特定建築物維持管理権原者となるが、信託行為により当該受託者の権限が制限され、かつ、当該信託の受益者が必要な維持管理の権限を有している場合においては、当該受益者が特定建築物維持管理権原者となることがある。

３．資産の流動化に関する法律又は投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、特定建築物を所有する特定目的会社又は投資法人がその維持管理に係る業務を委託している場合

一般的に、所有者である特定目的会社又は投資法人が特定建築物維持管理権原者となるが、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２００条第３項又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和２６年法律第１９８号）第１９８条第１項の規定に基づき特定建築物の維持管理に関する業務を受託した者が必要な維持管理の権限を有する場合は、当該受託者が特定建築物維持管理権原者となることがある。

４．資産の流動化に関する法律又は投資信託及び投資法人に関する法律に基づ

き、信託された特定建築物の受益権を特定目的会社又は投資法人が有する場合

上記２の考え方に準ずる。

５．資産の流動化に関する法律の規定に基づく特定目的信託の特定資産として特定建築物が信託されている場合

資産の流動化に関する法律第２３０条第１号の規定により、信託の受益者は、特定資産の管理及び処分について、受託信託会社等に指図を行うことができないこととされている。したがって、信託法第２６条の規定により、信託を受託した当該受託信託会社等が管理及び処分の権限を有するため、原則として当該受託信託会社等が特定建築物維持管理権原者となる。

６．特定建築物の信託受益権を有限会社又は合同会社が有する場合（商法（明治３２年法律第４８号）第５３５条に規定する匿名組合契約を利用し資産の流動化を図る場合）

上記２の考え方に準ずる。

７．特定建築物が建物の区分所有等に関する法律に基づき区分所有されている場合

建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）の規定に基づき区分所有されている場合、一般的に、区分所有者各々が特定建築物維持管理権原者となるが、例えば、同法第４７条第２項に規定する管理組合法人を設立しており、当該管理組合法人が必要な維持管理の権限を有する場合は、当該管理組合法人が区分所有者に代わり特定建築物維持管理権原者となることがある。

８．民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律に基づく選定事業者が存在する場合

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成１１年法律第１０７号）第６条の規定に基づき特定事業が選定され、同法第７条の規定に基づく選定事業者が存在する場合、当該選定事業者の業務及び権限の範囲が個々の選定事業により異なるが、公共施設等の管理者等との協定や契約等により必要な維持管理の権限を与えられた選定事業者については、特定建築物維持管理権原者となることがある。なお、当該選定事業者が所有権を有する期間においては、一般的に、当該選定事業者が特定建築物維持管理権原者となる。

９．地方公共団体の所有する建築物で、地方自治法に基づく指定管理者が存在する場合

地方公共団体の所有する特定建築物については、一般的に、地方公共団体の長又は管理を委任された者が特定建築物維持管理権原者となるが、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき公共施設の管理を指定管理者に行わせている場合であって、条例や協定等に基づき指定管理者が必要な維持管理の権限を有する場合は、当該指定管理者が特定建築物維持管理権原者となることがある。

健発０７２７第１号
平成２２年７月２７日

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第66号。以下「改正省令」という。）が平成22年４月22日に公布されたところであるが、改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係者に対する周知方お願いする。

なお、特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈等については、平成21年12月18日付け健発1218第２号を参考にされたい。

記

第１　改正の趣旨

本改正は、近年、建築物の所有及び管理の形態が多様化する中、これまで建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第４条第１項等に規定する特定建築物の維持管理について権原を有する者（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）と法第５条第１項等に規定する所有者又は特定建築物の全部の管理について権原を有する者（以下「特定建築物所有者等」という。）が異なる場合にあっては、特定建築物の環境衛生上の維持管理等の義務を負う特定建築物維持管理権原者を把握することが困難であったことから、特定建築物維持管理権原者を確実に把握することにより法の円滑な施行を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号。以下「規則」という。）について所要の改正を行ったものであること。

第２　改正の主な内容

（１）届出事項の追加（規則第１条第１項関係）

特定建築物の届書（変更届書を含む。）に記載する事項に、「特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものの氏名及び住所（法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」を追加したこと。

（２）届書に添付する資料の追加（規則第１条関係）

特定建築物の届書（変更届書については、下記イ又はロの権原を有する者の変更を伴う場合に限る。）に添付する書類について下記のとおり定めたこと。

イ　特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理者がある場合においては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類（ロに掲げる場合を除く。）。

ロ　特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合においては、当該者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有することを証する書類。

ここで、イ又はロの権原を有する者が特定建築物の所有者以外の場合にのみ書類の添付を義務付けているのは、一般に、特定建築物の所有関係は明らかであるが、維持管理又は全部の管理についての権原の所属関係については、必ずしも明らかでないことから、当該権原を有するか否かの判断が困難であるためである。

第３　経過措置

改正省令の施行の際現に存する特定建築物所有者等は、改正省令の施行後１年以内に第２（１）の事項を都道府県知事等に届け出るものとしたこと。なお、特定建築物の維持管理について権原を有する者が所有者である場合においても、届出を行う必要があること、及び第２（２）イ又はロに掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める書類を添付しなければならないことに留意されたい。

第４　施行期日

改正省令は平成22年10月１日から施行すること。

事　務　連　絡
平成 22 年 7 月 27 日

各（都道府県／政令市／特別区）　衛生主管部（局）　殿

厚生労働省健康局生活衛生課

改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第１条第３項各号に掲げる場合に応じ、第１条第１項等に規定する届書に添付が必要となる書類に関し、事務手続きにあたり疑義が生じると考えられる事例について、下記のとおり参考資料を作成しましたので、適宜ご活用いただくようお願いします。

記

１．維持管理について権原を有することを証する書類について

Ｑ１　所有者以外の者が特定建築物の維持管理について権原を有する場合において、それを証する書類としてはどのようなものがあるのか。

Ａ１　特に法令や契約による権利・権限の変動がなければ、所有者の有する権利にかんがみ、特定建築物維持管理権原者（特定建築物の維持管理について権原を有する者）は所有者となるため、所有者以外の者が当該権原を有する場合においては、何かしらの根拠が存在することとなるが、当該根拠を示す書類の例としては、下記のようなものが考えられる。

例１　法令に基づき権利・権限を有する場合

法令に基づき、所有者以外の者が建築物の維持管理についての権利・権限を有する場合、当該法令に規定する者であることを示す書類が必要となる。例えば、破産法第 74 条により破産管財人として選任された者が特定建築物の管理の権利を有する場合については、当該者が破産管財人に選任されたことを示す書類が必要となる。

例２　特定建築物の所有者以外の者が契約に基づき所有者から権利・権限を付与（移譲）され、当該者が当該特定建築物の維持管理についての権原を有する場合
根拠となる書類は、当事者間での権利・権限の変動を示す契約書の抜粋となる。

契約書の例（所有者（甲）が受託者（乙）に業務を委託する場合）

第〇条　乙は甲に代わって、本物件に関し下記に掲げる業務を行う。
・〇〇業務
・△△業務
・維持管理に関する業務※１

第△条　乙は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する維持管理について権原を有する者として、特定建築物である本物件の維持管理に関し、同法の規定により課せられる義務を履行するために必要な全ての権利（権限）を有し、当該義務を履行するために必要と認められる行為については、甲の承認を得ずに行うことができるものとする※３。ただし、法令により当該権利（権限）を制限される場合はこの限りではない※２。

※１　特定建築物の維持管理の業務を行っていること（維持管理業者等に実際の作業を委託する場合を含む。）。また、当該業務には、建築物環境衛生管理基準に従って行う当該特定建築物の維持管理の全てが含まれること。
※２　乙が特定建築物維持管理権原者として届け出られている場合において、法令により乙の有する権利（権限）が制限され、第三者が当該権利（権限）を有することとなった場合、特定建築物所有者等は、法の規定により、１ヶ月以内に、当該者を特定建築物維持管理権原者として都道府県知事等に届け出る必要がある。
※３　受託者が自らの判断に基づき維持管理を行うことが可能であることが明記されている必要がある。

なお、提出された契約書の条項や構成が、本契約書様式例と異なる場合であっても、権利・権限の変動が示されているか確認し、判断することとなる。

Ｑ２　契約により、所有者以外の者が特定建築物維持管理権原者となっている場合において、当該契約が失効した時には、どうなるのか。

Ａ２　契約により、所有者以外の者で特定建築物維持管理権原者となった者が存在する場合において、当該契約が失効した場合は、一義的には、法令に基づく権利・権限関係から判断することとなる。

　この場合、特定建築物所有者等（特定建築物の所有者又は所有者以外の者で当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者）は、契約失効後の特定建築物維持管理権原者について、法の規定に基づき、１ヶ月以内に都道府県知事等に届け出る必要がある。

Ｑ３　特定建築物維持管理権原者として届け出られた者が、添付された書類では当該権原を有するか否かを判断することが出来ない場合はどのように考えるべきか。

Ａ３　届書に記載された特定建築物維持管理権原者について、添付された書類から当該者が維持管理について権原を有しているかどうかが不明である場合には、一義的には、法令に基づく権利・権限関係から判断することとなる（民法の規定により所有者が建築物の管理行為の権利を有すること等から判断することになる。）。

２．全部の管理について権原を有することを証する書類について

Ｑ４　所有者以外の者が全部の管理について権原を有する場合において、それを証する書類としてはどのようなものがあるのか。

Ａ４　特に法令や契約による権利・権限の変動がなければ、所有者の有する権利にかんがみ、全部の管理について権原を有する者は所有者となるため、所有者以外の者が当該権原を有する場合においては、何かしらの根拠が存在することとなるが、当該根拠を示す書類の例としては、下記のようなものが考えられる。

例１　法令に基づき権利・権限を有する場合

法令に基づき、所有者以外の者が建築物の維持管理についての権利・権限を有する場合、当該法令に規定する者であることを示す書類が必要となる。例えば、破産法第 74 条により破産管財人として選任された者が特定建築物の管理の権利を有する場合については、当該者が破産管財人に選任されたことを示す書類が必要となる。

例２　特定建築物の所有者以外の者が契約に基づき所有者から権利・権限を付与（移譲）され、当該者が当該特定建築物の全部の管理についての権原を有する場合

根拠となる書類は、当事者間での権利・権限の変動を示す契約書の抜粋となる。

契約書の例：（所有者（甲）が受託者（乙）に業務を委託する場合）

第〇条　乙は甲に代わって、本物件に関し下記に掲げる業務を行う※１。

・設備の更新等修繕に関する業務
・維持管理に関する業務※２
・賃貸借契約に関する業務
・設備の改良に関する業務
・
・
・その他本物件に係る管理行為の全部

第△条　乙は、本物件の管理の全部に関し、これに関連する行為に必要な全ての権利（権限）を有し、当該行為のために必要と認められる行為については、甲の承認を得ずに行うことができるものとする※３。ただし、法令により当該権利（権限）を制限される場合はこの限りではない※４。

※１　管理行為（保存行為、利用行為、改良行為）の全ての業務を行うこと。

※２　Q１の※１に同じ

※３　建築物環境衛生管理基準に従って行う当該特定建築物の維持管理の全てが含まれること。受託者が自らの判断に基づき全ての管理行為を為し得ることが可能であることが明記されている必要がある。

※４　乙が特定建築物の全部の管理について権原を有する者として届け出ている

場合において、法令により乙の有する権利（権限）が制限され、第三者が当該権利（権限）を有することとなった場合、当該者は、法の規定により、１ヶ月以内に、自身を特定建築物所有者等として都道府県知事等に届け出る必要がある。

なお、提出された契約書の条項や構成が、本契約書様式例と異なる場合であっても、権利・権限の変動が示されているか確認し、判断することとなる。

Ｑ５　契約により、所有者以外の者で特定建築物所有者等が存在する特定建築物において、当該契約が失効した時には、どうなるのか。

Ａ５　Ａ２と同様、契約により、所有者以外の者で特定建築物所有者等となった者について、当該契約が失効した場合においては、一義的には、法令に基づく権利・権限関係から判断することとなり、契約の失効後に特定建築物所有者等となった者は、法の規定に基づき、自身が特定建築物所有者等であることを１ヶ月以内に都道府県知事等に届け出る必要がある。

Ｑ６　所有者以外の者で特定建築物所有者等として届け出た者について、添付された書類では特定建築物の全部について権原を有するか否かを判断することが出来ない場合はどのように考えるべきか。

Ａ６　Ａ３と同様、届書に記載された特定建築物所有者等について、添付された書類から当該者が全部の管理の権原を有しているかどうかが不明である場合には、一義的には、法令に基づく権利・権限関係から判断することとなる（民法の規定により所有者が建築物の管理行為の権利を有すること等から判断することになる。）。

事　務　連　絡
平成22年10月1日

各（都道府県／政令市／特別区）衛生主管部（局）生活衛生担当者　殿

厚生労働省健康局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令に関する疑義照会について

平素より建築物衛生行政において格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成22年7月27日付け健発0727第1号「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び同日付け事務連絡により改正の趣旨等をお伝えしたところ、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）から疑義照会があり、主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の業務の参考として御活用いただきたくお願い申し上げます。

記

1　維持管理権原者について

Q1－1
今回の省令改正を行う具体的背景は？

A1－1

近年、資産の流動化に関する法律等に基づくいわゆる不動産の証券化の隆盛等に伴い、建築物の所有及び管理の形態が多様化し、特定建築物維持管理権原者（及び全部の管理の権原を有する者）の特定が困難になっている事例が報告されました。

その後、（財）ビル管理教育センターにより調査が行われ、届出や改善指導等の際に若干の混乱状況が見受けられたり、今後、必ずしも特定建築物の所有者と特定建築物維持管理権原者が一致しない特定建築物が増加し、個々の建築物において特定建築物維持管理権原者を適切に把握する必要が生ずることが考えられました。

そこで、届出時における特定建築物維持管理権原者の適切な把握により、一層の衛生水準の向上を図るため、特定建築物維持管理権原者の氏名等を届出事項に追加する省令改正を行うこととなりました。

Q1－2
所有者が、特定建築物の維持管理の一切の事項について、ビルメンテンス業者と契約を締結している場合は、当該業者が維持管理権原者とみてよいか？

A1－2

ビルメンテナンス業者が、

・法第４条第１項の規定に基づき、建築物環境衛生管理基準に従い維持管理すること

・法第６条第２項の規定に基づき建築物環境衛生管理技術者からの意見の申出を尊重し維持管理すること

・法第１２条の規定に基づき都道府県知事等発出する維持管理の方法の改善命令等に従うこと

などの義務を履行するために、自らの判断と責任に基づき特定建築物を維持管理する必要な一切の権限を所有者から与えられている契約となっていれば、特定建築物維持管理権原者とみてよいです。

Ｑ１－３

「全部の管理の権原を有する者」が「維持管理の権原」を他者に渡す場合はあるのか？

Ａ１－３

所有者Ａとの契約により全部の管理の権原を所有者から委譲された者Ｂについては、届出義務者となります。そして、所有者 Ａ との契約上、Ｂ が全部の管理の権原を有する者として特定建築物の届出等を含め、建築物衛生法に係る義務を負うことが明確になっていれば、Ｂ は維持管理の権利・権限を第三者Ｃ に委譲できないことになります。

※　所有者Ｄ から Ｅ に全部の管理の権原が委譲される契約において、Ｅ が全部の管理の権原を有する者として建築物衛生法に係る義務を負うことが明確になっておらず、維持管理の権利・権限を第三者Ｆ に委譲することが契約上、法令上問題なければ、Ｅ から Ｆ に維持管理の権利・権限を委譲することができます。そして、Ｅ から Ｆ に維持管理の権利･権限を委譲した場合は、Ｅ は全部の管理の権原を有しないことになり、所有者Ｄ が届け出ることになります。

Ｑ１－４

「所有者等」と「維持管理権原者」の届出について想定されるパターンは？

Ａ１－４

届出のパターンは下記を想定しています。

	所有者等 （届出義務者）	維持管理権原者
① 所有者が全ての維持管理を行う場合	所有者	所有者
② 所有者が維持管理部分の権限を他者へ与える場合	所有者	メンテナンス業者等 ※１
③ 全部の管理の権原を有する者が存在する場合	全部の管理の権原者	全部の管理の権原者 ※２

※１：複数の業者が維持管理の権原を有している場合は複数の業者を届出します。また、所有者が業者とともに維持管理の権原を一部有しているのであれば、所有者も含めて届出します。

※２：全部の管理の権原を有する者が維持管理権原者となります（Ｑ１－３参照）。

２　附則について

Ｑ２－１
　既に届出されている特定建築物について、改正省令施行から １ 年以内に、所有者が維持管理権原者であることを届出する必要があるのか？

Ａ２－１
　平成 22 年７月 27 日付け健発 0727 第１号の通知の第３に記載があるように、特定建築物の維持管理について権原を有する者が所有者である場合においても、届出を行う必要があります。

Ｑ２－２
　既に届出されている特定建築物について、改正省令施行から １ 年以内に、全部の管理の権原者が維持管理権原者であることを届出する必要があるのか？

Ａ２－２
　附則にあるように、既に届出してある特定建築物について、全部の管理の権原者が維持管理権原者であることを届出なくてはなりません。なお、全部の管理の権原を有することを証する書類を添付する必要があります。

Ｑ２－３
　既に届出されている特定建築物については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第５条に基づく変更届で対応するのか、新規届出として対応するのか？また、様式はどうするのか？

Ａ２－３
　既に届出されている特定建築物に係る追加事項の届出については、変更届出でも新規届出でもなく、今回の改正省令の附則に基づく追加事項の届出となります。また、様式については、当方からは特に指定しておらず、従来の新規届出書若しくは変更届出書等を変更いただく、又は新規様式を作成いただくかは、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）の実情に合わせてご検討願います。

生食発1227第1号
令和3年12月27日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（公印省略）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第347号。以下「改正政令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第199号。以下「改正省令」という。）が令和3年12月24日に別添のとおり公布されました。

改正の趣旨等については下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関等に対する周知方お願いします。

記

第1 改正の趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第４条第１項では、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第2条で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って、当該特定建築物の維持管理をしなければならないとされている。また、法第6条第1項では、特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第5条で定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任しなければならないこととされている。

今回の改正は、厚生労働省が令和2年12月に設置した「建築物衛生管理に関する検

討会」における議論を踏まえ、本年7月にとりまとめた「建築物衛生管理に関する検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）の内容に基づき、

・　国際基準等に基づき見直すことが適当とされた建築物環境衛生管理基準の一部を見直すとともに、

・　ICTの進展等を踏まえ、管理技術者の選任に関する事項等について見直す

ものであること。

第2　改正の概要

1　政令関係

（1）　居室における一酸化炭素の含有率の基準の見直し（改正政令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）第2条第1号イ関係）

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における一酸化炭素の含有率の基準について「100万分の10以下」から「100万分の6以下」に見直すとともに、近年の大気中における一酸化炭素の含有率が改善していること等から、特別の事情がある建築物に係る規定を削除することとしたこと。

（2）　居室における温度の基準の見直し（政令第2条第1号イ関係）

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における温度の低温側の基準を「17度」から「18度」に見直すこととしたこと。

2　省令関係

（1）　一酸化炭素の含有率の特例について（改正省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条関係）

1（1）の特別の事情がある建築物に係る政令の規定の削除に伴い、規則第2条を削除することとしたこと。

（2）　建築物環境衛生管理技術者の選任について（規則第5条関係）

検討会報告書において、「ICTの進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、特定建築物維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、特定建築物維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたこと等を踏まえ、

①　一の特定建築物の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者とならないようにしなければならないことを原則とする規定及び二以上の特定建築物について一定の要件の下で管理技術者を兼ねることを認める規定について削除することとしたこと。

② 管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて、特定建築物所有者等は、

ア 選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと

イ 選任時のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、アと同様の確認を行うこと

ウ ア及びイの確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないこと

について、新たに規定したこと。

(3) 帳簿書類について(規則第20条関係)

法第10条において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならないこととされているところ、(2)② ア及びイによる確認の結果(ウの特定建築物維持管理権原者への意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。)を記載した書面を備えておかなければならないこととしたこと。なお、当該書面の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条及び第4条並びに厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)第3条及び別表第一並びに第5条及び別表第二の規定により、規則第20条第1項の規定により特定建築物所有者等が備えておくこととされているその他の帳簿書類と同様に、書面による作成及び保存に代えて電磁的記録による作成及び保存を行うことが可能であること。

第3 施行期日について

改正政令及び改正省令は、令和4年4月1日から施行すること。

第4 その他

1 改正省令の施行に伴い、「建築物環境衛生管理技術者の選任について」(平成14年3月26日付け健発第0326015号厚生労働省健康局長通知)は、令和4年3月31日をもって廃止することとすること。

2 改正省令を踏まえた管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細については、追って示す予定であること。

別添 〔略〕

薬生衛発0131第1号
令和４年１月31日
一部改正　令和４年３月28日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 衛生主管部(局)長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公　印　省　略）

建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集（Q&A）について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号）における建築物環境衛生管理技術者の選任に関する規定の改正については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和3年12月27日付け生食発1227第１号。以下「公布通知」という。）の第2の2（2）においてお示しするとともに、公布通知の第4の2において、建築物環境衛生管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細について追ってお示しする予定である旨お知らせしたところです。

今般、別添のとおり、建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集（Q&A）を取りまとめましたので、業務の参考にしていただくとともに、貴管内の特定建築物所有者等及び関係団体等に周知いただきますよう、お願いします。

別添

Q&A 一覧

【特定建築物所有者等向け】

Q1 管理技術者の選任に関する規定を改正するに至った背景はなにか。..... 1

Q2 管理技術者の業務とは、具体的にどういったものが該当するのか。..... 2

Q3 「業務の遂行に支障がない」とは、どういう状況をいうのか。..... 3

Q4 「業務の遂行に支障がない」と言うことができない事例を、具体的に示してほしい。..... 4

Q5 特定建築物所有者等が選任する管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任することとなっても「業務の遂行に支障がないことを確認」する手順について、具体的に示してほしい。..... 4

Q6 「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体はだれか。また、いつ確認する必要があるのか。.. 5

Q7 維持管理権原者の意見を聴く場合、どのような意見を聴取すればよいのかを具体的に示してほしい。..... 5

Q8 「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面は、いつ作成が必要となり、どのような項目を記載すればよいか。またこの書面の保管方法と保存期限を示してほしい。..... 5

Q9 今回の制度改正以前から、二棟以上の特定建築物を兼任している管理技術者についても、確認書を作成する必要があるのか。..... 6

Q10 一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数に上限はあるのか。..... 6

Q11 同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で保健所による確認は行われるのか。..... 7

Q12 一人の管理技術者が複数の特定建築物を兼任した後、いずれかの特定建築物の維持管理状況に問題が発生した場合、どのような対応が必要になるのか。..... 7

Q13 兼任しているそれぞれの特定建築物において、建築物環境衛生管理基準で定める基準値等が遵守されていることのみをもって、「業務の遂行に支障がない」と判断してよいか。..... 8

Q14 特定建築物所有者等が作成した確認書について、保健所から写しを提出することや報告を求められることはあるか。..... 8

Q15 国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物については立入検査が行われることはないが、確認書が備え付けられているかについて、どのように確認されるのか。..... 8

Q16 確認書を作成した後、特定建築物所有者等に変更があった場合、確認書を再度作成する必要があるか。..... 9

Q17 どのような ICT を導入すれば、管理技術者として従事する時間がどの程度軽減されるのか。また

ICT を導入していない特定建築物は、一人の管理技術者が二棟以上兼任することは認められないのか。 9

Q18 例えば、三棟の特定建築物の管理技術者に選任されている者について、三棟のうち一棟の管理技術者ではなくなった場合、確認書の作成は必要になるのか。また、保健所への届出についてはどうか。 9

Q19 同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者として選任しようとする場合、どちらの特定建築物についても現在の維持管理状況が確認できないが、どのような手順により「業務遂行に支障がない」ことを確認すればよいか。 9

Q20 一棟の特定建築物に、管理技術者として従事すべき最低限の時間の目安はあるか。 10

Q21 現在二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねている者が別の特定建築物の管理技術者となる場合、新たに確認書を作成することになるが、以前の確認書は廃棄してよいか。また、管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しなくなった場合、同様に確認書を廃棄してよいか。 10

Q22 建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録について、清掃作業監督者等（以下「監督者等」という。）が管理技術者の免状を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における管理技術者を兼務することはできないこととされているが、今回の管理技術者の選任方法の見直しに伴い、この取扱いに変更はあるか。 10

【自治体向け】

Q23 立入検査等において、確認書が作成されていない、確認書の内容が実態と異なる、管理技術者として従事する時間が明らかに実現不可能である等の状況が確認された場合、当該管理技術者の兼任の取り扱いはどうなるのか。 10

Q24 報告徴収又は立入検査等により、① 維持管理状況に問題があると把握している特定建築物に選任されている管理技術者について、新たに別の特定建築物の管理技術者として選任する旨の届出書が出された場合、又は② 維持管理状況に問題があると把握している特定建築物の管理技術者として、他の特定建築物の管理技術者に既に選任されている者を選任する旨の届出書が出された場合について、その取り扱いはどうなるのか。 11

【特定建築物所有者等向け】

Q1　管理技術者の選任に関する規定を改正するに至った背景はなにか。

A1　従前は、特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）の選任に当たって、原則として、一人の管理技術者は同時に二以上の特定建築物の管理技術者にならないようにしなければならないこととしていた。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「維持管理権原者」という。）が同一である場合など、一人の管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められていた。

今般、建築物衛生管理に関する検討会報告書（令和3年7月公表。以下「報告書」という。）において、「ICTの進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたことを踏まえ、

- 一人の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者にならないという原則
- 二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることができる場合を限定的に認める規定

について削除し、その代わりに、

- 特定建築物所有者等は、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと
- 特定建築物所有者等は、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても同様に、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと

を新たに規定したものである。

Q2　管理技術者の業務とは、具体的にどういったものが該当するのか。

A2　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第6条第1項において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、管理技術者を選任しなければならないと規定しており、その監督の範囲は、「管理基準に従って維持管理がなされているかどうかのほか、照明その他当該特定建築物の環境衛生上の維持管理に関することがらが含まれること。」（昭和46年3月11日環衛第44号厚生省環境衛生局長通知）とされている。

以上を踏まえ、管理技術者の業務を具体的に示すと、以下のとおりである。なお、これらの業務は代表的なものを列挙したものであり、特定建築物の用途等に応じて、追加の業務も考えられる。また、特定建築物所有者等は管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原を与えることが求められる。

① 管理計画の策定、立案への参画
- 法令、技術的な根拠、特定建築物の特性、使用者・利用者の要望等も踏まえた上で、日常及び定期（週間・月間・年間など）の計画を策定する。
- 保全管理業務部門が策定する中長期の改修・設備の更新計画立案に参画する。

② 業務実施の監督と実態の把握
- 管理計画に基づいた業務の進行管理と監督、建築物環境の実態や特性などを把握する。
- 設備管理業務や清掃・衛生管理業務等を専門業者に委託している場合は、当該専門業者との緊密な連絡・協力体制を構築する。
- 保健所が実施する立入検査等に立ち会う。

③ 測定、検査、点検等による環境状況の把握と改善
- 空気環境や飲料水の水質などの測定や検査、各種の設備点検結果について、法令で定める基準等を満たしているかの確認、判断及び評価を行い、問題が生じている場合、原因の特定を行う。
- 原因が特定された場合は、改善策の企画立案を行い、必要に応じて、維持管理権原者等へ意見を申し出る。
- 改善が終了した後は、改善確認の測定・検査を行い、問題点が改善したことを確認し、結果を維持管理権原者等に報告する。

④ 帳簿書類、設備に関する図面等の整備
- 年間管理計画や定期的に実施する空気環境測定結果等の整理及び保存等を行う。

（参考）建築物環境衛生管理技術者の業務フロー

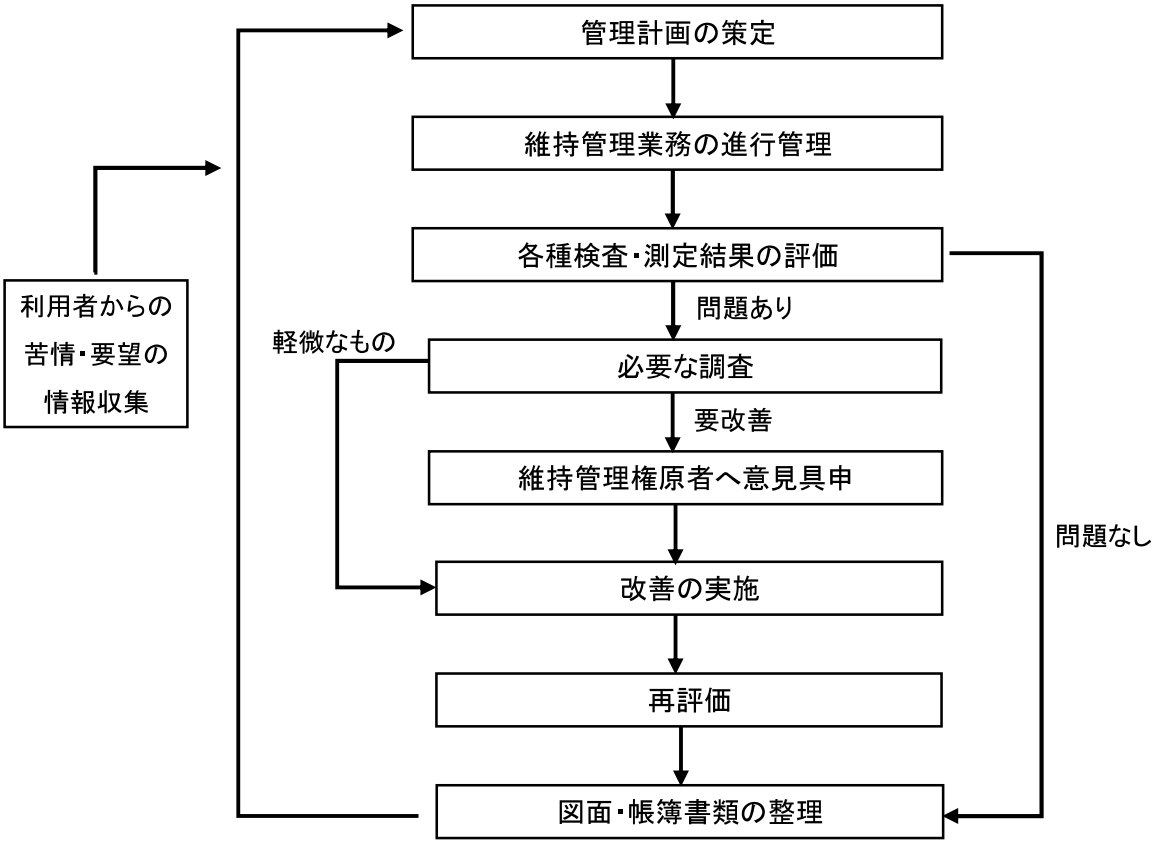

Q3 「業務の遂行に支障がない」とは、どういう状況をいうのか。

A3　管理技術者の業務はQ2のとおりであり、「業務の遂行に支障がない」とは、特定建築物所有者等から管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原が付与され、かつ管理技術者がこれらの業務を確実に遂行することにより、当該特定建築物が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されている状況をいう。

なお、報告書において、「「職務の遂行に支障がない」とは、建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物の維持管理をしていることを意味する。よって、例えば空気環境の調整が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない特定建築物の管理技術者は、「職務の遂行に支障がない」とはいえず、同時に他の特定建築物を兼務することは適当ではない。」とされているので、参考とされたい。

Q4 「業務の遂行に支障がない」と言うことができない事例を、具体的に示してほしい。

A4 例えば、以下のような場合が想定されるが、これに限らず、Q3に記載した状況が確認できない場合は、「業務の遂行に支障がない」と言うことはできないと考えられる。

- ある特定建築物の管理技術者に選任されようとする者が既に別の特定建築物の管理技術者に選任されている場合であって、当該者が、既に管理技術者に選任されている特定建築物が、建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない場合
- ある特定建築物の管理技術者に選任されようとする者が既に別の特定建築物の管理技術者に選任されている場合であって、当該者が、既に管理技術者として選任されている特定建築物の特定建築物所有者等から常駐を求められており、新たに別の特定建築物の管理技術者として従事する時間が確保できない場合
- 管理技術者がビルメンテナンス会社と雇用契約を締結しており、既に選任されている特定建築物の特定建築物所有者等から常駐を求められていないものの、管理技術者以外の業務に従事する時間、当該管理技術者の所定労働時間等を勘案すると、新たに別の特定建築物の管理技術者として従事する時間が確保できないと考えられる場合
- ある特定建築物の管理技術者として選任されている者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任しようとしている場合であって、新たに当該者を管理技術者として選任しようとする特定建築物所有者等から既に当該者を管理技術者として選任している特定建築物所有者等に対し、管理技術者として従事する時間が妥当であると判断するために必要な情報（所在場所、用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況等）が示されない場合

Q5 特定建築物所有者等が選任する管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任することとなっても「業務の遂行に支障がないことを確認」する手順について、具体的に示してほしい。

A5

- 既に他の特定建築物の管理技術者に選任されている者を自らの特定建築物の管理技術者に選任しようとする場合など、選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者となるとき
- 既に選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任しようとするとき

は、それぞれの特定建築物所有者等において、それぞれの特定建築物の維持管理につ

いて「業務の遂行に支障がないことを確認」する必要があるが、具体的な確認方法としては、例えば、別紙1の手順に従うことが考えられる。

Q6 「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体はだれか。また、いつ確認する必要があるのか。

A6 管理技術者を選任する義務を負う者は特定建築物所有者等であることから、「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体は特定建築物所有者等である。また、「業務の遂行に支障がないこと」の確認は、

・新たに管理技術者として選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき
・既に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき

のいずれの場合にも行う必要がある。このため、特定建築物所有者等は、管理技術者から兼任についての申し出を待つのではなく、管理技術者に対し、定期的に（例えば、管理技術者の契約期間の更新時期に合わせて実施する等）兼任状況に変更がない旨を確認することが望ましい。

Q7 維持管理権原者の意見を聴く場合、どのような意見を聴取すればよいのかを具体的に示してほしい。

A7 新たに選任されようとする特定建築物と現在選任されている特定建築物との相互の距離、それぞれの用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況、それぞれの特定建築物における管理技術者として従事する時間、現在選任されている特定建築物の直近の維持管理状況（保健所の指摘等の有無等）等を勘案し、二以上の特定建築物の管理技術者として、業務の遂行に支障がないか等について、維持管理権原者の意見を聴取することが考えられる。

Q8 「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面は、いつ作成が必要となり、どのような項目を記載すればよいか。またこの書面の保管方法と保存期限を示してほしい。

A8 Q6のとおり、特定建築物所有者等は、

- 新たに管理技術者として選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき、
- 既に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき

のそれぞれのタイミングにおいて、「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面（以下「確認書」という。）を作成・保存する必要があり、確認書には以下（1）から（7）の項目を記載することが望ましい（別紙2の様式例を参照）。なお、確認書は、当該管理技術者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任している間は保管する必要があり、また、他の帳簿書類と同様、紙媒体に限らず電磁的記録に保存することも差し支えない。また、確認書を保管する際には、Q5において、当該管理技術者を選任している（選任しようとする）他の特定建築物所有者等から提供される書面を添付したうえで保管することが望ましい。

（1）特定建築物所有者等の氏名
（2）確認書を作成した年月日
（3）管理技術者の氏名、住所及び免状番号
（4）選任される特定建築物の名称、所在場所、選任される年月日
（5）選任される特定建築物ごとの管理技術者として従事する時間（当該特定建築物への移動時間も含む。）
（※　当該時間は、それぞれの特定建築物の用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況等を勘案して妥当であるかを判断すること。）
（6）管理技術者以外の業務がある場合は当該業務に従事する時間
（7）特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者の氏名及び意見を聴取した年月日
（※　維持管理権原者の意見を確認書とは別に作成した場合は、必ず確認書と一緒に保存すること。）

Q9　今回の制度改正以前から、二棟以上の特定建築物を兼任している管理技術者についても、確認書を作成する必要があるのか。

A9 今回の制度改正以前においては、二棟以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、維持管理権原者が同一である場合など、一人の管理技術者が二棟以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められていたものであることから、今回の改正に伴って確認書を改めて作成する必要はないが、選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとする場合には、確認書を作成することとなる。

Q10　一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数に上限はあるのか。

A10　当該管理技術者を選任している（選任しようとする）特定建築物所有者等が、それぞれの特定建築物の維持管理について当該管理技術者が「業務の遂行に支障がないことを確認」できる場合は、一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数の制限はないが、

Q3に記載した状況を担保できる棟数を超える特定建築物の管理技術者を兼任することは適当ではない。特定建築物所有者等（特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者）は、法第4条第1項において、建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物の維持管理をしなければならないこととされていることを踏まえ、一人の管理技術者がQ3に記載した状況を担保できる棟数を超過して兼任することのないよう、注意する必要がある。

Q11 同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で保健所による確認は行われるのか。

A11 Q6のとおり、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことを確認する主体は特定建築物所有者等であるが、特定建築物所有者等は、法第5条第1号又は第3号に基づく都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。）への届出において、当該特定建築物の管理技術者が他の特定建築物を兼任している場合は、当該特定建築物の名称及び所在地について届け出る必要がある。

また、Q8のとおり、特定建築物所有者等は、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任する場合、確認書を備えておくことが必要となり、都道府県知事は、特定建築物への立入検査等を行う場合には、確認書のほか、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類等も確認したうえで、当該特定建築物について環境衛生上必要な指導等を行うこととなる。

Q12 一人の管理技術者が複数の特定建築物を兼任した後、いずれかの特定建築物の維持管理状況に問題が発生した場合、どのような対応が必要になるのか。

A12 管理技術者が二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなった後、当該管理技術者が選任されている特定建築物において環境衛生上の問題が発生した場合は、当該管理技術者の業務の遂行に支障が生じている可能性があるため、

・Q2で示した管理技術者の業務フローが適切に実施されているか
・特定建築物所有者等が、管理技術者に「特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督」するために必要な権原を与えているか
・維持管理権原者は管理技術者の意見を尊重しているか

等を勘案し、引き続き二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任するかも含め、保健所の指摘等に適切に御対応いただくことになる。

Q13　兼任しているそれぞれの特定建築物において、建築物環境衛生管理基準で定める基準値等が遵守されていることのみをもって、「業務の遂行に支障がない」と判断してよいか。

A13　兼任しているそれぞれの特定建築物において、建築物環境衛生管理基準で定める基準値等が遵守されていても、例えば、

・二棟以上の特定建築物の管理技術者として選任されている者が、当該特定建築物の年間管理計画を策定していない、管理技術者が作成すべき帳簿書類を作成していない等、当該特定建築物の管理技術者としての業務を行っていない実態が確認された場合

・選任されている特定建築物において、人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が発生した場合等を想定し、当該管理技術者が速やかにその事態を把握し、必要な対策を講じる体制が整備されていない場合

には、「業務の遂行に支障がない」と言うことはできないと考えられる。

Q14　特定建築物所有者等が作成した確認書について、保健所から写しを提出することや報告を求められることはあるか。

A14　都道府県知事において、特定建築物所有者等が「業務の遂行に支障がない」ことを確認したかどうかを確認するために、

・立入検査時に確認書を検査すること

・特定建築物所有者等が法第5条第1項又は第3項の規定による届出を行う際に、業務の遂行に支障がないことの確認を行ったかについて、報告を求めること

・特定建築物所有者等が法5条第1項又は第3項の規定による届出を行う際に、規則第1条第1項又は第4項の届書の提出とあわせて、確認書の添付を求めること

などを行うことが考えられるが、いずれにせよ、所轄の保健所の求めに従っていただきたい。

Q15　国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物については立入検査が行われることはないが、確認書が備え付けられているかについて、どのように確認されるのか。

A15　法第13条第1項の規定により、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物については法第11条の規定は適用されないものの、法第13条第2項の規定により、都道府県知事は必要な説明又は資料の提出を求めることができることとされていることから、これらを行うことで確認書の備付けの状況が確認されることとなる。

Q16　確認書を作成した後、特定建築物所有者等に変更があった場合、確認書を再度作成する必要があるか。

A16　業務の遂行に支障がないことの確認を行うタイミングはQ6に示したとおりであり、確認書を作成するタイミングも同様である。このため、確認書を作成した後、特定建築物所有者等の変更があった場合については、確認書を再度作成する必要はない。

Q17　どのような ICT を導入すれば、管理技術者として従事する時間がどの程度軽減されるのか。また ICT を導入していない特定建築物は、一人の管理技術者が二棟以上兼任することは認められないのか。

A17　建築物衛生管理に関するICTは様々であり、「どういったICTが導入されていれば、管理技術者として従事する時間がどの程度軽減される」といった基準を示すことは困難である。報告書において「導入されているICTにより、管理技術者のどの業務が、どの程度軽減されるのか等について、特定建築物維持管理権原者と管理技術者の双方で確認し、兼任の可能性について検討することが重要である。」とされているとおり、兼任しようとする特定建築物の実態等に応じて、それぞれの特定建築物にどの程度従事する必要があるのかを判断いただくことになる。なお、ICTを導入していない建築物であっても、管理技術者の業務の遂行に支障がないと判断できる場合は兼任することは可能である。

Q18　例えば、三棟の特定建築物の管理技術者に選任されている者について、三棟のうち一棟の管理技術者ではなくなった場合、確認書の作成は必要になるのか。また、保健所への届出についてはどうか。

A18　確認書を作成するタイミングはQ6・Q16のとおりであり、管理技術者が兼任している特定建築物の棟数が減る場合は必ずしも確認書の作成は求められないが、確認書に選任が解除された特定建築物の情報を追記するなど、当該管理技術者の最新の業務の状況が確認できるようにしておくことが望ましい。なお、管理技術者が兼任している特定建築物に変更があった場合、法第5条第3項の規定により、その旨を都道府県知事に届け出る必要がある。

Q19　同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者として選任しようとする場合、どちらの特定建築物についても現在の維持管理状況が確認できないが、「業務遂行に支障がない」ことをどのように確認すればよいか。

A19　過去に管理技術者として業務に従事した経験がある者を選任しようとする場合は、その際の維持管理状況を把握することや、当該管理技術者に選任しようとする者がビルメンテナンス会社に所属している場合は、当該ビルメンテナンス会社に業務遂行能力等をヒアリングすること等が考えられる。

Q20　一棟の特定建築物に、管理技術者として従事すべき最低限の時間の目安はあるか。

A20 特定建築物の規模、用途、設備の状況等により、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督するために必要な時間は様々であり、一律に示すことは困難である。

Q21　現在二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねている者が別の特定建築物の管理技術者となる場合、新たに確認書を作成することになるが、以前の確認書は廃棄してよいか。また、管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しなくなった場合、同様に確認書を廃棄してよいか。

A21　いずれの場合も廃棄して差し支えない。

Q22 建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録について、清掃作業監督者等（以下「監督者等」という。）が管理技術者の免状を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における管理技術者を兼務することはできないこととされているが、今回の管理技術者の選任方法の見直しに伴い、この取扱いに変更はあるか。

A22 本取扱いに変更はなく、監督者等と管理技術者を兼務することはできない。

【自治体向け】

Q23　立入検査等において、確認書が作成されていない、確認書の内容が実態と異なる、管理技術者として従事する時間が明らかに実現不可能である等の状況が確認された場合、当該管理技術者の兼任の取り扱いはどうなるのか。

A23　これらの状況が確認される場合、当該特定建築物の所有者等は法第16条第3号の「法第10条の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者」に該当する可能性がある。まずは、特定建築物所有者等に規則第5条第2項の規定による確認を行わせ、その結果、特定建築物所有者等が、当該管理技術者が二以上の特定建築物を兼任することについて業務の遂行に支障がないと判断できなかった場合は、当該管理技術者は、二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることは認められないこととなる。

Q24　報告徴収又は立入検査等により、① 維持管理状況に問題があると把握している特定建築物に選任されている管理技術者について、新たに別の特定建築物の管理技術者として選任する旨の届出書が出された場合、又は② 維持管理状況に問題があると把握している特定建築物の管理技術者として、他の特定建築物の管理技術者に既に選任されている者を選任する旨の届出書が出された場合について、その取り扱いはどうなるのか。

A24　まずは特定建築物所有者等から、現在の特定建築物の維持管理状況、管理技術者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼ねても業務遂行に支障がないと判断した理由等について聴取し、必要に応じて届出事項の修正を求めることや、環境衛生上必要な相談対応・指導を行うこと等が考えられる。

別紙１

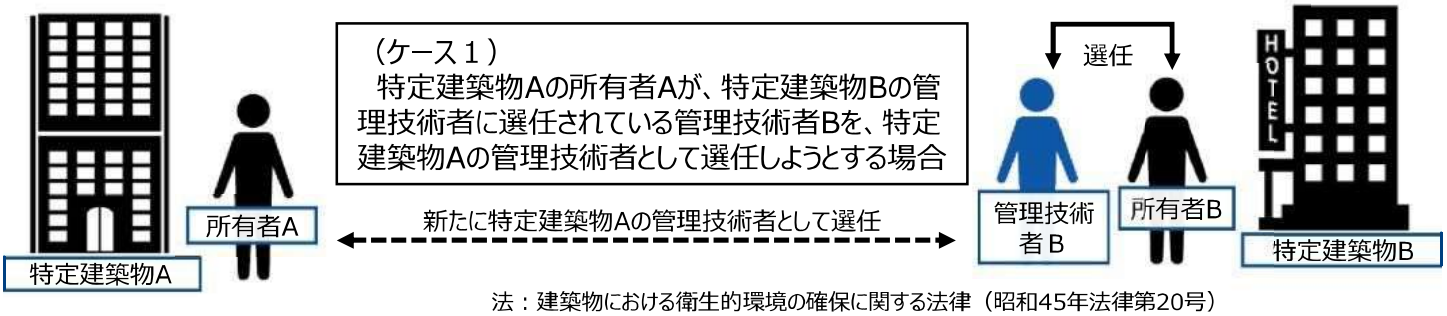

法：建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
則：改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号）

1 所有者Aは、管理技術者Ｂに対し、特定建築物Aに関する以下の情報（以下「基礎情報」という。）を提供する。
- 特定建築物Aの基本的な情報（住所、用途、構造設備、延べ面積等）
- 特定建築物Aの管理技術者として従事するのに要する時間　等

2 管理技術者Ｂは、①の基礎情報を添えて、所有者Bに兼任の申し出を行う。

3 所有者Bは、②の情報、特定建築物Bの維持管理状況及び特定建築物Bの管理技術者として従事するのに要する時間等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Aの管理技術者となっても、特定建築物Bの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第１項第３号）。
※１　所有者B以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物Bの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取する（則第５条第４項）。
※２　管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要がある。

4 所有者Bは、③で作成した確認書の写し及び特定建築物Bに関する基礎情報を管理技術者Ｂに手交する。

5 管理技術者Ｂは、④の基礎情報を添えて、所有者Aに④の確認書の写しを提供する。

6 所有者Aは、⑤の情報及び特定建築物Aの維持管理状況等を勘案し、特定建築物Aの管理技術者となっても、業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認でき、管理技術者Ｂを選任することとした場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第１項第３号）。
※確認書の作成にあたっての留意点は、③の場合と同様であること。

7 所有者Aは、⑥で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。

8 管理技術者Ｂは、所有者Bに⑦の確認書の写しを提供する。

9 所有者A及び所有者Bは特定建築物A及び特定建築物Ｂについて、法第５条第１項等の規定に基づき、それぞれ所轄の保健所に届け出る。

10 所有者Aは、⑥で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第１項第３号）。また、⑤で所有者Bより提供された書面と併せて保存することが望ましい。
所有者Bは、③で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第１項第３号）。このとき、②及び⑧で所有者Aより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

（ケース２）
所有者Ａが特定建築物Ｂの管理技術者として現に選任している管理技術者Bを、自らが所有する別の特定建築物Ｃの管理技術者として、新たに選任しようとする場合

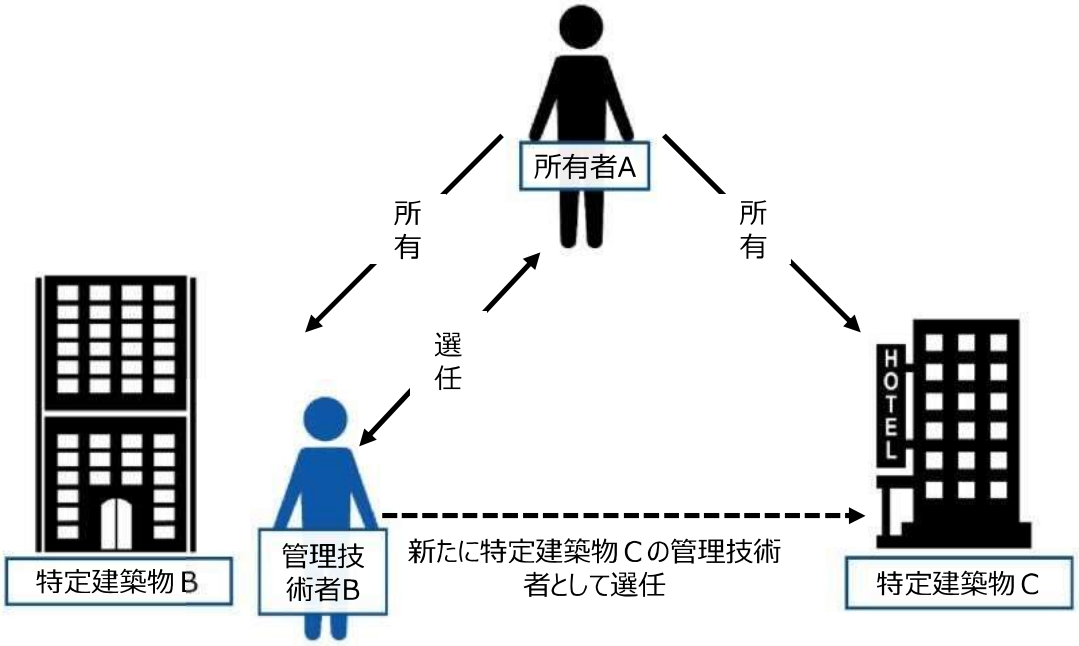

1

所有者Aは、
・ 特定建築物B及び特定建築物Cの維持管理状況
・ 特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者として従事するのに要する時間
等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Cの管理技術者となっても、特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことを確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成・保存する（則第20条第１項第３号）。
※１　所有者A以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取し、その意見聴取した結果は、所有者Aが作成する書面と一緒に保存すること（則第５条第４項、第20条第１項第３号）。
※２　管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要があること。

2

所有者Aは、①で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。

3

所有者Aは特定建築物Ｂ及び特定建築物Ｃについて、法第５条第１項等の規定に基づき、それぞれ所轄の保健所に届け出る。

別紙2　様式例

確認書

（※赤字は記入例）

1　建築物環境衛生管理技術者の情報

（氏名）　　（免状番号） （住所）	
建築物環境衛生管理技術者以外の業務がある場合は、その業務に従事する時間	※（例）週○日

2　所有している特定建築物の情報

①名称、所在地、選任年月日及び当該特定建築物の維持管理状況	※（例）　○○ビル　（東京都千代田区○-○） （選任年月日）　令和○年○月○日 （維持管理状況）　良好
①の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	※（例）週○日
②名称、所在地、選任年月日及び当該特定建築物の維持管理状況	※二棟以上の所有している特定建築物に選任している場合は、本欄に記載する。
②の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	

3　所有していない他の特定建築物の情報

（1）現在選任されている他の特定建築物

名称、所在地及び選任年月日	※（例）　▲▲ビル　（東京都港区○-○） （選任年月日）　令和○年○月○日
上記の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	※（例）週○日

※他の特定建築物所有者等から提供された情報は、本書面と一緒に保存すること（（2）の特定建築物についても同様。）。

（2）新たに選任を受ける他の特定建築物

名称、所在地及び選任される年月日	※（例）　●●ビル　（東京都千代田区●-●） （選任される年月日）　令和○年○月○日
上記の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	※（例）週○日

4　特定建築物維持管理権原者の意見聴取の有無　（　有　・　無　）

特定建築物維持管理権原者の氏名		意見聴取した年月日	

※特定建築物維持管理権原者がいない場合は、欄外の「無」に○を記載する。
※特定建築物維持管理権原者の意見は本書面とは別に作成し、本書面と一緒に保存すること。

上記の建築物環境衛生管理技術者が、業務の遂行に支障がないことを確認した。

令和　　年　　月　　日

（特定建築物所有者等氏名）○○　○○

令和　　年　　月　　日

（建築物環境衛生管理技術者氏名）●●　●●

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の運用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和４５年政令第３０４号。以下「政令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第２号。以下「省令」という。）の解釈及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（建築物）

第２条　建築物とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に掲げる建築物をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

（１）地下街（地下工作物内に連続して又は一団として設けられる店舗、事務所その他これらに類する居室を有する施設で、公衆の歩行の用に供される地下道に面するものをいう。）の地下道又は広場

（２）鉄道及び軌道の線路敷地内の運転安全に関する施設（信号装置、転てつ装置、列車運転用通信装置等に直接関係する施設をいい、駅の事務室、待合室、荷扱所等を除く。）、跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設

２　２棟以上の建築物が渡廊下等で連結されている場合は、その棟ごとに別の建築物とする。

（用途）

第３条　法第２条第２項に規定する用途とは、政令第１条各号に掲げる用途をいい、次に掲げるものを除く。

工場、作業場、病院、共同住宅、寄宿舎、駅舎、寺院及び教会等

２　倉庫、貸金庫、書庫及び駐車場等は、主たる用途に包含されるものであるため、主たる用途に附属しており、独立した用途部分として取り扱わないものとする。

３　廊下、機械室、便所等は、主たる用途に附随する部分であり、独立した用途部分として取り扱わないものとする。

（特定建築物維持管理権原者）

第４条　省令第１条第１項第６号に規定する特定建築物維持管理権原者とは、自らの判断と責任に基づき維持管理を行うために必要な一切の事項を決定す

る権限を有する者をいう。

（特定建築物の全部の管理について権原を有する者）

第５条　法第５条第１項に規定する「特定建築物の全部の管理」とは、当該特定建築物の滅失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することの全てを指すものをいい、同項に規定する「特定建築物の全部の管理について権原を有する者」とは、権利等に基づきこれら全てをなし得る者をいう。

（建築物環境衛生管理技術者の兼任）

第６条　省令第５条第２項に規定する「業務の遂行に支障がない」とは、特定建築物所有者等から建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）に対し、管理技術者の業務を行うために必要な権原が付与され、かつ管理技術者が業務を確実に遂行することにより、当該特定建築物が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されている状況をいう。

２　前項の管理技術者の業務とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）管理計画の策定、立案への参画

（２）業務実施の監督と実態の把握

（３）測定、検査、点検等による環境状況の把握と改善

（４）帳簿書類、設備に関する図面等の整備

（５）その他特定建築物の用途等に応じ必要とされる業務

（届書）

第７条　省令第１条第１項に規定する届書は、特定建築物届（第１号様式、第１号様式の２及び第１号様式の３）による。

２　省令第１条第４項の規定による届書は、特定建築物届出事項変更届（第２号様式）又は特定建築物廃止届（第３号様式）による。

（帳簿書類の内容）

第８条　省令第２０条第１項第４号に規定する必要な事項とは、測定、調査、点検、清掃、整備等を実施した年月日、場所、結果、作業内容、実施者等を記載したものをいう。

附　則

１　この要綱は、平成２９年３月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に建築物衛生指導要綱及び建築物衛生事務処理規程

に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

1　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

1　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

1　この要綱は、令和２年８月３日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

1　この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第１号様式　　（表）

特　定　建　築　物　届

年　　月　　日

（宛先）　　保　健　所　長

所有者等　住所
氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第５条 第１項 第２項 の規定により、下記のとおり、届け出ます。

記

１　特定建築物の名称

２　特定建築物の所在地

３　特定建築物の用途

４　特定建築物の特定用途（付属・付随含む）部分の延べ面積

５　特定建築物の構造設備の概要（別添）

６　特定建築物の所有者の氏名及び住所
（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

７　特定建築物維持管理権原者（特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの）の氏名及び住所
（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

（裏）

８　特定建築物が使用される又は特定建築物に該当するに至った年月日

年　　月　　日

９　建築物環境衛生管理技術者

（１）氏名

（２）住所

（３）免状番号　　第　　号

（４）兼務の有無　　有　　無

（兼務のある場合は当該特定建築物の名称及び所在地）

（併せて提出する書類）

（１）各階平面図

（２）空気調和設備（機械換気設備）の系統図、平面図及び機器表

（３）飲料水設備の系統図、平面図及び機器表

（４）雑用水設備の系統図、平面図及び機器表

（５）排水、通気設備の系統図、平面図及び機器表

（６）建築物環境衛生管理技術者免状の写し

（７）所有者等が当該特定建築物の全部の管理について権原を有することを証する書類（所有者と所有者等が異なる場合）

（８）特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類（所有者と所有者等が同一で、特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合）

備　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第１号様式の２

特 定 建 築 物 の 構 造 設 備 の 概 要

敷地面積	建築面積	延床面積
㎡	㎡	㎡

建築物構造	階数
□鉄筋コンクリート　□鉄骨　□鉄筋鉄骨コンクリート □その他（　　）	地上　　階、地下　　階

空気調和（機械換気）設備	
空気調和・機械換気	□空気調和　□機械換気　※主なものにチェック
冷 却 塔	□有（台数：　　、使用水：　　） □無
加湿装置	□有（加湿方式：　　） 使用水：　　） □無

飲料水設備	
水源の種類	□市水　□地下水　□市水・地下水併用　□その他
水道の区分	□専用水道　□簡易専用水道　□小規模貯水槽水道 □直結給水　□その他
消毒設備の有無	□有　□無
ｳｫｰﾀｰｸｰﾗｰの有無	□有　□無
防錆剤使用の有無 種類	□有（種類：　　） □無
受水槽 有効容量	㎥　副受水槽の有無（□有　□無）
	㎥　副受水槽の有無（□有　□無）
	㎥　副受水槽の有無（□有　□無）
高置水槽 有効容量	㎥
	㎥
	㎥
給湯の方式	□中央式給湯設備　□局所式給湯設備
貯湯槽の容量	□有（　　㎥）（　　㎥）（　　㎥） □無

雑用水設備	
雑用水槽	□有（　　槽、　雑用水総容量　　㎥） □無
雑用水の用途	□トイレの流し水　□散水　□修景 □清掃　□その他
水源の種類	□市水　□雨水　□再生水 □工業用水　□地下水　□その他
浄化設備の有無	□有　□無
消毒設備の有無	□有　□無
排水設備	
汚水槽	□有（　　㎥）（　　㎥）（　　㎥） □無
雑排水槽	□有（　　㎥）（　　㎥）（　　㎥） □無
湧水槽	□有（　　㎥）（　　㎥）（　　㎥） □無
阻集器	□有 □無
その他	□有（　　㎥）（　　㎥）（　　㎥） □無
その他	
ごみ集積場	□有　□無
吹き付けｱｽﾍﾞｽﾄの使用	□有　□無
備考	

第１号様式の３

特 定 建 築 物 の 構 造 設 備 の 概 要

階数	特定用途（付属・付随含む）部分			左記以外の用途部分		
	面積	居室数	用　　途	面積	居室数	用　　途
	㎡			㎡		
計	㎡			㎡		

第２号様式

特 定 建 築 物 届 出 事 項 変 更 届

年　　月　　日

（宛先）　名古屋市保健所長

所有者等　住所

氏名

（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第５条第３項の規定により、下記のとおり、特定建築物届出事項に変更を生じましたので届け出ます。

記

１　特定建築物の名称及び所在地

２　変更した事項・変更した年月日

変更項目・年月日	変更内容
（変更した年月日）	（変更前）
	（変更後）
建築物環境衛生管理技術者 （変更した年月日）	（変更前）
	（変更後） 氏 名: 住 所: 免状番号:　第　　号　　年　　月　　日 兼 務:　有　　無　（兼務のある場合当該特定建築物の名称及び所在地）
備　　考 （郵送等で届け出る場合は記入すること）	担 当 者 名： 担当者所属： 電 話 番 号：

（併せて提出する書類）

1. 変更事項が構造設備に関する場合は構造設備の概要を示す図面又は系統図
2. 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に関する場合は免状の写し
3. 変更事項が特定建築物の全部の管理又は維持管理についての権原に関する場合は、その権原を有することを証する書類

備　　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第３号様式

特 定 建 築 物 廃 止 届

年　　月　　日

（宛先）名古屋市保健所長

所有者等　住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第５条第３項の規定により、下記のとおり、特定建築物に該当しなくなったので届け出ます。

記

１　特定建築物の名称及び所在地

２　特定建築物に該当しなくなった年月日

３　特定建築物に該当しなくなった理由

備　　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

建 築 物 衛 生 指 導 要 綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和４５年政令第３０４号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第２号。以下「省令」という。）の規定に基づく特定建築物の維持管理等に関し、必要な指導事項を定めるものとする。

（防錆剤使用届）

第２条　省令第１条第１項第６号に規定する特定建築物維持管理権原者（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）が、特定建築物内の飲料水に対して防錆剤の使用を開始する場合、その開始日から１月以内に、法第５条第１項に規定する特定建築物所有者等（以下「特定建築物所有者等」という。）は、防錆剤使用開始届（第１号様式）を提出するものとする。

２　特定建築物維持管理権原者が、防錆剤管理責任者の氏名若しくは住所を変更する場合又は防錆剤の種類若しくは注入方法を変更する場合、その変更日から１月以内に、特定建築物所有者等は、防錆剤使用変更届（第１号様式の２）を提出するものとする。

（特定建築物の維持管理等の基準）

第３条　特定建築物維持管理権原者は、次に定める基準により特定建築物の維持管理を行うものとする。

（１）温度、相対湿度、気流、一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量について、空気環境測定を２月以内ごとに１回実施すること。

（２）空気環境測定の実施結果が不適である場所について、原因の究明を行い必要に応じて改善の計画を策定し、対策実施に努めること。

（３）空気環境測定機器について、定期的に点検整備し、浮遊粉じん量の測定に使用される機器にあっては１年以内ごとに１回、厚生労働大臣の登録を受けた者の較正を受けること。

（４）冷却塔に供給する水が井水や雨水等の場合、別表に示す水質検査項目を使用期間中、１年以内ごとに１回実施すること。

（５）冷却水の水管の清掃は、過酸化水素、塩素剤、有機系殺菌剤等を用いた化学的洗浄にて実施し、期間運用の冷却塔にあっては運転開始前に化学的洗浄を実施すること。

（６）冷却塔の運転中は、洗浄殺菌効果を維持させるために、殺菌剤及び水処理剤等を継続的に投入し、また、冷却塔と外気取入口や窓等との位置関係を調べるなど、冷却水の飛散による細菌感染等の健康被害が生じることの無いよう留意すること。

（７）冷却塔で散水される冷却塔水のレジオネラ属菌検査を１年以内ごとに１回実施すること。

（８）前号の検査の結果、レジオネラ属菌の値が１０^{2}cfu/１００mL 以上検出された場合、菌数を減少させるため清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下（１０cfu/１００mL 未満）であることを確認すること。

（９）加湿装置に供給する補給水槽は１年以内ごとに１回定期的に清掃すること。

(10) 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜き及び清掃を実施すること。

(11) 卓上用又は床置き式の加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。

(12) 冷凍機及びボイラー等の空気環境の維持に係る機器は、適切な維持管理を行い、良好な状態に保つこと。

(13) 換気装置等（全熱交換器を含む。）を有する機器について、換気装置等の停止による外気量不足を生じないよう、利用者へ正しい使用方法を周知すること。

(14) 建築物内で使用されている吹付けアスベストに係る当面の対策について、適切に管理し、記録を保存すること。

(15) 飲料水について、系統ごとに配水管末端付近にて、色、濁り、臭い及び味の検査を、７日以内ごとに１回、目視等により行うこと。

(16) 中央式給湯設備（循環式を含む。）について、湯温を末端の給湯栓で５５℃以上に保つこと。

(17) ウォータークーラーは、１日１回使用前に通水し、水の色、濁り、臭い及び味について、目視等により異常がないことを確認すること。また、７日以内ごとに１回遊離残留塩素の含有率が０．１mg/L 以上あることを確認し、１月以内ごとに１回冷却タンクの水抜き清掃を行うこと。

(18) 貯水槽清掃の作業者について、常に健康状態に留意させるとともに、おおむね６月ごとに、赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌の有無に関する検便を実施させ、実施結果を確認すること。また、健康状態不良の者を作業に従事させないこと。

(19) 雑用水は、誤飲・誤使用防止のため、使用箇所にステッカーやラベルなどで雑用水であることを表示し、定期的に表示の確認を行うこと。

(20) 排水槽等排水に関する設備は、定期的に点検を行い、必要に応じ補修し、悪臭や蚊等の発生を防ぐこと。
(21) 廃棄物は、ねずみ等の侵入を防止するため、密閉区画された保管場所に整理、整頓し、清潔に保管すること。また、厨芥類については密閉保管すること。
(22) ねずみ等の防除を行うに当たっては、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、有害生物を抑制し、その水準を維持する有害生物の管理対策である総合的有害生物管理の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施すること。

2　特定建築物所有者等は、業務の進行管理を行うため、年間管理計画（環境衛生上の維持管理計画）を作成し、特定建築物の帳簿書類等として整備するものとする。

（立入検査等）

第４条　保健所長は、法第５条第１項の規定による届出が提出された場合、特定建築物の大規模な修繕等が実施された場合その他の法の施行に関し必要と認める場合、立入検査を行うものとする。

2　保健所長は、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物についても、特定建築物所有者等からの了解が得られる場合は、前項の立入検査に準じて調査等を行うことができる。

3　特定建築物維持管理権原者は、前２項の立入検査等の際は、当該立入検査等が円滑に行われるよう協力するものとする。

4　保健所長は、第１項及び第２項の立入検査等の際は、第３条の規定等に留意して実施するとともに、必要に応じて科学的検査を実施する。

5　保健所長は、第１項及び第２項の立入検査等を実施した場合は、特定建築物所有者等に対し、必要に応じて特定建築物立入指導票（第２号様式。以下「指導票」という。）を交付する。この場合において、保健所長は、必要に応じて、指導票を交付し、又は次項の規定により立入検査等の結果について通知した特定建築物所有者等に対し、特定建築物改善（計画）報告書（第３号様式）を提出するよう求めるものとする。

6　保健所長は、特定建築物所有者等に対し、指導票に代えて、又は指導票とともに、第４号様式により特定建築物の立入検査等の結果について通知することができる。

7　保健所長は、第４項の規定により精密監視を行った場合は、必要に応じて第５号様式により特定建築物所有者等に対し、結果について通知することがで

きる。

8　保健所長は、法第４条第３項の規定に鑑み、共同住宅、地下街等の特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用する建築物についても、特定建築物に準じて指導するよう努めるものとする。

（報告等）

第５条　特定建築物所有者等は、毎年４月末日までに、前年度における特定建築物の維持管理について、特定建築物維持管理報告書（第６号様式）その他保健所長が必要と認める帳簿・書類等を保健所長へ提出するものとする。

2　特定建築物内において、人の健康を損ない、又は損なうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が生じた場合、特定建築物所有者等は、速やかに当該事態を保健所長へ報告するとともに、特定建築物維持管理権原者は必要な改善措置をとるものとする。

附　則

1　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の建築物衛生指導要綱（以下「旧要綱」という。）及び建築物衛生事務処理規程の全部を改正する規程（平成 23 年 3 月 16 日付決裁）による改正前の建築物衛生事務処理規程（平成 15 年 3 月 31 日付決裁。以下「旧規程」という。）の規定に基づいて提出されている届出等は、この要綱による改正後の建築物衛生指導要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成２９年３月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程の規定に基づいて提出されている届出等は、この要綱による改正後の建築物衛生指導要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

1　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙

は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和２年８月３日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表

検査の種類	水質検査項目
冷却塔に供給する水が、井水や雨水等の場合	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、 亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度

第１号様式

防　錆　剤　使　用　開　始　届

年　　月　　日

（宛先）名古屋市保健所長

所有者等　住所

氏名

（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

下記のとおり、防錆剤の使用を開始します。

記

１　特定建築物の名称及び所在地

２　使用開始年月日

３　防錆剤管理責任者の氏名及び住所

４　防錆剤の種類　　品質規格　　第　　種　　号

５　防錆剤の注入方法

６　備考（郵送等により届け出る場合は記入すること）
担当者氏名：
担当者所属：
電 話 番 号：

（併せて提出する書類）
防錆剤管理責任者については、それを証する書類の写し

備　　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第１号様式の２

防　錆　剤　使　用　変　更　届

年　　月　　日

（宛先）名古屋市保健所長

所有者等　住所

氏名

（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

下記のとおり、防錆剤の使用を変更します。

記

１　特定建築物の名称及び所在地

２　変更した年月日

３　変更した事項（防錆剤管理責任者の氏名 ・ 防錆剤管理責任者の住所 ・ 防錆剤の種類 ・ 防錆剤の注入方法）
　変更前

　変更後

４　変更した理由

５　備考(郵送等で届け出る場合は記入すること)
担当者氏名：
担当者所属：
電 話 番 号：

（併せて提出する書類）
　防錆剤管理責任者の変更については、それを証する書類の写し

備　　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

所有者等用

第２号様式

特定建築物立入指導票

特定建築物所有者等　　様

特定建築物の名称

特定建築物の所在地

立入検査結果

項　目	指導事項
1　空気環境管理	
2　飲料水管理	
3　雑用水管理	
4　排水管理	
5　清掃管理	
6　ねずみ等の防除	
7　帳簿等の管理	
（特記事項）	

上記の◎印の指導事項については、１月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

年　　月　　日

名古屋市保健所　　保健センター　　環境衛生監視員

保健所用

第２号様式

特定建築物立入指導票

特定建築物所有者等　　様

特定建築物の名称

特定建築物の所在地

立入検査結果

項　目	指導事項
１　空気環境管理	
２　飲料水管理	
３　雑用水管理	
４　排水管理	
５　清掃管理	
６　ねずみ等の防除	
７　帳簿等の管理	
（特記事項）	

上記の◎印の指導事項については、１月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

年　　月　　日

名古屋市保健所　　保健センター　　環境衛生監視員

第３号様式

特定建築物改善（計画）報告書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市保健所長

所有者等　住　所
氏　名
（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

立入検査時の指導事項については、下記のとおり｛改善した／改善する｝ので報告します。

記

名　称		保健センター 立入検査年月日	年　　月　　日

指導事項	改善方法及び改善（計画）年月日

担当者氏名（　　）
担当者所属（　　）
電話番号（　　）

備　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第４号様式

年　　月　　日

様

名古屋市保健所長

特定建築物立入検査結果について

年　　月　　日に行いました立入検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

１　特定建築物の名称及び所在地

２　立入検査結果

項　　目	指　導　事　項
1　空気環境管理	
2　飲料水管理	
3　雑用水管理	
4　排水管理	
5　清掃管理	
6　ねずみ等の防除	
7　帳簿等の管理	
（その他）	
立入検査者	名古屋市保健所　　保健センター　環境衛生監視員

上記の◎印の指導事項については、１月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

第５号様式

特定建築物精密監視結果通知書

年　　月　　日

様

名古屋市保健所長

立入検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

１　特定建築物の名称及び所在地

２　立入年月日

３　精密監視結果

(1) 測定項目

項目	測定	項目	測定	項目	測定
浮遊粉じん量		気流			
一酸化炭素含有率		温度			
二酸化炭素含有率		相対湿度			

※「測定」欄は、測定した項目に○印を付ける。

(2) 測定結果

４　その他

第６号様式

特定建築物維持管理報告書（　　年度分）

年　月　日　提出

特定建築物	名　称			
	所在地			
特定建築物所有者等（届出者）	氏　名			
	住　所			
管理技術者	氏　名		免状番号	第　　号

立入時の連絡先	会　社　名	所属・職名	氏　　名	電　　話

空気環境管理

設備の種類	1．空気調和設備　2．機械換気設備　3．その他							
空気環境の測定	年間測定回数	回／年	測定地点数	地点	1日の測定回数	回／日		
	測定項目（温熱条件）	延べ測定回数	延べ不適合回数	不適合率（%）	測定項目（汚染条件）	延べ測定地点数	延べ不適合地点数	不適合率（%）
	温　　度				浮遊粉じん量			
	相対湿度				一酸化炭素			
	気　　流				二酸化炭素			
	ホルムアルデヒド	測定地点数		不適合地点数		不適合率（%）		
冷却塔	1．有　2．無	冷却塔の使用期間中の点検回数	回／月	冷却塔の清掃回数	回／年			
	冷却水の水源	1．市水道水　2．専用水道　3．その他（（　　）16項目の水質検査：　月　日）						
	冷却水の使用期間中の点検回数	回／月	冷却水の水管の清掃回数	回／年				
	冷却水の水管の清掃薬剤の種類		冷却水のレジオネラ属菌検査の有無	1．有　2．無				
空気調和設備の排水受け	使用期間中の点検回数	回／月	清掃を実施した場合	回／年				
加湿装置	1．有　2．無	使用期間中の点検回数	回／月	清掃回数	回／年			

飲料水管理

飲料水の水源	1．市水道水　2．専用水道　3．井水　4．その他（　　）							
給水方式	1．市水道直結　2．受水槽方式							
水質検査	眼視等の検査及び残留塩素の測定	飲料水			中央式給湯水（残留塩素の測定は末端給水栓で55度以下の場合）			
		検査の種類	実施回数	異常・不適の有無（1回でもあれば有）	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無（1回でもあれば有）	
		眼視等の検査	回／週	1．有　2．無	眼視等の検査	回／週	1．有　2．無	
		残留塩素の測定	回／週	1．有　2．無	残留塩素の測定	回／週	1．有　2．無	
	飲料水の供給に係る水質検査	飲料水			中央式給湯水			
		検査項目	検査年月日	検査結果	検査項目	検査年月日	検査結果	
		1.16項目 2.11項目	・　・	1.適　2.不適	1.16項目 2.11項目	・　・	1.適　2.不適	
		1.16項目 2.11項目	・　・	1.適　2.不適	1.16項目 2.11項目	・　・	1.適　2.不適	
		消毒副生成物	・　・	1.適　2.不適	消毒副生成物	・　・	1.適　2.不適	
防錆剤	添加の有無	1．有（商品名及び主成分：　　）　2．無						
	防錆剤濃度検査	検査回数	回／年	防錆剤濃度	～　　mg／L			

飲料水管理	貯水(湯)槽の清掃	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日
			・　・		・　・
			・　・		・　・

雑用水管理							
	雑用水の水源	1. 市水道水・専用水道　2. 井水　3. 再利用水　4. その他（　　）					
	雑用水の用途	1. 水洗便所の流し水のみ　2. その他					
	雑用水の供給に係る水質検査	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無(1回でもあれば有)	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無(1回でもあれば有)
		残留塩素の測定	回／週	1. 有　2. 無	外観	回／週	1. 有　2. 無
		pH値	回／週	1. 有　2. 無	大腸菌	回／年	1. 有　2. 無
		臭気	回／週	1. 有　2. 無	濁度	回／年	1. 有　2. 無

排水管理(清掃)	排水槽の種類	清掃年月日	排水槽の種類	清掃年月日	排水設備の種類	清掃年月日
		・　・ ・　・		・　・ ・　・	排水ポンプ	・　・ ・　・
		・　・ ・　・		・　・ ・　・	流入管 排水管	・　・ ・　・

定期清掃(大掃除)	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日
	建物一般	・　・ ・　・	ゴミ集積場	・　・ ・　・		・　・ ・　・

ねずみ・昆虫等生息調査	ねずみ・昆虫等種類	生息調査回数	実施者（　）内は委託先	生息調査結果（有、無）	ねずみ・昆虫等種類	生息調査回数	実施者（　）内は委託先	生息調査結果（有、無）
		回／年	1. 自主　2. 委託（　　）	1. 有　2. 無		回／年	1. 自主　2. 委託（　　）	1. 有　2. 無
		回／年	1. 自主　2. 委託（　　）	1. 有　2. 無		回／年	1. 自主　2. 委託（　　）	1. 有　2. 無

ねずみ・昆虫等駆除	ねずみ・昆虫等種類	駆除状況	駆除回数	薬剤を使用している場合		
				使用薬剤	薬剤使用状況	利用者への周知の実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回／年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回／年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回／年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回／年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施

吹き付けアスベスト	1. 有（箇所名　　）2. 無	有の場合の措置	

検査結果が不適であった場合、その項目と改善措置を記入してください。

資料６　空気環境の測定方法

室内環境の基準が建築物衛生法施行令施行令第２条（建築基準法施行令第１２９条の２の６第３項）によって定められ、測定に関して、最低必要とする事項も定められた。

空気環境の測定方法には様々な測定機器が開発されているが、その測定機器の特性を十分理解しておく必要がある。また、測定機器の精度保持のために、機器そのものについて一定間隔でチェックを行うことも規定されている。

測定機器を扱う測定者は、日常の測定にあたっては個人差が生じないよう、日ごろの訓練が必要である。

１　空気環境測定機器の使用法

建築物内の空気環境測定の目的は、良好な環境を維持することにある。このために空気環境の７項目の要素が建築物環境衛生管理基準に照らして基準値内にあるか否か、また設備状況に応じた管理上の判断のために種々の測定を行うものである。したがって測定計画をたてるにあたって、室内環境条件の構成機構とその特性に対する十分な理解が必要である。

測定を正確に行うためには

◎測定機器を常に正常な状態に管理しておくこと。

◎測定機器の正しい使用法を熟知すること。

◎測定の際、測定値に測定者自身に起因する種々の要素、例えば、測定者の呼気等の影響を与えないよう配慮すること。

◎測定機器の特性・限界を十分理解しておくこと。

などに細心の注意が払われなければならない。

(1) 空気汚染物質の濃度測定法

建築物環境衛生管理基準のうち汚染物質として、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、ホルムアルデヒドの４項目がある。

環境中の汚染物質の濃度は、経時変化、平面分布としての偏り等が激しい場合があるので測定箇所の選定には十分注意を払い、代表的箇所において測定を行わなければならない。

１）浮遊粉じん測定法

浮遊粉じん濃度は、粉じんの化学的組成を考慮することなく、物質的性質のうち粒径のみについて相対沈降径※（空気動力学径、ストークス径ともいう）が１０μｍ以下の粒子を対象に就業時間中の平均値として０．１５／㎥以下と質量濃度で規定されている。

標準となる測定法は、ローボリウム（低容量）エアサンプラによる質量濃度測定法であるが、この方法は、諸種の規約があるためあらかじめこの測定法をもとに、各種原理に基づく較正された機器（相対濃度計）を用いて測定し、「相当質量濃度」を求めてもよいこととしてある。

※相対沈降径：粉じんの直径を空気中において当該粉じんと等しい沈降速度を示す比重１の球の直径で表したものである。

表１　建築物衛生法施行規則第３条の２に基づく測定機器等

項目	測定器	備考
１．浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 ミクロンのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径おおむね 10 ミクロン以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器、又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	光散乱法 反射率法 透過率法 圧電方式
２．一酸化炭素の含有率	検知管法による一酸化炭素検定器	五酸化ヨウ素法、電気化学法 ホップカライト法 赤外線分析法
３．二酸化炭素の含有率	検知管法による二酸化炭素検定器	水酸化バリウム法 ガス干渉計法 赤外線分析法
４．温度	0.5 度目盛の温度計	
５．湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計	アスマン通風乾湿球湿度計 アウグスト乾湿計
６．気流	0.2m／秒以上の気流を測定することのできる風速計	カタ温度計 熱線風速計 熱体風速計
７．ホルムアルデヒドの量	2･4－ジニトロフェニルヒドラジン捕集－高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4－アミノ－3－ヒドラジノ－5－メルカプト－1･2･4－トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器	別に指定する測定器については、４）ホルムアルデヒド量を参照

（ａ）標準測定法（直接質量法）

①　ローボリウム（低容量）エアサンプラ

ローボリウムエアサンプラは0.3μｍのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するろ紙（ガラス繊維製）を用いて、規定量の空気をろ過し、10μｍ以下の粒子を捕集しその質量増加を秤量して、質量濃度を求めるものであり次の部位から構成される。図１にローボリウムエアサンプラの構成図を示す。

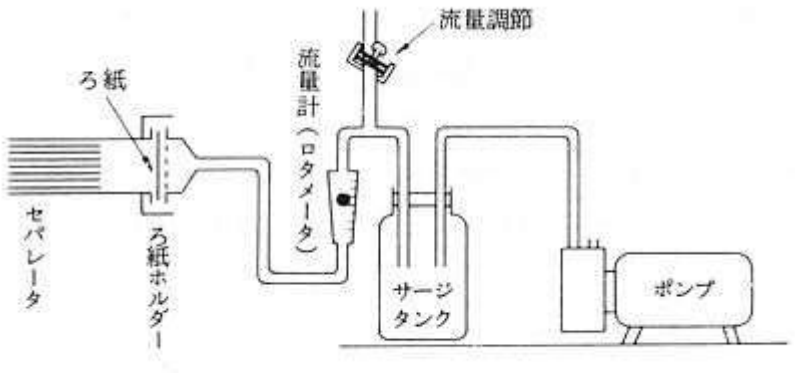

図１　ローボリウムエアサンプラの構成図

ｉ　ローボリウムエアサンプラの構成

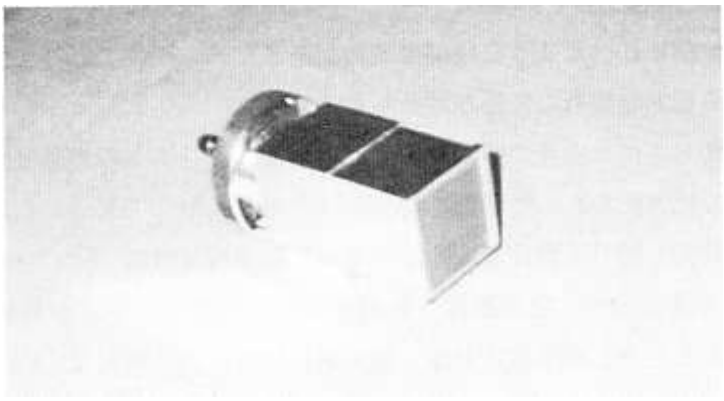

図２　多段型分粒装置（セパレータ）

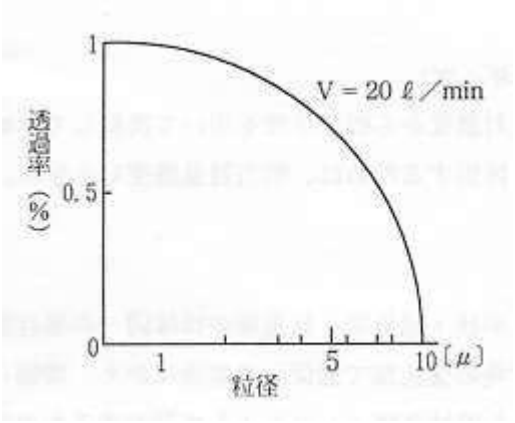

図３　多段型分粒装置の分粒特性

粉じん粒子を粒径別に除去、分離させるもので、多段式、慣性衝突方式（インパクト方式）、サイクロン方式等がある。多段式分粒装置の分粒特性の例図３に示す。セパレータを使用する場合には流量、すなわち吸引空気量を一定に保つことが必要である。

測定方法

測定にあたっては、同種のろ紙を２枚ずつ質量測定しておく。秤量は、温・湿度制御をした部屋又はデシケータ内に 24 時間くらい放置したうえで行う。この２枚を重ねたまま、ろ紙ホルダに装着し、規定の流量で被検空気を吸引する（下流側のろ紙はコントロールとして用いる）。採じん後、それぞれ再び秤量し、次式によって質量濃度を算出する。

$$C = \frac{1}{V} \{ (W_{12} - W_{11}) - (W_{02} - W_{01}) \}$$

ただし、

Ｃ：質量濃度ｍｇ／㎥

Ｖ：吸引空気量㎥

W_{11}：採じん前の上流側ろ紙質量ｍｇ

W_{12}：採じん後の上流側ろ紙質量ｍｇ

W_{01}：採じん前の下流側（コントロール）ろ紙質量ｍｇ

W_{02}：採じん後の下流側ろ紙質量ｍｇ

ろ紙の質量を考えると、天秤で精度よくするためには、１ｍｇ以上の粉じんを捕集しなければならない。建築物内などのように低濃度の所では連続６時間以上捕集する必要がある。

（ｂ）相対濃度計による測定法

標準測定法は前に述べたように諸種の規約があるために、簡便で応答速度が速く、質量濃度に比例性を有する相対濃度計の使用が認められている。

相対濃度は、粉じんによる光の散乱光量や透過率またクリスタルの発振周波数の変化量等粉じんの質量濃度に比例性のある物理量を計測し、ｃｐｍ、ＯＤ等で表示された数値である。これらの相対湿度を計測し粉じん濃度を求める測定器を相対濃度計（以下粉じん計という）という。

粉じん計による測定値は、重量濃度を表すものではなく、あらかじめ質量濃度換算係数（以下較正係数Ｋという）を求めておき、測定値に較正係数を乗じて「相当質量濃度（Ｃｍｇ／㎥）」を求めるものである。

C’＝ＫC”

ただし　C’：相当質量濃度（ｍｇ／㎥）

K：較正係数（後記）

C”：粉じん計による測定値（ｍｇ／㎥）

相当質量濃度とは、粉じん計によって求めた相対濃度から較正係数を用いて換算して求めた質量濃度を、直接質量測定によって求めたものと区別するために、相当質量濃度Ｃと呼ぶ。

① 光散乱方式

原理

浮遊粉じんに対する散乱光の強さは、粒径・形状・屈折率・比重等がほぼ同一の場合質量濃度に比例する。この散乱光量を光電子増倍管等の受光部で捕捉して電流に変え、増幅してその積算値を表示することにより、粉じん濃度を相対濃度（ｃｐｍ）として計測するものである。この原理に基づくものとして、デジタル粉じん計ＬＤ－５Ｒ型、光散乱デジタル粉じん計３４３２型等が市販されている。

② 透過率方式

原理

ろ紙上に捕集された粉じんの捕集前と捕集後の光の透過率の変化量は粉じん濃度に比例する。この透過率の変化量をＣｄＳ（硫化カドミウム）等光部で受けメータ表示させ、粉じん濃度を相対濃度（ＯＤ）として計測するものである。

この方式は、粉じんの色調の影響を受けやすいという欠点がある。

$$OD = -\log \frac{I}{I_0}$$

ただし

ＯＤ：Ｏｐｔｉｃａｌ　Ｄｅｎｓｉｔｙ

I_0：採じん前のろ紙の透過率

Ｉ　：採じん後のろ紙の透過率

③ 圧電天秤方式

ピエゾバランス粉じん計

一定の条件で振動している水晶板（圧電結晶素子）の表面に、その質量と等価の物体を均一な状態で付着させた場合、その質量に比例した振動周波数の現象が認められる。この現象を利用して、水晶電極上に粉じんを静電捕集し、その振動周波数変化から粉じん濃度を求めるものである。

○　相当質量濃度の求め方

当機器は、周波数の変化量を機器内蔵の演算機構により演算されて相当質量濃度Ｃｍｇ／㎥として表示されるので、建築物衛生法施行規則第３条の２に基づく較正を受けたものであれば、その測定値を相当質量濃度としてよい。

注意点

ピエゾバランス粉じん計はセンサに捕集された粉じんを除去するため、クリーニング機構が内蔵されている。洗浄用カセットに洗剤を含ませたスポンジとリンス用に水を含ませたスポンジが収納されている。これらのスポンジでセンサ上の堆積じんを除去するが、スポンジに洗剤や水を多く含ませ過ぎるとセンサ上部に洗剤や水が残り、乾き安定するのに長時間を要する。このよう

な状態で測定した場合、測定値に大幅な誤差を生じさせる原因となるので注意を要する。

また、洗浄の頻度は基本周波数＋２．０００Ｈｚ位に達した時点で行う。

（ｃ）較正計数Ｋについて

粉じん計は、ステアリン酸粒子等の標準粒子を用いて一定の感度に設定されている。このように感度を設定した粉じん計を用いて、室内の粉じんを計測した場合、室内の粉じんとステアリン酸粒子等の標準粒子との間に、化学的組成、物理的性質の差がある。そのため、粉じん計にて計測された濃度と実際の粉じん濃度に差が生じる。この差を補正するために次の方法により粉じん計の機種ごとに較正計数を求めておき、粉じん計で計測された値に較正計数を乗じて粉じんの相当質量濃度を求める。

較正計数の求め方は、標準測定器と標準粒子等により値付けされた粉じん計を室内の同一場所において両者の吸引口をできるだけ近づけ同時に測定を行い、標準測定器にて得られた質量濃度をＣ（ｍｇ／㎥）、粉じん計から得られた計測値Ｃ”（ｍｇ／㎥）から次式により較正計数Ｋを求める。

$$K = C / C''$$

求められた較正計数Ｋを粉じん計の測定値に乗じて、相当質量濃度Ｃを算出するが、このＫはある範囲の誤差をもっている。この誤差は、標準測定器の吸引流量、分粒装置の特性、天秤精度、ろ紙の扱いに基づくエラー等標準測定器側に起因するものと、相対温度計が粉じんの物理的性質および化学的組成の違い等に追従しきれないために生じる誤差とが合成された結果生じるものである。

しかし、一般に室内の場合、作業場等と異なり、粉じんの性状・形態等が比較的似かよっているため、一定のＫを用いて相当質量濃度Ｃを求めても大きな誤りを起こすことはないといえる。また、このＫは、空気清浄装置の除じん性能により、ビル内の粉じんの形態、性状等の変化で変わる性格をもつものである。現在使用されている光散乱方式の粉じん計では、較正係数Ｋの値として1.3が用いられている。

（ｄ）浮遊粉じん測定器の較正について

粉じん計は、本来それぞれメーカーにおいて、標準粒子等を用いて、一定の感度に設定されている。しかし、設定された感度は、受光部等の経年変化による劣化などによって、当初設定された感度が維持できなくなり、粉じん計に指示にくい違いを生じてくる。このくい違いを是正し、本来持つ感度に戻す操作を較正という。

室内の浮遊粉じんの相当質量濃度Ｃは、この較正を受けた粉じん計を用い測定した値に、較正計数を乗じて求めるものである。

較正に際し、粉じん計の吸引ポンプなど各部位が正常に作動しているかどうか総合的点検を行い、機能が正常状態にあることを確認のうえ較正を行う。

較正が完了した粉じん計の本体には、較正年月日、機物番号を明記した図４に示す較正済証（ワッペン）を貼付し、感度合わせの計数値等を記載した図５に示す較正済票を添付する。

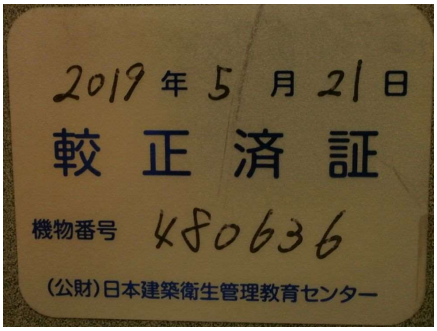

図４　粉じん計較正済証（ワッペン）

建築物衛生法施行規則第３条の２に基づく浮遊粉じん測定器の較正は、厚生労働大臣の登録を得て公益財団法人日本建築衛生管理教育センターが行っている。

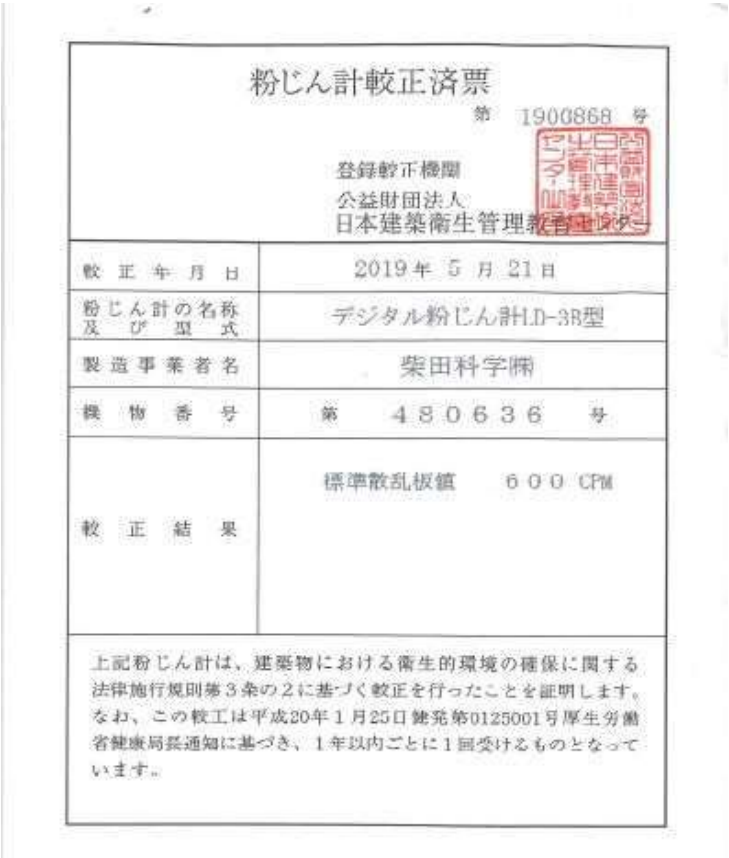

粉じん計較正済票

第 1900868 号

登録較正機関
公益財団法人
日本建築衛生管理教育センター

較正年月日	2019年 5 月 21 日
粉じん計の名称及び型式	デジタル粉じん計LD-3B型
製造事業者名	柴田科学㈱
機物番号	第 480636 号
較正結果	標準散乱板値 600 CPM

上記粉じん計は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第３条の２に基づく較正を行ったことを証明します。なお、この較正は平成20年１月25日健発第0125001号厚生労働省健康局長通知に基づき、１年以内ごとに１回受けるものとなっています。

図５　粉じん計較正済票

なお、粉じん計の較正を受ける頻度は、厚生労働省健康局長通知（健発第 0125001 号、H20.1.25）により、通常１年以内ごとに１回必要とされている。

２）二酸化炭素測定法

（ａ）規則第３条の２に基づく測定器

①　検知管法

空気中のガス濃度を簡易に測定する方法として開発されたもので、測定前の特別な準備やサンプリング後の分析も不要である。この方法は、対象とするガスと反応して着色する検知剤を充てんした検知管の一方からガス採取器で一定量の試料空気を吸引し、着色の度合いや長さによって濃度を測定する方法である。建築物の空気環境測定では、検知剤の変色層の長さで濃度を表示する測長形が使用されており、その品質と性能は日本工業規格（JIS K0804）に定められている。ここでは、建築物の空気環境測定で使用されることが多いガステック検知管（ガステック）と北川式検知管（光明理化学工業）について記述する。

ｉ　検知管式ガス測定器の構成

検知管方式の測定器は、ガス濃度測定のための検知管と試料空気をサンプリングするためのガス採取器から構成されている。建築物の空気環境測定では、ガス採取器のシリンダー内に真空に近い減圧状態を作り、接続してある検知管を通して試料空気を吸引する方式が使用されている。

（ｉ） 検知管

検知管の種類として、変色層の長さを検知管表面に印刷してある濃度目盛から直接読取る「直読式」と添付の濃度表と検知剤の変色層の長さを比較する「濃度表式」がある。また、測定する濃度範囲に適合した検知管を選択する必要がある。

現在、市販されている建築物の空気環境測定に適合する検知管として、ガステック２LL（300～5000ppm、直読式）、ガステック２LC（100～4000ppm、直読式）、北川式 126B（0.01～0.7%、直読式）、北川式 126SF（100～4000ppm、濃度表式）がある。

（ⅱ） ガス採取器

試料空気を検知管内に吸引するための内容積 100ml の円筒状ハンドポンプである。ガス採取器に１例を図６に示す。検知管を取り付けた後、ハンドルを一気に引いて固定すると、シリンダー内部は減圧となる。その状態で一定時間放置しておくと、試料空気が所定の速度で検知管を通り、シリンダー内に吸引される。測定できる濃度範囲を広げるために、50ml の空気が吸引できるような採取器もある。

ⅱ 確認試験

検知管に一定量（100ｍｌ）の試料空気を吸引するために、ガス採取器は測定当日の使用前に気密性の確認試験を行わなければならない。

気密性確認試験の手順

ア 未使用の検知管を取付口に差し込む。

イ ガス採取器のハンドルを押し込み、シリンダーの目印とハンドルの目印を合わせた後、ハンドルを一気に引いて、ハンドルを固定する。

ウ 約１分間放置した後、ハンドルを支えながらハンドルの固定を解除する。ハンドルの固定を解除する時は、シリンダー内が減圧状態になっているので、ハンドルを手で支えながらゆっくりと戻す必要がある。

エ ハンドルが元の位置に戻ることを確認する。ハンドルが戻らない場合は、(6)のガス採取器の保守にしたがって点検とメンテナンスを行う。

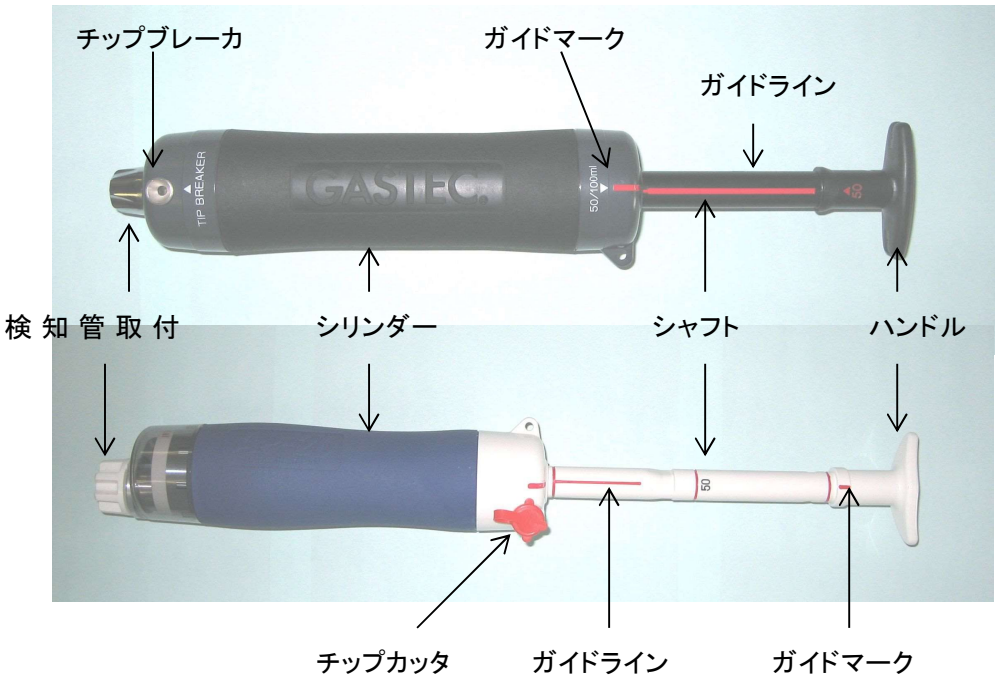

図 6　ガス採取器の 1 例

iii　操作方法

ア　検知管をガス採取器に取り付ける

（ア）測定するガスの検知管を用意する。

（イ）検知管の両端をガス採取器の検知管カッターまたはチップホルダーでカットする。この際、検知管の根元を指で持ち、手前に傾けて折り取る。

（ウ）検知管は通気方向が定められているので、検知管に印刷されている矢印の方向にガス採取器がくるように、または検知管の使用説明書の図にしたがって、検知管を検知管取付口にまっすぐ差し込む。なお、濃度表式のもののように吸入口矢印や説明書などに指示のない場合には、空間の多い側をガス採取器に取り付ける。

イ　試料空気を吸引する

（ア）ガス採取器のハンドルを押し込んで、シリンダー内の空気を完全に排除する。

（イ）ハンドルの目印とシリンダーの目印を合わせる。

（ウ）測定場所でハンドルを一気に引いてハンドルを固定する。

（エ）所定の吸引時間（使用説明書等に記載されたサンプリング時間）放置する。

（オ）所定の時間が経過してハンドルのロックを外した時、少しでもハンドルが戻るような場合にはサンプリングが完全に終了していないので、その位置からハンドルを引き戻して、再び固定してサンプリングを行なう。その後、ハンドルのロックを外してハンドルが戻らないことを確認する。

（カ）100ml 以上の試料空気を必要とする場合は、検知管を取り付けたまま、上記の操作（イの(ｱ)～(ｵ)）を再び繰り返して、所定の試料空気量をサンプリングする。

ウ　検知管の指示値を読み取る

（ア）空気を吸引すると、空気中のガス濃度に応じて検知剤の色が変化する。

（イ）測定終了後、直ちに変色層の先端の目盛または濃度表から濃度を読み取る。この際、ボールペン等で変色層の先端に印をつけると読みやすく、後で確認することができる。

（ウ）濃度表式の検知管での濃度の読み方を図７、８に示す。

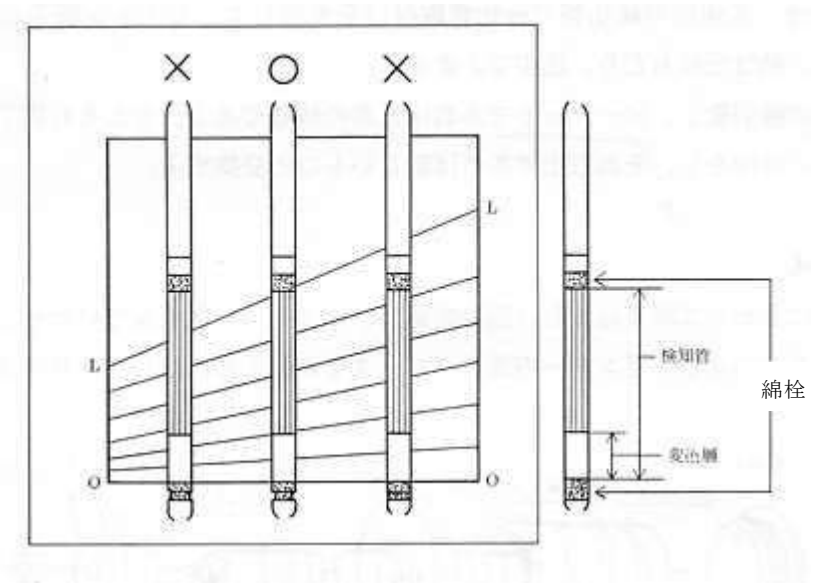

図７　濃度表式の検知管の濃度の読み方

1．先端の変色が淡い場合

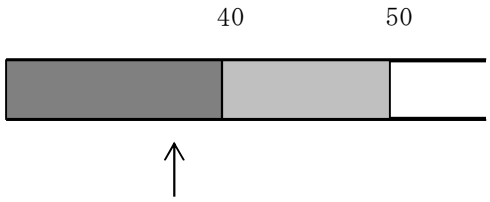

ガステック検知管：淡い変色層の先端と濃い変色の先端の中間を読取る。
この場合は 40 と 50 の中間で、測定値は 45。
北川式検知管　：変色層の先端で読取る。
この場合の測定値は 50。

2．先端の変色が斜めの場合

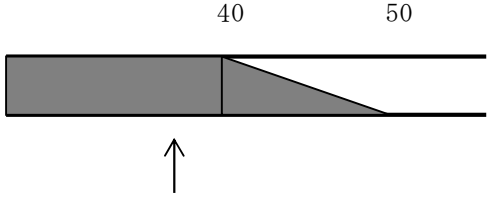

ガステック検知管および北川式検知管ともに、変色層の一番短いところと長いところの中間を読取る。この場合の測定値は 45。

図８　変色層の先端が淡い場合や斜めの場合の濃度の読み方

ⅳ　採取器の保守

気密試験で、空気漏れが見出された場合は下記の対策を行う。

ア　検知管取付口のナットの緩みの有無を確認する。緩んでいる場合は、締め直す。

イ　検知管取付口ゴム（インレットゴム）の損傷の有無を確認する。もし、損傷があれば、新品と交換する。

ウ　シリンダーとピストンの間の気密性を保持しているグリースが劣化している可能性があるので、古いグリースを取り除いた後、新しいグリースを塗り直す。

グリースの塗り直し手順

（ア）ハンドルを途中まで引いてから、ガス採取器のボトムケース（テールブロック）を左に回す。

（イ）ピストンをシリンダーから引き抜く。

（ウ）シリンダーの内面とピストンの外周についているグリースを柔らかい布か紙で拭き取る。

（エ）シリンダーの開口部付近の内面にグリースを塗る。

（オ）ピストンをシリンダーに差し込み、ボトムケース（テールブロック）を右に回して締め付ける。

（カ）ハンドルを 10 回前後前後させてシリンダーにグリースをなじませる。

（キ）ガス採取器の気密性試験を行って、気密性が良好であることを確認する。

ⅴ　使用（測定）上の注意事項

ア　ガス採取器と検知管の組み合わせ

検知管の濃度目盛または濃度表は所定の条件で校正されているので、それ以外の組み合わせや条件では、正確な測定結果は得られない。したがって、異なったメーカーの検知管とガス採取器との組み合わせは避けるべきである。

イ　温度の影響

濃度目盛または濃度表は、通常 20℃で校正されており、０～40℃の範囲で温度補正を必要とする検知管には温度補正表が添付されている。この温度は、検知管内の検知剤の温度を示すが、通常は気温が用いられる。したがって、冷蔵庫に保管されていた検知管を使用する場合には、検知管の温度が測定場所の温度（気温）と同じになってから使用する。

ウ　湿度の影響

大半の種類の検知管は、通常の相対湿度（０～90％）では濃度指示値に影響を受けない。

エ　検知管の有効期間

一定の期間を経過した検知管は、検知剤または反応剤が劣化して正しい測定値を示さないことがあるので、検知管にはそれぞれ有効期間が定められている。また、指定された条件以外で保存された場合は、有効期限以前であってもその精度を保つことはできない。

オ　検知管の保管

保存温度が低いほど、検知管の精度を長く保持することができる（ただし、０℃以下にはしない）。暗所保存とは、室温で直接日光が当たらない場所に保存することをいい、冷暗所保存とは、通常冷蔵庫での保存をいう。

カ　安全・健康への配慮

ケガ防止のため、ガラスの切り口に触れないように注意する。検知管を破損した場合、充填された検知剤によって皮膚等への影響があるために、直接触れないように注意する。触れた場合は、直ちに水で洗い流すこと。

キ　検知管の廃棄

使用済み検知管や期限切れの検知管は、それぞれの取扱説明書にしたがって処分する。これらの検知管は産業廃棄物に該当するので、事業者自身または市長の認可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理することになる。使用済み検知管の大半は、「ガラスくず及び陶磁器くず」に区分されて一般産業廃棄物になる。

（ｂ）同等以上の性能を有する測定器例

①　水酸化バリウム法

一定量の試料空気を取り、一定過剰量の水酸化バリウム溶液層を通して二酸化炭素を炭酸バリウムとして固定した後、未反応の水酸化バリウムをフェノールフタレインを指示薬としてシュウ酸溶液で滴定を行い、通気による水酸化バリウムの消費量から二酸化炭素濃度を計算する。

$$Ba(OH)_2 + CO_2 \rightarrow BaCO_3 + H_2O$$

$$Ba(OH)_2 + (COOH)_2 \rightarrow Ba(COO)_2 + 2\ H_2O$$

②　ガス干渉計法

光の速度が通過する物質の屈折率に反比例することを利用して、１本の光線を２分し、それぞれ屈折率の異なるガスの中を通した後、再び合流させると、干渉縞を生じる現象を利用して、干渉縞の移動量から二酸化炭素濃度を測定する。

③　非分散型赤外線分析法

二酸化炭素分子はその分子構造に関係する赤外領域の光線を吸収する性質があるのに大して、空気の主成分である窒素や酸素などにはそのような性質がないことを利用して、試料空気中の二酸化炭素濃度を連続的に測定する。赤外線吸収法には、分散型と非分散型があるが、非分散型のものは連続した広波長域の赤外線を光源として、フィルタセルや選択性検出器などを組合わせたもので、別名 NDIR(Non Dispersive Infra-Red)と呼ばれている。NDIR 法は、① 分子構造の差異による性質を利用しているために選択性に優れている。② 試料空気をそのまま導入するだけで良いので、応答反応が早く、保守が容易である。③ 連続測定が可能である。④ 多少の流量の変動があっても測定値に影響しないなどの特徴がある。これらの特徴を利用して、セル長やフィルタセル、選択性検出器などを変えることによって、二酸化炭素以外の一酸化炭素、二酸化硫黄、一酸化窒素、メタンなどの分析が可能である。

３）一酸化炭素含有率

（ａ）規則第３条の２に基づく測定器

一酸化炭素含有率の測定は、検知管方式による検定器で行うこととされている。現在、市販されている建築物の空気環境測定に適合する検知管として、ガステック１LC（1～30ppm）、北川式 106SC（1～50ppm）があり、いずれも直読式である。検知管式ガス測定器の構成、ガス

採取器、使用方法、ガス採取器の保守、使用（測定）上の注意事項は、二酸化炭素含有率測定法と同じである。

（ｂ）同等以上の性能を有する測定器例

①　五酸化ヨウ素法

一定量の試料空気を採取して、二酸化炭素（水酸化カリウム溶液）と不飽和炭化水素（飽和臭素水）を除去した後、145℃に加熱した五酸化ヨウ素中に通して（$5CO + I_2O_5 \rightarrow 5CO_2 + I_2$）発生した二酸化炭素を水酸化バリウム法にしたがって分析するか、ヨウ素をヨウ化カリウム液に吸収させ、チオ硫酸ナトリウム溶液を用いて分析する。

②　定電位電解法

試料空気に含まれる一酸化炭素を、ガス透過性隔膜を通して電解槽中の電解質溶液に拡散吸収させ、所定の酸化電位を与えて酸化し、その時に流れる酸化電流量から一酸化炭素濃度を連続的に測定する。

$$CO + H_2O \longleftrightarrow CO_2 + 2H^+ + 2e^-$$　酸化電位：1.3V

③　ホップカライト法

一定量の試料空気を採取して、二酸化炭素（水酸化カリウム溶液）と不飽和炭化水素（飽和臭素水）を除去した後、120℃でホップカライト触媒層を通して二酸化炭素に酸化した後、水酸化バリウム法にしたがって分析する。

④　非分散型赤外線分析法

二酸化炭素の（ｂ）の③を参照。

4）ホルムアルデヒド量

（ａ）2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法（DNPH-HPLC 法）により測定する機器

空気中ホルムアルデヒドを 2,4-ジニトロフェニルヒドラジンを含む捕集剤に吸着すると同時に誘導体化させる。この誘導体をアセトニトリルで溶出させて、高速液体クロマトグラフで測定する。この方法は、ホルムアルデヒド以外のアルデヒド類を同時に測定することができる。空気のサンプリングと同時に、温度と湿度を測定して必要が認められる場合には、温度と湿度による濃度補正を行う。試料空気のサンプリングには、ポンプを使用して一定量の試料空気を捕集管を通す方法（アクティブサンプリング法）と、ポンプを使わずに物質の分子分散を利用する拡散型サンプラーによる方法（パッシブサンプリング法）がある。パッシブサンプラーは長時間（１日）の測定に適している。

（ｂ）4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法（AHMT 吸光光度法）により測定する機器

空気中のホルムアルデヒドを捕集したホウ酸溶液や試料空気を通したトリエタノールアミン含浸捕集剤から溶出した水溶液を、アルカリ性にして 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール溶液と過ヨウ素酸カリウム溶液を加えて赤く発色させ、550nm 付近の吸光度を測定する。この方法は、アセトアルデヒド、ブチルアルデヒド、ベンズアルデヒドなどの他のアルデヒド類が共存していても影響を受けない。温度と湿度による濃度補正は DNPH-HPLC 法と同様である。試料空気のサンプリングにも DNPH-HPLC 法と同様に、アクティブサンプリング法とパ

ッシブサンプリング法がある。

厚生労働大臣が別に指定する測定器（指定測定器）

指定番号	型式	社名	測定原理	測定範囲
1501	FP-30	理研計器㈱	試験紙光電光度法	0～0.4 ppm（30 分測定） 0～1.0 ppm（15 分測定）
1502	710	光明理化学工業㈱	検知管法	0.01～0.12 ppm（30 分測定） 0.04～0.48 ppm（10 分測定）
1503	XP-308B	新コスモス電機㈱	定電位電解法	0.01～1.2 ppm
1504	91P	㈱ガステック	検知管法	0.02～2.4 ppm
1505	91PL	㈱ガステック	検知管法	0.01～0.80 ppm
1506	TFBA-A	㈱住化分析センター	TFBA 捕集・溶媒抽出・ガスクロマトグラフ質量分析法	—
1601	IS4160-SP (HCHO)	㈱ジェイエムエス	電気化学式定電位電解法	0～2.0 ppm
1602	ホルムアルデメータ htV	㈱ジェイエムエス	電気化学式燃料電池法	0.01～50ppm
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	㈱バイオメディア	吸光光度法	0～0.30 ppm（30 分測定） 0～1.0 ppm（3 分測定）
1604	FANAT-10	(有)エフテクノ	化学発光法	0.01～
1901	CNET-A	㈱住化分析センター	CNET 捕集・溶媒抽出・高速液体クロマトグラフ法	—
1902	MDS-100	㈱ガステック	吸光光度法	0～0.20 ppm
2301	FMM-MD	神栄テクノロジー㈱	光電光度法	20 - 1,000 ppb
2701	FP-31	理研計器(株)	試験紙光電光度法	0.000～0.400ppm（30 分測定） 0.00～1.00ppm（15 分測定）
2702	713	光明理化学工業(株)	検知管法	0.01～0.5ppm
2703	261S	(株)ガステック	—（製造・販売終了）	—（製造・販売終了）

(2) 温熱要素の測定法

温熱要素として、温度、相対湿度（以下湿度という）、気流、ふく射熱の４要素があげられる。建築物環境衛生管理基準として、温度・湿度・気流の３項目である。

室内の温熱条件は、吹出口、吸込口等の影響により局所的に極端な環境を呈する場合がある。例えば、窓側の直射日光の影響、過暖房、過冷房による不快感、冷房時の床上気流の過大による足脚部への影響等人体に直接的な影響を与えるため、測定には慎重さが要求される。

１）温度測定法

測定器は、0.5 度目盛りの温度計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いて測定を行うこととされている。

同程度以上の性能を有する測定器として、ガラス棒状温度計、サーミスタ温度計、熱電温度計、自記温度計等があるが、室内の温度測定は、下記に述べるアスマン通風乾湿球湿度計を用いるのがよい。

２）湿度測定法

測定器は、0.5 度目盛りの乾湿球計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いて測定を行うこととされている。

同程度以上の性能を有する測定器として、簡易乾湿球計、アスマン通風乾湿計、電気湿度計、毛髪湿度計などがある。

アスマン通風乾湿計（図９）

アスマン通風乾湿計の原理は、簡易乾湿球湿度計と同様であるが、湿球における水の蒸発量は、空気の流速により異なるので、一定のもとで測定するため普通頭部と呼ばれる丸い金属製の箱の中に風車とそれを駆動するゼンマイ機構又はモータが内蔵されている。また、ふく射熱を防ぐため、温度計を挿入した金属筒はクロムメッキされている。温度計は一重又は、二重管のガラス棒状温度計２本を用い、一方を乾球、他方の球部にガーゼを巻いて湿球としてある。

使用方法は測定場所で湿球部を湿らせ、ゼンマイのネジを一杯に巻き又は、モータのスイッチを ON にする。湿球温度は乾球温度より安定するのに時間を要するので風車が回転し始めてから約３分後の湿球の値を読み、更に１分後（通気後４分）の値を読みとる。３分後と４分後の値が変化していなければその値を湿球温度とする。

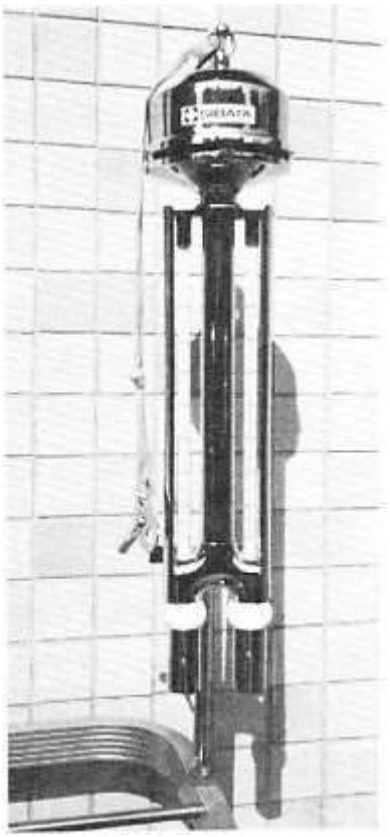

図９　アスマン通風乾湿計

○　湿度の求め方

湿度の求め方はスプルングの式によるが、スプルングの式により求めた湿度表又は空気線図より読みとるのがよい。なお、最近湿度計算尺が市販されていて簡便であるが、計算尺の中心軸のゆるみにより正しい値が出せない場合があるので注意を要する。

注意点

① 湿球部に用いるガーゼは、石けん水で煮沸したのち、きれいな水でよく洗い、のりや油気を除いたものを用いる。

② 湿球ガーゼの巻き方は、ガーゼを一重又は二重にし、しわがよらないように堅く巻きつける（図 10）。その際、ガーゼをきれいな水でぬらしてから包むとうまく取りつけられる。なお、ガーゼを手でよごさないように注意する。

③ ガーゼがよごれていると正しい測定ができないので、ガーゼは頻繁に取り替える必要がある。

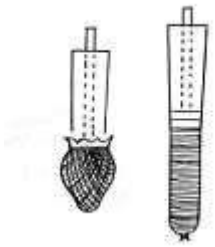

図 10 湿球ガーゼの巻き方

④ 湿球部の通風速度は 3m／s 以上必要である。ゼンマイ式のものは、通風速度が低下するおそれがあるので電動式のものを用いるとよい。

⑤ 温度計と通風筒に差し込むところから空気が吸い込まれないようにパッキンをする。

⑥ 測定中に湿球部の水分が乾燥するので、まめに点検する。ことに低湿度の場合十分注意を要する。

⑦ 湿球部を水でぬらすには清浄な水で付属のスポイトを用いて行うが、この際内筒壁をぬらしてはいけない。

３）気流測定法

気流の測定は、0．2m／s 以上の気流を測定することができる測定器または、これと同程度以上の性能を有する測定器を用いて行うこととされている。

同程度以上の性能を有する測定器としてカタ計、熱線（体）風速計があげられる。

熱線・熱体風速計（携帯用熱式風速計）

原理

熱線にニッケル、白金ロジウム、タングステン等を用い、熱線を一定電圧で加熱すると、風速に比例して熱線に不平衡電流が生じることを利用した定電圧式。風速の変化による熱線の温度変化に応じて瞬時に入力電流が変化し、熱線の温度を一定に保つ定温度式、熱線を一定電流で加熱すると風速に変化して熱線に不平衡電圧が生じる定電流式風速計等がある。他に熱電対風速計、サーミスタ風速計、シリコン風速計等がある。

使用方法

エレメント（受風部）の指向特性を考慮し、気流の流れの向きをよく確認のうえエレメントの方向指示マークを風上に向け測定する。

最近デジタル表示の風速計が開発されてきたが、大多数はまだメータ表示である。メータ指針は常に変動しているのでその変動幅の中間点を読みとる。変動が激しく読みとりにくい場合は、数回連続して読みとり、平均値を風速とするとよい。

エレメントの指向特性について、気流の読みとり値に一番大きな影響を与えるのがエレメントの幾何学的形状による指向特性である。エレメントの指向特性を十分認識したうえで測定を行わなければならない。

以下図 11 に代表的エレメントの形状と指向特性のうち方位角指向特性を示す。

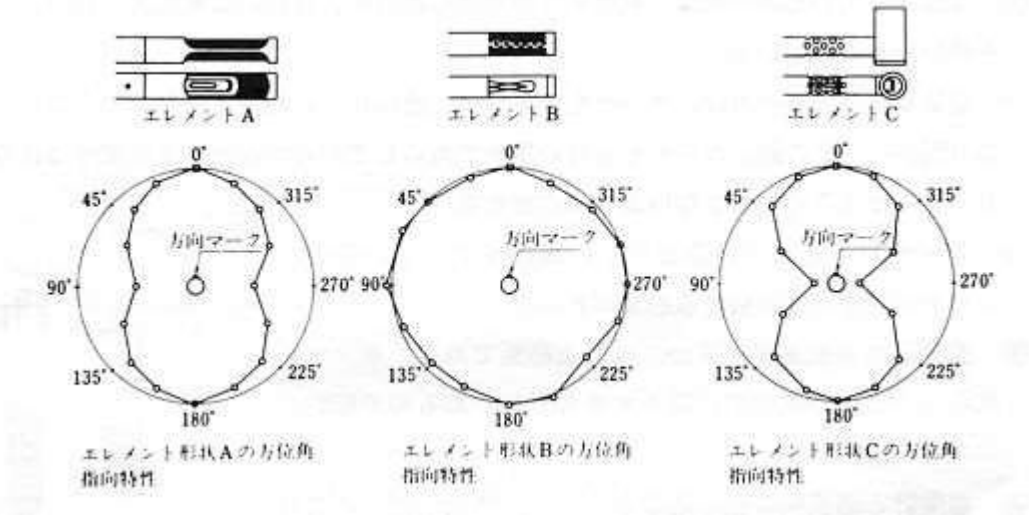

図 11　エレメントの形状と方位角指向特性
（引用文献：木村、南野、綱島、携帯用熱式風速計の特性について、
第 37 回日本公衆衛生学会　講演集：1978）

(3)　測定機器使用上の注意点

電動式の計測器すべてにいえることであるが、電源を入れた直後に測定を開始してはならない。機器が安定するのに、電源 ON から 10 分間以上要する場合もある。この時間を暖機時間（安定するのに要する時間）といい、この間、感度に相当の変動（ドリフト）がみられる。そのため、安定に至るまでの間に測定を行った場合、測定値に大幅な誤差を生じさせる原因となり、せっかくの測定値がまったく無意味なものとなり、評価に大きな誤りを引き起こす危険性が生じる。そのため、暖機時間は機種毎に指示された時間は守らなければならない。

電源が電池式の場合、バッテリーチェックを頻繁に行い、電圧の低下した状態での使用は絶対さけなければならない。また測定完了後、電池をそのまま装着しておくと電池の漏液により思わぬ故障の原因となるので長い間使用しない時は、電池をぬきとり保管する。

充電方式の機器は、過充電による思わぬ事故や機器の破損を伴うことがあるので、その機器に必要な充電時間を確認し、必要以上の充電時間は避けなければならない。

測定機器は精密機器であり、衝撃を与えたり、落下しないよう慎重に取扱わなければならない。

資料７　空気清浄装置設置基準

（JACA No. 3. B－1978）

（抜粋）

第 11 章　空気清浄装置の現場試験方法

11．1 適用範囲

この現場試験方法は空気清浄装置の設置状態における性能の試験方法について規定する。

11．2　試験目標

設置現場におけるエアフィルタの性能の試験項目は、次の 2 項目について行う。

〈1〉 圧力損失

〈2〉 粉じん捕集率

11．3　機器

エアフィルタの現場試験において必要な機器は基本的に次のものから構成する。

〈1〉 ダクト内の風量を測定するための風速計。

〈2〉 エアフィルタの圧力損失を測定するためのマノメータ。

〈3〉 ダクト内の粉じんを捕集するための装置。

11．4　試験方法

現場におけるエアフィルタの処理風量は、風速計を用いてダクト内の平均風速を JIS B　8330 送風機の試験及び検査方法に準じて測定し、エアフィルタの処理風量を求め、設計風量を確認して、次の試験を行う。

(1) 圧力損失

エアフィルタの圧力損失は、エアフィルタの上流側及び下流側における全圧差をマノメータを用いて測定する。

(2) 粉じん捕集率

エアフィルタの上・下流における粉じん濃度をローポリウムエアサンプラ又は相対濃度計を用いてそれぞれ測定し、このときの粉じん捕集率は次式から求める。

$$\eta = \frac{C_1 - C_2}{C_1} \times 100\ (\%)$$

C_1：上流側における粉じん濃度（mg／m³）

C_2：下流側　　〃　　（mg／m³）

◎　マノメータ　manometer

液体の圧力測定に用いられる計測器で液柱圧力計ともいう。両端が開いたガラス管をＵ字状に曲げ、その中に水銀または水を入れたもので、一端を測定したい気体または流体につなぎ、また他端に大気圧または比較すべき気体または液体をつなぎ、液柱の差から液体の圧力または圧力差を測る。また、一方の断面積を管に比べて広い液槽にした気管式もある。

Ｕ字管液柱圧力計
（マノメータ）

◎　圧力損失

エアフィルタを通過する空気は、通過風速の 1～2 乗に比例する抵抗を受ける。粉じんの捕集にしたがって抵抗は増加してゆくので、送風機の特性によっては、風量低下の原因となる。

資料８　保健センター一覧表

保健センター名	担　　当	担当区	住　　所	電話番号
千種保健センター	環境薬務室 住居衛生・薬務担当	千種区、昭和区、 瑞穂区、名東区	千種区星が丘山手 103	753－1973
中村保健センター	環境薬務室 住居衛生・薬務担当	西区、中村区、 熱田区、中川区	中村区松原町 1－23－1	433－3064
中保健センター	環境薬務室 住居衛生・薬務担当	東区、北区、 中区、守山区	中区栄四丁目 1－8	265－2256
南保健センター	環境薬務室 住居衛生担当	港区、南区、 緑区、天白区	南区東又兵ヱ町 5－1－1	614－2862

名古屋市建築物衛生管理の手引き

発行　名古屋市健康福祉局

発行日　令和５年１月